

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月

山陽学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	10
基準 3. 教育課程	44
基準 4. 教員・職員	65
基準 5. 経営・管理と財務	72
基準 6. 内部質保証	81
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	85
基準 A. 地域連携	85
V. 特記事項	89
VI. 法令等の遵守状況一覧	90
VII. エビデンス集一覧	101
エビデンス集（データ編）一覧	101
エビデンス集（資料編）一覧	101

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1) 建学の精神

山陽学園大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、明治19(1886)年に宣言された学校法人山陽学園の前身である山陽英和女学校の「設立趣旨」にある「男女ハ車輪羽翼ノ如シ」という言葉に表れている。

男尊女卑といわれていた当時の社会経済状況下にあつて、女性が人として自立し、母性として子どもを産み慈しみ育てることが、人間社会の基礎をつくり、その発展につながるという崇高な役割を担っていることを示し、男女は両輪、両翼であると唱える「設立趣旨」は極めて開明的、先端的なものであつた。

この建学の精神は、今日では、教育活動を通して、性別、人種、障がいの有無等にかかわらず多様な人々が活躍できる共生社会の実現に寄与することを意味しており、その先進性ととも、本学教育の基盤となっている。

2) 教育理念と教育目標

本学の教育理念は「愛と奉仕」という言葉で表現される。愛とは慈愛、慈悲、思いやりの心のことであり、奉仕とは愛から生まれ、無償で人のために尽くすことを意味する。この教育理念は、山陽学園大学学則（以下、「大学学則」という。）においても明確にうたわれ、第1条において「本学は、明治19年の学園創立以来一貫して培われた『愛と奉仕の精神』を基礎とし」「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する事を目的とする」と定めている。

本学は、この理念を礎として山陽学園創立から今日までに培われた「一人ひとり」そして「人と人との出会い」を大切にす学生本位の教育を基軸に、全人格の陶冶へとつながる「人間教育」を推進することで、大学学則に定める「幅広く深い教養および総合的な判断力」と「豊かな人間性」を有する人材の育成を目指している。そして、ガバナンス・コード及び教学マネジメント基本方針において、その具体像として次のような人材を育成することを掲げ、教育目標としている。

- ①人としての尊厳を尊重し、自尊心を持つとともに、利他の意識、他者とともに生きる力を身に付けた人材
- ②地域社会の発展に貢献できる専門知識や技能を身に付けるとともに、人生をよりよく生きるために不可欠な教養や思考力、判断力、コミュニケーション能力を備えた人材
- ③時代の変化に的確に対応し、主体的に課題を発見・解決できる能力を身に付けた、実社会で即戦力となる人材

3) 大学の個性・特色等

(1) 山陽スタンダード科目を起点とする人間教育の推進

教育理念である「愛と奉仕」についての学生の理解を深め、教育目標に掲げる人材の基本を形成する「知的生き方概論」と「人間学」の2つの必修科目を全学共通科目の「山陽スタンダード」として設置しており、これを起点として、全人格の陶冶へとつながる「人間教育」を推進している。

(2) 教学マネジメント基本方針に基づく学びの高度化と質保証

本学では、平成30(2018)年度に地域マネジメント学部を設置し、地方創生に向けた地域

の活性化を担う人材の育成に取り組むとともに、令和 4(2022)年度には同学部のカリキュラムを社会貢献と産業活性の 2 分野に再編した。また、同年度には総合人間学部生活心理学科（現ビジネス心理学科）の学びを、心理学をベースとした上でビジネスに役立つ心理学とデータサイエンスの 2 分野をより深く学ぶカリキュラムに再編した。さらに、令和 6(2024)年度からは同学部言語文化学科のアジアコースを独立させて「アジアに強い」学科を目指すなど、時代と学生のニーズの変化に対応するために学びの内容を不断に見直し、高度化させている。

こうした実績を踏まえ、令和 5(2023)年 3 月には「教学マネジメント基本方針」を策定したところであり、取り組みの体制、役割分担や PDCA の仕組みを明文化して全学で共有することで、効果的な教学マネジメントを推進している。

(3) 本学の特性を生かした地域連携の推進

本学では、平成 30(2018)年度に従来のボランティア支援・社会サービスセンターをボランティア支援・地域連携推進センターに再編し、さらに、令和 4(2022)年度には地域連携推進センターとして独立させたところである。同センターが中心となって、地域自治体および各種団体との連携事業、大学間連携事業、高大連携事業、公開講座、公開講演会など、様々な地域連携活動に積極的に取り組んでいる。また、センターに配置している産学官連携コーディネーター（地域マネジメント学部所属の実務経験を有する教員）の活動を通して、産業界との新しい連携を推進している。

高大連携の取り組みとして、地域マネジメント学部の「地域マネジメントコンテスト」、総合人間学部言語文化学科の「高校生英語プレゼンテーションコンテスト」を開催するとともに、令和 4 (2022)年度からは全学科で高校生が大学の学びを体験できる「アカデミック・インターンシップ」を実施している。

II. 沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 19 (1886) 年 10 月	岡山市東中山下に山陽英和女学校創設。
明治 25 (1892) 年 9 月	校名を山陽女学校に改称。
明治 31 (1898) 年 10 月	校名を山陽高等女学校に改称。
明治 41 (1908) 年 12 月	上代淑校長に就任。
昭和 20 (1945) 年 6 月	岡山市戦災。校舎・寄宿舎全焼。
昭和 22 (1947) 年 4 月	山陽高等女学校に中学校を併設。
昭和 23 (1948) 年 4 月 5 月	学制改革により山陽女子高等学校・山陽女子中学校となる。 財団法人山陽女子高等学校を財団法人山陽学園と改称。
昭和 26 (1951) 年 4 月	財団法人山陽学園を学校法人山陽学園と改称。
昭和 44 (1969) 年 4 月	山陽学園短期大学（家政科）開学。 上代皓三初代学長就任（～S59）。
昭和 45 (1970) 年 4 月	山陽学園短期大学家政科を家政学科家政学専攻と家政学科食物栄養学専攻に分離。
昭和 46 (1971) 年 4 月	山陽学園短期大学に専攻科家政学専攻を設置。
昭和 47 (1972) 年 4 月	山陽学園短期大学に幼児教育学科および専攻科食物栄養学専攻を設置。

山陽学園大学

昭和 49 (1974) 年 4 月	山陽学園短期大学附属幼稚園を設置。
昭和 50 (1975) 年 4 月	山陽学園短期大学幼児教育学科に専攻科を設置。
昭和 60 (1985) 年 4 月	福田稔第 2 代学長就任 (～H10)。
昭和 61 (1986) 年 10 月	山陽学園創立 100 周年記念式典挙行。
昭和 63 (1988) 年 4 月	山陽学園短期大学国際教養学科を設置 (～H8)。
平成 元 (1989) 年 10 月	山陽学園短期大学創立 20 周年記念式典挙行。
平成 2 (1990) 年 4 月	上代淑人学園長就任。
平成 3 (1991) 年 4 月	山陽学園短期大学に専攻科国際教養学専攻を設置。 山陽学園短期大学家政学科食物栄養学専攻を食物栄養学科に改組。 山陽学園短期大学家政学科を生活学科に名称変更し、生活学科に生活学専攻・生活造形専攻の 2 専攻を置く。
平成 6 (1994) 年 4 月	山陽学園大学 (国際文化学部) 開学。コミュニケーション学科・比較文化学科の設置。
平成 8 (1996) 年 4 月 7 月	山陽学園短期大学専攻科家政学専攻を生活学・生活造形専攻に名称変更。 山陽学園短期大学国際教養学科を廃止。
平成 11 (1999) 年 4 月	山陽学園短期大学生活学科生活学専攻、生活造形専攻を人間文化学科、生活デザイン学科の 2 学科に分離改組。 秋山和夫第 3 代学長就任 (～H12. 9)。
平成 13 (2001) 年 4 月	大黒トシ子第 4 代学長就任 (～H18)。
平成 15 (2003) 年 4 月	山陽学園大学国際文化学部をコミュニケーション学部に変更。 山陽学園短期大学生活デザイン学科をキャリアデザイン学科に変更。
平成 17 (2005) 年 4 月	山陽学園短期大学人間文化学科を廃止。 山陽学園短期大学専攻科生活学・生活造形専攻および食物栄養学専攻を廃止。
平成 18 (2006) 年 9 月 10 月	山陽学園大学 (国際文化学部) 比較文化学科を廃止。 山陽学園創立 120 周年式典挙行。
平成 19 (2007) 年 4 月	赤木忠厚第 5 代学長就任。
平成 21 (2009) 年 4 月	山陽学園大学看護学部看護学科を開設。 山陽学園大学コミュニケーション学部コミュニケーション学科を総合人間学部生活心理学科・言語文化学科に改組。 山陽学園大学・山陽学園短期大学を男女共学化。
平成 25 (2013) 年 4 月	山陽学園大学大学院看護学研究科看護学専攻を開設。 實成文彦第 6 代学長就任。
平成 28 (2016) 年 4 月 10 月	山陽学園大学助産学専攻科を開設。 齊藤育子第 7 代学長就任。 山陽学園創立 130 周年式典挙行。
平成 30 (2018) 年 4 月	地域マネジメント学部地域マネジメント学科を開設。
令和 5 (2023) 年 4 月	総合人間学部生活心理学科をビジネス心理学科に変更。

2. 本学の現況

- ・ 大学名 山陽学園大学
- ・ 所在地 岡山県岡山市中区平井一丁目 14- 1
- ・ 学部及び大学院の構成（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	入学定員	編入学定員	収容定員
総合人間学部	言語文化学科	60	5	230
	ビジネス心理学科	30	5	130
地域マネジメント学部	地域マネジメント学科	50	0	200
看護学部	看護学科	78	4	320
計		218	14	880

大学院	専攻	入学定員	収容定員
看護学研究科	看護学専攻(修士課程)	6	12

専攻科	入学定員	収容定員
助産学専攻科	10	10

- ・ 学生数（令和 6（2024）年 5 月 1 日現在）

学部名	学科名	1 年	2 年	3 年	4 年	合計
総合人間学部	言語文化学科	42	36	39	50	167
	ビジネス心理学科	42	39	20	33	134
地域マネジメント学部	地域マネジメント学科	37	34	39	44	154
看護学部	看護学科	75	67	64	71	277
計		196	176	162	198	732

大学院	専攻	1 年	2 年	合計
看護学研究科	看護学専攻(修士課程)	2	1	3

専攻科	1 年	合計
助産学専攻科	10	10

山陽学園大学

・教員数（令和6（2024）年5月1日現在）

学部名	学科名	教授	准教授	講師	助教	助手
総合人間学部	言語文化学科	8	3	2	0	0
	ビジネス心理学科	3	6	0	0	0
地域マネジメント学部	地域マネジメント学科	6	2	4	0	0
看護学部	看護学科	9	3	9	3	0
計		26	14	15	3	0

大学院	専攻	教授	准教授	講師	助教	助手
看護学研究科	看護学専攻(修士課程)	8	3	2	0	0

※ 看護学部看護学科教員が兼担

専攻科	教授	准教授	講師	助教	助手
助産学専攻科	1	2	0	0	0

・職員数（令和6（2024）年5月1日現在）

所属	専任職員	臨時職員	派遣職員
大学	28	6	0
短期大学	8	5	4
計	36	11	4

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

使命・目的及び教育目的を学則などに具体的に明文化しているか。

本学の使命・目的は、大学学則第 1 条において「本学は、明治 19 年の学園創立以来一貫して培われた『愛と奉仕の精神』を基礎とし、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎のうえに、学術の中心として総合人間学、地域マネジメント学および看護学に関する専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する事を目的とする」と明確に定めている。【資料 1-1-1】

さらに、大学学則第 2 条では、次のとおり各学部・学科における教育目的を定めている。

(1) 総合人間学部

国際化、情報化、多様化した現代社会の中で、自己を確立して人間らしく生き、より良好な社会や人間関係を構築するための理念や方途を教育研究し、それによって次世代を担う人材の社会貢献に資することを目的とする。

① 言語文化学科

英語、日本語および東アジアの言語を実践的に学ぶとともに、言語の背景にある社会的、文化的な特質を教育研究し、多文化共生の理念に基づき、地域社会や国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

② ビジネス心理学科

現代社会における人の心理や行動を科学的に分析する知識や技能を修得するとともに、社会生活や経済活動等での諸問題を理解し、解決する方策を主体的に提案、実践できる人材を育成することを目的とする。

(2) 地域マネジメント学部

理論と実践の往還により知識・技能を着実に修得し、地域の中核となって主体的・実践的に活躍できる人材を養成することで、地域社会の変革・創造に資することを目的とする。

(3) 看護学部

本学の伝統である「愛と奉仕」の精神に基づき、豊かな教養と人間愛を備え、科学的思考法と専門的知識・技術を体得し、社会的信頼を得るに足る看護専門職者を育成することを目的とし、もって保健・医療・福祉の向上に貢献することを使命とする。

大学院の使命・目的については、山陽学園大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第1条に「看護学分野に関する学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、看護実践能力の向上を図り、地域社会における人々の健康と福祉の向上及び看護学の発展に寄与することを目的とする」と明記している。【資料 1-1-2】

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的をわかりやすく簡潔に文章化しているか。

使命・目的及び教育目的については、平易な文章を用いその意味及び内容について具体的かつ簡潔に文章化している。これらはガバナンス・コード、履修ガイド及び大学公式ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載している。【資料 1-1-3】【資料 1-1-4】【資料 1-1-5】

1-1-③ 個性・特色の明示

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色を反映し、明示しているか。

本学の個性・特色は、I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等に記載のとおり、次の3点であり、これらはガバナンス・コードに明記し、全教職員で共有するとともに、ホームページに掲載することで公表している。

- ①山陽スタンダード科目を起点とする人間教育の推進
- ②教学マネジメント基本方針に基づく学びの高度化と質保証
- ③本学の特性を生かした地域連携の推進

1-1-④ 変化への対応

社会情勢などに対応し、必要に応じて使命・目的及び教育目的の見直しなどを行っているか。

本学の使命・目的及び教育目的については、グローバル化の進展、SDGs 達成に向けた取り組みの拡大、DX の加速などの社会情勢を踏まえ、教育研究等の自己点検・自己評価の PDCA サイクルを運営する中で継続的な見直しを行い、自己評価委員会での協議を経て、本学の重要事項を審議する合同会議で変更等を決定している。

また、教学面では、教学マネジメント基本方針に基づき、教育内容の点検・評価と改善を行う中で、教学推進会議の助言の下、各学科が学問分野の進展や社会のニーズの変化に適合しているかを点検しており、令和 5(2023)年 4 月施行の大学学則の改正では、ビジネス心理学科の教育目的を改めた。【資料 1-1-6】

さらに、学科の三つのポリシーについても、カリキュラム改変等と連動させながら、定期的に見直しを行っている。【資料 1-1-7】【資料 1-1-8】

使命・目的及び教育目的が、掲載する媒体により、異なる表現となっている場合、その趣旨が一貫したものとなっているか。

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的を記載する各種媒体においては、すべて統一した表現となっており、一貫性が保たれている。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神や教育理念を踏まえた教育目的・目標等については、学生本位の学びの目標となるよう、時代の変化を視野に不断の見直しを行っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的の策定並びに見直しに役員、教職員が関与・参画しているか。

本学の使命・目的及び教育目的は、大学学則第 1 条及び第 2 条に規定しており、その重要性については、役員や教職員に理解されている。

また、これらの制定及び改正については、本学の重要事項を審議する合同会議で審議した後、法人の経営会議で審議され、最終的に理事会の決議を得て行われている。合同会議は、学長、副学長のほか学部長、事務部門の長で構成しており、さらに、その審議事項及び議事録は構成員に加えて学科長にも配布していることから、学科長、事務部門の長を通じて教職員に周知している。【資料 1-2-1】

1-2-② 学内外への周知
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的をどのように学内外に周知しているか。

本学の使命・目的や教育目的を規定している大学学則や大学院学則は、ホームページに掲載して学内外へ広く周知している。また、学部ごとで作成している履修ガイドにも掲載し、学生への周知も行っている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】

1-2-③ 中長期的な計画への反映
<input type="checkbox"/> 使命・目的及び教育目的を中長期的な計画に反映しているか。

令和 4(2022)年 3 月に策定した学校法人山陽学園中期計画では、3ビジョン達成のための具体的な計画の「教育・研究活動」の「2 大学・短期大学・大学院の教育研究活動」は、本学の使命・目的や教育目標を反映したものとなっている。【資料 1-2-4】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

□ 使命・目的及び教育目的を三つのポリシーに反映しているか。

本学では、学位の単位である学科ごとに、建学の精神、使命・目的、教育目標を基にディプロマ・ポリシーを定めている。このディプロマ・ポリシーに基づき、その具体的取組としてカリキュラム・ポリシーを定め、また、ディプロマ・ポリシーに沿ってアドミッション・ポリシーを定めることによって、育成する人材像、求める入学者等を明確にしている。【資料 1-2-5】

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

□ 使命・目的及び教育目的を達成するために必要な学部・学科等の教育研究組織を整備しているか。

本学の使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、大学では総合人間学部言語文化学科及びビジネス心理学科、地域マネジメント学部地域マネジメント学科並びに看護学部看護学科の3学部4学科と助産学専攻科を、大学院では看護学研究科の1研究科を設置している。

また、全学的な様々な活動を推進・支援するため、図書館をはじめ、共生・グローバル推進センター、キャリアセンター、地域連携推進センター、情報教育センター、学修支援センターなどの組織を設置している。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】

加えて、大学、大学院及び短期大学合同で、学内の重要課題の協議や情報共有の場として、毎月2回定例的に各部の所属長が出席する合同会議を開催するとともに、教学推進会議を設置し、教学に関する重要課題を協議している。これらで協議し決定した事項等については、各学部教授会や研究科委員会等を通して全学の教職員に周知され共有されている。

【資料 1-2-1】【資料 1-2-8】

(3) 1-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の使命・目的及び教育目的の反映については、これまでの取組を継続するとともに、大学を取り巻く環境や社会情勢を踏まえ、中期計画や三つのポリシーの点検と見直しを行い、併せて必要な教育研究組織の見直しを行っていく。

【基準1の自己評価】

大学及び大学院の使命・目的及び教育目的は、建学の精神を踏まえ、大学学則及び大学院学則において具体的かつ明確に定めており、本学の個性・特色を適切に表現している。建学の精神と使命・目的及び教育目的は、履修ガイド、ホームページなど、あらゆる機会・媒体を通じて情報発信を図り、学内外に周知している。使命・目的及び教育目的を反映した中期計画・事業計画に基づき、事業を実施している。

また、建学の精神に基づく使命・目的及び教育目的を遂行するための教育研究組織を整備し、かつ、三つのポリシーも改定するなど、適切に運営できている。

以上のことから、基準1「使命・目的等」を満たしていると評価する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、アドミッション・ポリシーを定め、周知しているか。
--

<大学>

本学のアドミッション・ポリシーは【資料 2-1-1】のとおりである。

現行のアドミッション・ポリシーは、中央教育審議会大学教育部会が示したガイドラインに沿って、平成 28(2016)年度に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性や一体性に留意しながら策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。

このアドミッション・ポリシーは、受験生が大学選択の参考にする「大学案内」をはじめ、「学生募集要項」やホームページに明示するとともに、オープンキャンパスをはじめ、高校訪問、大学見学会、高校進学ガイダンスなど、受験生や保護者等に直接広報できる機会に、本学の「愛と奉仕」の教育理念にも触れながら説明している。【資料 2-1-2】【資料 2-1-3】

大学案内は 22,000 部、募集要項は 8,000 部作成（令和 5(2023)年度実績）して、高校に配布するとともに資料請求者には無償で提供している。

<大学院・助産学専攻科>

大学院及び助産学専攻科のアドミッション・ポリシーは【資料 2-1-4】【資料 2-1-5】のとおりである。

大学院及び助産学専攻科についても、大学と同様に中央教育審議会大学教育部会が示したガイドラインに沿って、平成 28(2016)年度に、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの整合性や一体性に留意しながら策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。

このアドミッション・ポリシーは、大学案内とホームページに加えて、大学院の案内と募集要項、助産学専攻科の案内と募集要項にも明示して、学内外における進学説明会や個別の進学相談などの機会を通して周知を図っている。大学院案内及び助産学専攻科案内はそれぞれ 1,800 部作成（令和 5(2023)年度実績）している。【資料 2-1-6】【資料 2-1-7】【資料 2-1-8】【資料 2-1-9】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<input type="checkbox"/> アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ妥当な方法により
--

、適切な体制のもとに運用し、その検証を行っているか。

<大学>

入学者の受け入れに当たっては、総合人間学部言語文化学科・ビジネス心理学科、地域マネジメント学部地域マネジメント学科及び看護学部看護学科において、各アドミッション・ポリシーを踏まえ、受験生の資質・能力を多面的に評価し、多様な学生を受け入れることができるよう、入試区分、入試日程、選考方法を工夫した入試制度を採用している。

【資料 2-1-3】

入試制度については、令和3（2021）年度の大学入試改革に合わせて本学においても、より多面的、総合的に能力を評価する選抜になるよう、(1) 総合型選抜（Ⅰ～Ⅲ期）、(2) 学校推薦型選抜（指定校制）、(3) 学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）、(4) 学校推薦型選抜（公募制）（Ⅰ～Ⅲ期）、(5) 一般選抜（Ⅰ～Ⅲ期）、(6) 大学入学共通テスト利用（Ⅰ～Ⅲ期）、(7) 社会人特別選抜（Ⅰ・Ⅱ期）に加え、(8) 編入学試験、(9) 外国人留学生募集の新たな入試制度を導入した。

(1) 総合型選抜

総合型選抜では、Ⅰ期からⅢ期の一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。また、出願資格について募集要項に詳細を記し、アドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を実施している。

出願の際には、入学願書及び調査書とともに学部ごとに次のような項目について「エントリーカード」を作成させ、提出を求めている。【表 2-1-1】

また、エントリーカードでは、志望する学科のアドミッション・ポリシーを理解し、自分がそれに該当しているかどうかをチェックする欄を設けている。

【表 2-1-1】 エントリーカード記載事項

<総合人間学部>

- ①山陽学園大学総合人間学部を志望する理由は何ですか。
- ②高校時代に主体的に取り組んだことについて、具体的に書いてください。
- ③将来のビジョンについて、入学後に学びたいことや取得したい資格、サークル活動等と関連付けて書いてください。

<地域マネジメント学部>

- ①これまで地域で活躍した実績と、これまで学校で学んだ授業科目の内容がそれらの活動にどのように役立ったか、その関連性について書いてください。
- ②山陽学園大学地域マネジメント学部を志望する理由と、本学部入学後のビジョン（どのような学生生活を送りたいか）について、これまでの地域活動の経験を踏まえて書いてください。

<看護学部>

- ①山陽学園大学看護学部を志望する理由は何ですか。
- ②めざす看護師像と将来の抱負を書いてください。
- ③高校時代に重点を置いて学んだ科目とその内容について書いてください。

入学試験においては、総合人間学部、地域マネジメント学部では、主体性・多様性・協働性、行動力、表現力を評価するため、エントリーカードの記載事項のうち、次の項目について、面接時に口頭発表を求めている。【表 2-1-2】

【表 2-1-2】口頭発表を求める事項

〈総合人間学部〉

志望理由、高校時代に主体的に取り組んだこと、将来のビジョン

〈地域マネジメント学部〉

地域における活動実績と本学部入学後のビジョン

看護学部では、英語及び数学の基礎学力検査も課し、知識・思考力・判断力・表現力を評価している。

また、3学部とも、面接では、志望動機・意思、知識・思考力・表現力、学習意欲・態度、学科への適性を評価している。

(2) 学校推薦型選抜（指定校制）

学校推薦型選抜（指定校制）では、学科ごとに公表しているアドミッション・ポリシーへの適性を有するとともに、本学の規定する成績基準を満たす者として学校長が推薦し、本学を専願する者を対象としている。

推薦書は、学力の3要素及び学科別のアドミッション・ポリシーに対する適格性についての学校長の5段階評価をもとに評価する。

面接では、志望動機・意思、知識・思考力・表現力、学習意欲・態度、学科への適性を評価している。

(3) 学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）

学校推薦型選抜（スポーツ・文化活動）は、高校在学中のスポーツ・文化活動を評価する入試制度であり、推薦書には、学力の3要素に対する適格性についての学校長の5段階評価とスポーツ・文化活動の実績の提出を求めている。

面接では、志望動機・意思、知識・技能・表現力、学習意欲・態度、主体性・多様性・協働性、学科への適性を評価している。

(4) 学校推薦型選抜（公募制）

学校推薦型選抜（公募制）では、Ⅰ期からⅢ期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

Ⅰ期～Ⅲ期ともに、調査書の学習成績の状況の全体の平均値が、総合人間学部及び地域マネジメント学部では3.0以上の者、看護学部では3.5以上の者とする出願資格を設け、学科別のアドミッション・ポリシーに適していると校長が認め推薦した者を対象としている。

選考方法は、Ⅰ期～Ⅲ期で学部ごとに次のようにアドミッション・ポリシーに沿った入学者選抜を工夫している。【表 2-1-3】

【表 2-1-3】 学校推薦型選抜（公募制）の選抜方法

I 期	総合人間学部、地域マネジメント学部 小論文、推薦書及び調査書評価 面接
I 期	看護学部 基礎学力検査（英語・数学）、推薦書及び調査書評価 面接
II 期、III 期	総合人間学部、地域マネジメント学部、看護学部 小論文、推薦書及び調査書評価 面接

推薦書については、学力の3要素及び学科別のアドミッション・ポリシーに対する適格性についての学校長の5段階評価をもとに評価する。

小論文試験では文章を理解してまとめる力や、指示を判断して自分の考えを人に伝える力を評価するため、記述式の総合問題形式としている。

面接では、志望動機・意思、知識・思考力・表現力、学習意欲・態度、学科への適性を評価している。

(5) 一般選抜

一般選抜では、I期からIII期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

学力検査の選択科目は次の教科・科目から選択することとしている。【表 2-1-4】

【表 2-1-4】 一般選抜の学力検査の選択科目

①「国語総合（古文・漢文を除く。）」
②「コミュニケーション英語Ⅰ・コミュニケーション英語Ⅱ・英語表現Ⅰ・英語表現Ⅱ」
③「数学Ⅰ・数学A」
④「化学基礎・生物基礎」
⑤「生物基礎・生物」
⑥「日本史B」

〈一般Ⅰ期の選択教科科目〉

3学部とも、①～⑥から2教科・2科目を選択。（④と⑤の同時選択は不可）

〈一般Ⅱ期の選択教科科目〉

3学部とも、①②③⑤から2科目を選択

一般Ⅰ期及びⅡ期は上記選択科目の学力検査の結果及び調査書評価をもとに選抜を行い、Ⅲ期は3学部とも小論文及び調査書評価をもとに選抜を行っており、総合人間学部と地域マネジメント学部では、学部を超えて第3志望まで出願時に希望することができる。

また、英語の一定以上の資格取得者については、出願書類提出時に、合格証書・公式スコア証明書の提出をもって英語科目の筆記試験に替えることができることとしている。【資料 2-1-3】

(6) 大学入学共通テスト利用

大学入学共通テスト利用では、Ⅰ期からⅢ期の3回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に出願締め切り日を設定し、複数の受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

選考方法は、本学が定める大学入学共通テストの教科科目を受験し、そのうちの2教科・2科目（それ以上受験している場合は高得点のもの）の合計得点と調査書評価で選抜している。

総合人間学部と地域マネジメント学部では、学部を超えて第3志望まで出願時に希望することができることにしている。

(7) 社会人特別選抜

社会人特別選抜では、Ⅰ期、Ⅱ期の2回の機会を設定し、受験生の要望に応じている。

社会人特別選抜は、社会人としての経験を2年以上有し、出願資格に該当する者を対象に、志望理由書評価、小論文、面接の結果により選抜を実施している。

(8) 編入学募集

編入学は、次のいずれかに該当する者を対象に実施している。【表 2-1-5】 【資料 2-1-10】

【表 2-1-5】 編入学募集の対象者

【総合人間学部】

- ① 大学を卒業した者及びその年度に卒業見込みの者
- ② 大学において第2年次までの課程を修了し、60単位以上を修得した者及びその年度に卒業見込みの者
- ③ 短期大学を卒業した者及びその年度に卒業見込みの者
- ④ 大学又は短期大学に準ずる学校を卒業した者及びその年度に卒業見込みの者
- ⑤ 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者及びその年度に修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。
- ⑥ 高等学校の専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者及びその年度に修了見込みの者。ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。
- ⑦ 外国からの帰国者又は留学生で上記のいずれかに該当すると本学が認めた者

【看護学部】

日本の看護師資格取得者(2024年3月31日までに取得見込みの者を含む。)、次のいずれかに該当する者

- ① 短期大学（ただし、外国の短期大学及び我が国において外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含

む。)を卒業した者を除く。)の看護学科を卒業した者及び2024年3月卒業見込みの者

②専修学校の看護系の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者及び2024年3月修了見込みの者(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

③高等学校の看護系専攻科の課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者及び2024年3月修了見込みの者(ただし、学校教育法第90条第1項に規定する大学入学資格を有する者に限る。)

編入学では、Ⅰ期、Ⅱ期の2回の機会を設定し、一定の間隔を空けた時期に試験日を設定し、受験機会を提供し、受験生の要望に応じている。

総合人間学部では、小論文、面接及び書類審査の総合評価で選抜を行っている。

看護学部では、看護基礎学力試験、小論文、面接及び書類審査の総合評価で選抜を行っている。

(9)外国人留学生募集

外国人留学生募集は総合人間学部及び看護学部において実施しており、Ⅰ期、Ⅱ期の2回の試験を実施し、書類審査と面接及び小論文の総合評価で合否判定を行っている。提出書類には、日本語能力試験の結果等、日本語を修得していることの証明書も含まれる。

【資料 2-1-11】 【資料 2-1-12】

また、総合人間学部(令和5(2023)年度入試では言語文化学科のみ)については、外国人留学生に対する編入学試験も実施しており、Ⅰ期、Ⅱ期の2回で、小論文、面接及び書類審査の総合評価で選抜を行っている。【資料 2-1-11】

平成29(2017)年度入試から、前記(2)の学校推薦型選抜(指定校制)を、日本語教育機関にも適用(対象校1校)して実施している。【資料 2-1-13】

<大学院・助産学専攻科>

看護学研究科については、一般選抜と社会人特別選抜を実施している。

一般選抜、社会人特別選抜ともにⅠ期～Ⅲ期の3回実施し、学力試験(専門科目[口述]、英語[筆記])、面接、書類審査により選抜を行っている。【資料 2-1-8】

助産学専攻科については、特別推薦と一般選抜を実施している。

特別推薦入試は本学の看護学科の卒業見込み者で本学が規定する成績基準を満たし、専願の者が対象で、小論文、面接、書類審査により選抜を行っている。

一般試験は、Ⅰ期・Ⅱ期の2回実施し、学力試験(専門科目[筆記])、小論文、面接、書類審査により選抜を行っている。【資料 2-1-9】

入学者の選抜に当たっては、学長が議長を務める入試選考委員会で審議し、合格者案を決定し、教授会で意見を聴いて学長が決定している。また、入試検討委員会では、大学入学者選抜実施要領(文部科学省通知)や学習指導要領の改訂などへの対応、入試実施上の課題や入試区分ごとの入学状況などを参考にしながら、選抜方法・資料等の公正性・妥当

性について検証している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

□ 教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保しているか。

<大学>

令和 2 (2020)年度から令和 6 (2024)年度の入学定員に対する入学者数の割合 (入学定員充足率) 及び収容定員に対する在籍学生数の割合 (収容定員充足率) は、【表 2-1-6】のとおりである。

総合人間学部については、両学科とも令和 3(2021)年度までは入学定員を上回っていた。令和 4(2022)年度に急激に志願者が減少し入学定員充足率は 70%台となったが、令和 5(2023)年度は 84%、令和 6(2024)年度は 93%に回復した。

また、収容定員充足率については、令和 3(2021)年度は 120%であったが、その後減少傾向となり、令和 6(2024)年度は 84%となっている。

このうち言語文化学科については、令和 2(2020)年度までは志願者が多く、受験生のニーズや地域社会からの要請に応えるため、入学定員を令和 2(2020)年度までの 30 人から、令和 3(2021)年度は 40 人、令和 4(2022)年度は 60 人と増やした。令和 4(2022)年度の入学者は 40 人台で大きく変化せず、入学定員充足率は 72%となった。令和 5(2023)年度はコロナ禍の影響で全国的に言語系の志願者が減ったこと等により、入学定員充足率は 62%であったが、令和 6(2024)年度は 70%と上向いている。

また、収容定員充足率については、令和 3(2021)年度は 134%となったが、令和 4(2022)年度に入学定員を増やした影響で減少に転じ、令和 6(2024)年度は 73%となっている。

ビジネス心理学科は、令和 4(2022)年度に心理学の基礎理論をベースに、ビジネスに役立つ心理学とデータサイエンスの基礎を学べる教育内容に、カリキュラムを充実させた。さらにその教育内容をより明確に表し、受験生や企業などにわかりやすいものとするため、令和 5(2023)年度から、学科の名称を「生活心理学科」から「ビジネス心理学科」と改めた。学科の教育内容及び学科名称の変更については、ホームページ、チラシやオープンキャンパス、高校訪問等で広報し周知に努めた。【資料 2-1-14】

学科の特色がよりわかりやすくなったことから、令和 5(2023)年度の入学者は 39 人 (入学定員充足率 130%)、令和 6(2024)年度の入学者は 42 人 (入学定員充足率 140%) と一定の学生確保につながった。

また、収容定員充足率についても概ね 100%前後で推移している。

地域マネジメント学部は、平成 30(2018)年度に、地域づくりや新たな価値の創出などの課題解決を通じて、活性化や貢献を担う人材育成に特化した岡山県内初で唯一の学科として、定員 60 人で開設した。その後、令和 3(2021)年度に 50 人に定員の適正化を行った。入学定員充足率は、令和 3(2021)年度には 94%となったが、令和 5(2023)年度は 68%、令和 6(2024)年度 74%にとどまった。

また、収容定員充足率については、令和 3(2021)年度以降、70%代で推移している。

看護学部については、近年、県内、近県に看護師養成施設が新設されている影響もあり、志願者が減少してきており、令和 3(2021)年度から入学定員未充足という結果となってい

【表 2-1-6】 入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）及び収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）（過去5年間）

学部・学科名	区分	2020	2021	2022	2023	2024	平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
総合人間学部 言語文化学科	入学定員	30	40	60	60	60	—
	入学者数	43	47	43	37	42	42.4
	入学定員充足率	143.3%	117.5%	71.7%	61.7%	70.0%	92.8%
	収容定員	160	140	170	200	230	—
	在籍学生数	179	188	172	166	167	174.4
	収容定員充足率	111.9%	134.3%	101.2%	83.0%	72.6%	100.6%
総合人間学部 ビジネス心理 学科	入学定員	30	30	30	30	30	—
	入学者数	32	32	21	39	42	33.2
	入学定員充足率	106.7%	106.7%	70.0%	130.0%	140.0%	110.7%
	収容定員	160	130	130	130	130	—
	在籍学生数	133	136	125	125	134	130.6
総合人間学部 合計	収容定員充足率	83.1%	104.6%	96.2%	96.2%	103.1%	96.6%
	入学定員	60	70	90	90	90	—
	入学者数	75	79	64	76	84	75.6
	入学定員充足率	125.0%	112.9%	71.1%	84.4%	93.3%	97.3%
	収容定員	320	270	300	330	360	—
地域マネジ メント学部 地域マネジ メント学科	在籍学生数	312	324	297	291	301	305.0
	収容定員充足率	97.5%	120.0%	99.0%	88.2%	83.6%	97.7%
	入学定員	60	50	50	50	50	—
	入学者数	43	47	40	34	37	40.2
	入学定員充足率	71.7%	94.0%	80.0%	68.0%	74.0%	77.5%
	収容定員	180	230	220	210	200	—
看護学部 看護学科	在籍学生数	121	165	162	157	154	151.8
	収容定員充足率	67.2%	71.7%	73.6%	74.8%	77.0%	72.9%
	入学定員	80	78	78	78	78	—
	入学者数	80	64	65	68	75	70.4
	入学定員充足率	100.0%	82.1%	83.3%	87.2%	96.2%	89.7%
	収容定員	320	320	320	320	320	—
看護学科	在籍学生数	306	302	284	274	277	281.8
	収容定員充足率	95.6%	94.4%	88.8%	85.6%	86.6%	88.1%

※ビジネス心理学科は令和5年度に学科名称変更（生活心理学科→ビジネス心理学科）

る。看護学部では、看護専門学校や高等学校専攻科の卒業生に多様な教育機会を提供し、より高度で専門的な学問を修得させるとともに、保健師国家試験の受験資格を取得させることで、学生のニーズや社会的要請に応えるため、3年次への編入学を令和3(2021)年度入試は募集定員2人で、令和4(2022)年度入試からは募集定員4人で開設した。このことにより収容定員の関係から看護学部の入学定員について令和3(2021)年度から78人としている。

また、収容定員充足率は、令和3(2021)年度は94%だったが、令和4(2022)年度以降、80%代後半で推移している。

<大学院・助産学専攻科>

令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）及び収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）は、【表2-1-7】のとおりである。

【表2-1-7】 入学定員に対する入学者数の割合（入学定員充足率）及び収容定員に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）（過去5年間）

学科名	区分	2020	2021	2022	2023	2024	平均
		R2	R3	R4	R5	R6	
大学院 看護学 研究科	入学定員	6	6	6	6	6	—
	入学者	2	1	2	1	2	1.6
	入学定員充足率	33.3%	16.7%	33.3%	16.7%	33.3%	26.7%
	収容定員	12	12	12	12	12	—
	在籍学生数	7	5	4	2	3	4.2
	収容定員充足率	58.3%	41.7%	33.3%	16.7%	25.0%	35.0%
助産学 専攻科	入学定員	10	10	10	10	10	—
	入学者	9	8	9	10	10	9.2
	入学定員充足率	90.0%	80.0%	90.0%	100.0%	100.0%	92.0%
	収容定員	10	10	10	10	10	—
	在籍学生数	10	9	9	12	10	10.0
	収容定員充足率	100.0%	90.0%	90.0%	120.0%	100.0%	100.0%

大学院は平成25(2013)年度に開設し、初年度から収容定員未充足の状態が続いている。近年、全国的に看護学部及び大学院の設置が増加する中で、入学者が1~2人にとどまっている。

助産学専攻科は平成28(2016)年度に開設し、入学者は近年80~90%であったが、令和5(2023)年度及び令和6(2024)年度入学生は10人で100%となった。本学看護学部の学生にも積極的に広報し、本学の看護学部卒業→専攻科入学→国家試験合格→就職という流れを定着させ、助産学専攻科の入学定員充足率の100%維持に努める。

□ 入試問題の作成は、大学が自ら行っているか。

入学試験の実施に当たっては、入学試験業務を主管する入試部と学長が選任した教員と職員からなる委員によって、厳正、公正、公平、確実を旨として、入試問題の作成、答案の採点を行っている。【資料 2-1-15】

入試問題の作成は、本学の教職員のみで行い、答案の採点も本学の教職員のみで行っている。学長が指名した教授を委員長とした「入試問題作成・評価委員会」を設置し、担当者秘匿して、高等学校学習指導要領の内容や過去問との重複、適切な難易度などに留意した作問を行っており、秘密の厳守を徹底している。採点時や判定時には受験生の個人情報隠して受験番号で管理している。

大学院及び助産学専攻科も、大学と同様に組織的な体制を整えて取り組んでいる。

今後も、入試問題の作成は引き続き大学内で行う。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

1 学生募集体制の強化

令和 6(2024)年度入試では、総合人間学部ビジネス心理学科を除く 3 学科で、定員未充足の状態となっており、その改善は本学の喫緊かつ最も重要な課題である。

このため、本学では、オープンキャンパスや高大接続等の取り組みについて、入試部と学科の教員が一体となって取り組む入試部ワーキンググループに加え、令和 6(2024)年 2 月に学長をトップとする学生募集戦略会議を設置するとともに、入試部と広報室及び IR 推進室企画部が連携する体制を整備し、組織的な入試広報、学生募集活動を展開している。

【資料 2-1-16】

また、令和 6(2024)年 4 月には、学生募集戦略会議での議論を経て、「令和 7(2025)年度入試に向けた学生募集活動基本方針」を策定し、FD・SD 等全学研修会議を通じて教職員に周知するとともに、全教職員が総力を挙げて学生募集活動に取り組む機運を醸成した。【資料 2-1-17】

同基本方針は、EBPM (Evidence-Based Policy Making=証拠に基づく政策・方針立案) に則った戦略的な内容となっており、マーケティングの視点に立って、①商品(大学・短大の各学科)、②顧客(高校生等、高校・高校教員、保護者層)、③市場(高校生等が商品を購入する場)と位置付け、それぞれの顧客に対するアプローチの方法を具体的に示すものである。【資料 2-1-18】

また、この方針に基づく高校訪問実施要領を定め、入試部と各学科の役割分担や各学科による高校訪問時期等の調整ルールなどを定め、戦略的かつ効果的な高校訪問活動を行っている。【資料 2-1-19】

大学案内とは別に、学科ごとに学科の強みを PR するチラシを作成している。各教員が高校訪問する際は、自分が所属する学科以外の PR もできるよう、各教員が大学全体の広報ができるようにしている。【資料 2-1-20】

大学院及び助産学専攻科については、募集定員が少数のため、関係機関への的確な情報提供による、一人一人の確実な確保が大切である。特に社会人の志願者を確保するために、年度の早い段階から、本学看護学部卒業生を含めて幅広く PR している。

2 高大連携の促進

高大連携の取り組みは、高校におけるキャリア教育の一環となり、本学においても大学独自の研究内容や学部の情報を高校に提供できるよい機会となる。また、高校生が大学の学びを体験することで、大学に対する理解が進み、進学先の大学、学部とのミスマッチを防ぐことができる。さらに、学ぶ目的を明確にして入学した学生は意欲的でもあるため、大学はアドミッション・ポリシーに適合した学生を受け入れることができる。

(1) アカデミック・インターンシップの実施

本学では令和 4(2022)年度から以下の目的で、アカデミック・インターンシップを新たに企画して実施し、令和 6 (2024) 年度も実施を予定している。【表 2-1-8】

【表 2-1-8】 アカデミック・インターンシップの実施目的

- (1) 高校生が「山陽学園大学・山陽学園短期大学の学び」に触れ、自己の進路に対する目的意識を高める機会を提供する。
- (2) 山陽学園大学・山陽学園短期大学での授業を通じ、学ぶことの魅力や、学問の深さ・探究心を養う契機とする。

初年度は令和 4(2022)年 8 月 4 日、5 日、8 日、2 回目となる令和 5(2023)年度は 8 月 7 日～9 日のそれぞれの 3 日間で、1 コマ 90 分の授業を 8 回行い、希望者には単位認定も行った。【表 2-1-9】

受講者の募集については、県内外に案内を発送し、ホームページや高校訪問でも参加の呼びかけを行い、受講者を募った。

【表 2-1-9】 令和 5 年度アカデミック・インターンシップのプログラムテーマ

プログラムテーマ	担当学科	
① 岡山城下の文化財・文化資源を考える	大 学	言語文化学科
② 世界の「ことば」について考える		言語文化学科
③ 大学で学ぶ心理学とビジネス		ビジネス心理学科
④ 地域から学ぶ		地域マネジメント学科
⑤ ナイチンゲールは何をした人？		看護学科
⑥ 栄養士入門	短期大学	健康栄養学科
⑦ 保育者としての基礎的な知識と技術の形成		こども育成学科

第 1 回の令和 4(2022)年度には、130 人の申込（うち県外 5 人）があり、新型コロナ感染等による欠席者もあったが、120 人が参加した。また、第 2 回の令和 5(2023)年度には、95 人の申込（うち県外 3 人）があり 91 人が参加した。【表 2-1-10】

令和 5(2023)年度春には令和 4(2022)年度の実践者のうち 59 人(49.2%)が、令和 6(2024)年度春には令和 5(2023)年度の実践者のうち 63 人(69.2%)が本学を受験し入学しており、今後もこの取り組みを継続し、高大連携を推進する。

【表 2-1-10】 アカデミック・インターンシップの参加者数等

実施年度	申込者	参加者	単位認定者	入学者	入学率(%)
令和4年度	130	120	94	59	49.2
令和5年度	95	91	77	63	69.2

※入学者は参加者のうちの入学者で、入学率は参加者のうちの入学率である。

(2) 探究学習の支援

本学では、従前からホームページに本学教員による出張授業のテーマ一覧を掲載し、高等学校等を対象として、講師を派遣して出張授業を実施してきた。令和4(2022)年度には、高大連携をさらに進めるため、本学の教員が高等学校を訪問して、課題研究のテーマ選びを支援したり、探究学習の指導・助言や発表会の講評者を務めたりするなどの支援をより組織的に行うことになった。そのことの広報のため「探究学習を支援します！」のチラシを作成し、高校訪問等で広報した。

令和4(2022)年度から、高校の探究学習における生徒の現地調査に本学の教員及び学生が定期的に支援に行ったり、高校の探究学習のテーマ、内容について本学の教員に意見や助言を求めるため高校生が来学したりするなど、高大連携の取組が進んでいる。今後も探究学習の支援を行い、高大連携を進めていく。【資料 2-1-21】

3 カリキュラムの見直し

地域マネジメント学部地域マネジメント学科は、地域課題の解決策を学ぶ県内唯一の学科として、令和3(2021)年度まで「アグリ産業」「ものづくり産業」「高い産業」「政策と地域づくり」の4分野で地域を活性化する手法を学んでいたが、令和4(2022)年度から、カリキュラムを大幅に改変・充実させ、「産業活性コース」「社会貢献コース」の2コースの科目群とし、学生一人ひとりが目指す将来の目標に合わせて科目を選択できるようにカリキュラムを見直した。【資料 2-1-22】

総合人間学部生活心理学科は、令和4(2022)年度から、心理学の基礎理論をベースに、ビジネスに役立つ心理学とデータサイエンスの基礎を学べるカリキュラムに改編し、その教育内容をより明確に表し、受験生や企業などにわかりやすいものとするため、令和5(2023)年度から、学科の名称を「ビジネス心理学科」と改めた。【資料 2-1-14】

言語文化学科では、これまで「日本・アジアコース」「英語コース」の2コース制を見直し、「アジアコース」「英語コース」「日本コース」の3コース制に令和6(2024)年度から移行した。「アジアコース」では、韓国文化やハンガルのほか、中国語やベトナムなどを含むアジアの文化を中心に学ぶこととしている。【資料 2-1-22】

引き続き、グローバル化等の社会の変化や学生の志向の変化、企業の求める人材像などに対応し、より適切なカリキュラムになるよう不断の見直しを行う。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)2-2の自己判定

基準項目2-2を満たしている。

(2)2-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
□ 教職協働による学生への学修支援に関する方針・計画・実施体制を適切に整備・運営しているか。

<大学>

学修支援に関する全学的な方針・計画等については、学修支援センター及びそのワーキンググループにおいて整備・運営を行っている。学修支援センターの構成員は、センター部長(学生部長)、教務部長、専任の支援コーディネーターであり、ワーキンググループの構成員は、センターの構成員を含めて、各学科から選出された教員各1人、学生相談室主任、事務部職員1人、教務部職員1人、入試部職員1人、キャリアセンター職員1人である。この学修支援センターは、多様な支援を必要とすることから、全学的な教職協働の体制となっている。【資料2-2-1】

各学科と学修支援センターは連携関係を取り、各学科が実施する学修支援の計画を同センターに提出することによりセンターを支援する仕組みになっている。令和5(2023)年度は、初年次教育及び基礎学力不足の学生に対する学修支援のために、各学科が策定した「2023年度学修支援実施計画」を教務部が取りまとめ、これを学修支援センター及び学長に提出し、この計画に従って各種の学修支援を実施した。支援内容は学科ごとに異なるが、どの学科においても、新入生に対する学修支援(入学前と入学直後)、基礎学力不足及び成績不振者に対する学修支援を実施した。【資料2-2-2】

学修支援実施計画の内容は各学科の専任教員による支援であるが、他の学修に関連する支援についても、教員と職員で構成するワーキンググループによる教職協働の体制で行われている。【表2-2-1】

学生に対する履修指導については、教務部職員が、年度初めに実施する履修指導の資料作成、開催日程の調整等の運営を行い、学科教務委員が、年度初めの教務オリエンテーションの際、履修に関する規程や履修登録方法、履修モデルや履修方法、GPAの算出方法等を学生に提示し、丁寧な履修指導を行っている。

【表2-2-1】学修支援関係ワーキンググループ

ワーキンググループ(WG)	主な学修支援の領域
教務部WG	基礎学力の向上支援、学修及び履修計画の支援
学修支援センターWG	基礎学力の向上支援、配慮を要する学生への支援
学生部WG	経済的支援
キャリアセンターWG	資格取得の支援、キャリア開発の支援
共生・グローバルWG	海外留学の支援、留学生への支援
情報教育センターWG	情報機器に関する支援、オンライン授業の受講の支援
地域連携推進センターWG	学外でのボランティア活動や地域活動の支援

<大学院>

学修支援体制については、指導教員制を導入し、入学時から日常的に学生への学修支援を行っている。また事務体制として、大学事務局長の下、総務部、教務部、学生部、キャリアセンター、入試部、図書館の他、企画部、地域連携推進センター等に専任の事務職員を配置している。

教育研究及び学生支援に関する事項を主として審議する委員会、例えば、教務部ワーキンググループに教務部次長、自己評価委員会等に、事務局長や事務部長、担当部長が正式な委員として出席しており、研究科委員会の会議においても、教学事項等に関して、検討・審議する段階から教員と職員との連携を図っている。さらに、月2回、各部の所属長が出席する合同会議を開催し、教学、経営を問わず、情報の共有や課題の解決を図っている。

【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】

<助産学専攻科>

学修支援に関する教職協働については、助産学実習における実習施設受入事務手続きを事務職員が行っている。講義室内の音響機器の不具合があった場合、教務部職員が支援している。

2-2-② TA (Teaching Assistant) 等の活用をはじめとする学修支援の充実

教員の教育活動を支援するために、TAなどを適切に活用しているか。

教員の教育活動を支援するために、総合人間学部においては、共通教育科目の「コンピュータ入門」「データ活用入門」、ビジネス心理学科の専門教育科目の「心理学実験Ⅰ」「心理学実験Ⅱ」、教務部ワーキンググループが運営する「基礎学力向上プログラム」において、SA (Student Assistant) を採用している。SAの選考に関しては、同科目の既修得学生から採用し、具体的な支援内容としては、授業中の巡回指導、資料の配布・回収、機材の準備等である。【資料 2-2-5】

看護学部においては、看護師または保健師免許を有する非常勤職員を実習指導員として採用し、臨地実習指導体制を構築している。令和5(2023)年度は、在宅看護学実習、老年看護学実習、成人看護学実習において非常勤職員による実習指導を行った。

大学院においては、令和5(2023)年度はTA等の活用はしていないが、過去にフィジカルアセスメントの講義でM2生がM1生の講義のTAを行ったことがある。

助産学専攻科では、助産学実習において、看護師及び助産師免許を有する非常勤職員を採用し、臨床実習指導を行っている。実習前に、非常勤職員に対し実習説明・実習指導支援を実施し、教員と非常勤職員の指導に差を生じないようにしている。

オフィスアワー制度を全学的に実施しているか。

オフィスアワー制度は、大学、大学院および助産学専攻科の全学において実施し、学生には「教員の研究室・オフィスアワー(専任教員)」の情報によって、教員のオフィスアワーを通知している。【資料 2-2-6】

この情報には、学長を含む専任教員の氏名、教員の研究室、前期・後期のオフィスアワーの時間帯、教員のメールアドレスが記載されている。オフィスアワーは週1回実施し、通常1時間～2時間の時間が設けられている。

オフィスアワーの情報は、通常の掲示板、学内のイントラネットのWebページ、Moodleの「教務お知らせ(大学)」に掲載し、学生に周知徹底している。このイントラネットのWebページは、コンピュータ室のPCのブラウザを起動したときのホームページ(最初の起動画面)に設定しており、学生への通知方法に工夫している。

非常勤講師については、オフィスアワーの代替として、質問を受け付ける時間帯を設定し、専任教員の情報とともに、オフィスアワーの情報を学生に公開している。【資料 2-2-7】

学生からの質問や相談については、電子メールやGoogle Meet等のビデオ会議でも対応している。特に、看護学科においては、教員が臨地実習により大学内に常時いない場合もあるため、アドバイザーは担当学生に、Microsoft Teamsのチャットやメールなどによる連絡方法を説明している。

□ 障がいのある学生への配慮を行っているか。

障がい学生への支援については、令和5(2023)年4月に設置した学修支援センターが中心となり、教務部、学生部、学生相談室、各学科など、関係部門が連携し、障がいのある学生が安心して学べる場の提供に努めている。

学生本人からの申し出やアドバイザー、学生相談室から支援依頼があった場合、平成28(2016)年4月に作成した「障がい学生支援のガイドライン」に従い、学生や保護者との面接により、支援に必要な情報を収集し、それに対する支援内容を検討し、学生や保証人が内容を確認したうえで関係教員等に周知しており、学生個々の実情を反映した支援となっている。【資料 2-2-8】【資料 2-2-9】

□ 中途退学、休学及び留年などへの対応策を行っているか。

<大学>

退学、休学、留年に至る学生は、その前段階で授業出席に関して深刻な問題を抱えている場合が多いため、毎月の学科運営協議会で学生に関する情報を共有し、指導の仕方を審議している。

不本意な理由による中途退学、休学及び留年の主たる理由として、学力不振、学校不適応、心理不適応、身体的理由、家庭の事情、そして経済的理由が挙げられる。

学生からの相談については、学生相談室と連携を図りながら、各学生に割り当てられたアドバイザー教員もしくは各事務部署が一次窓口となって相談を受け付けている。必要な支援内容が多岐にわたったり、長期にわたったりすると判断された場合は、関連事務部署とアドバイザー教員とが連携を図りつつ、アドバイザー教員が中心となって支援体制を整えている。アドバイザー教員のそうした相談者としての役割については、「アドバイザー制度についての申し合わせ」に明記している。【資料 2-2-10】

この他、退学者等への対応策として【表 2-2-2】に示す取組みを行っている。

【表 2-2-2】退学者等への対応策

取組	目的	詳細
アドバイザー教員との個別面談	発達支持、早期発見	各アドバイザー教員は、割り当てられた学生一人につき前・後期各2回以上の個別面談を行うこととしている。
アドバイザークラス会の実施	発達支持、早期発見	アドバイザークラスでの懇親の茶話会等を開催できるよう、協働会が学生一人あたり年600円程度の補助金を供出している。
欠席状況の常時観測	早期発見	各科目担当者は、履修者の欠席回数が3回と6回に達した時点で、教員専用のWebシステムを通じて教務部に報告する。なお、このWebシステムは全勤教員がいつでも閲覧できる（【資料2-2-11】欠席報告のWebシステム）。
教務ワーキンググループによる成績チェック	早期発見	教務部ワーキンググループの各学科の教員は学期末に全学生の成績をチェックし、問題のある学生に関する情報を学科運営協議会で報告する。

<大学院>

研究科においては、入学時から指導教員を割り当て、日頃から大学院生の学業や学生生活について指導している。

本学では出欠管理システムを導入して早期に出席状況について問題のある学生を発見・指導し、年度末には修得単位数分析を行って学修面での指導に努め、中途退学、休学及び留年への対策を講じている。【資料2-2-11】

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

学修支援体制を改善し向上させるためには、各学科が求める支援内容を明確に把握し、効果的な支援方法を確立することが重要である。そのために、以下を実施する。

教員と職員等の協働による学修支援体制において、その手続きに関するフローチャート図を作成し、支援内容・仕組みをより明確にする。また、学習障害など、より専門的な学修支援を必要とする学生に対応するため、専門家によって構成する専門部署で対応する。

TA及びSA制度については、令和6(2024)年3月に整備した実施要領及びガイドラインに基づき、今後の運用を進めていく。【資料2-2-12】【資料2-2-13】

オフィスアワー制度については、ICT技術の進歩と普及に鑑み、時代に即した制度の在り方について議論し、制度を充実させる。

アドバイザーを中心とした現在の体制を維持するとともに、問題の早期発見と指導のため、教員の更なる意識づけを図る。また、対面での指導だけでなく、ZOOM、SNS等も活用して、学生との対話の機会の増加を目指す。

どの学科においても、中途退学、休学及び留年などへの対応は不可欠であるが、父母等、家族の積極的な関与を促すための方策について議論し、情報の共有を図る。

令和5(2023)年4月に、退学者の早期発見のために構築した欠席報告のイントラサイトを学外からでも利用できるようにシステムを再構築したが、今後はこのシステムをさらに改善し活用する。【資料2-2-11】

<大学院>

学修支援体制については、先進的な大学から学ぶところは多くあり、その取り組みについて情報収集を行い検討していく。今後も継続して協議し、学修支援体制の向上に努める。

<助産学専攻>

少子化に伴い、分娩1施設あたりの分娩介助数が少なくなっている点を鑑み、複数施設で助産学実習を行う必要がある。現行教員3人では、学生指導対応が十分とは言えないため、教員及び非常勤職員の拡充を図る。

<障がいのある学生への配慮>

障害者差別解消法が一部改正され、令和6(2024)年4月から私立大学の合理的配慮提供が義務化されたことから、令和5(2023)年度から障がい学生の支援を専門に行う組織として、学修支援センターを設置したところであり、新たに配置した支援コーディネーターの専門性を活用し、適切な障がい学生の支援に努めることとしている。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

基準項目2-3を満たしている。

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備
<input type="checkbox"/> インターンシップなどを含め、キャリア教育のための支援体制を整備しているか。

本学は、学生の就職支援のための部署としてキャリアセンターを設置している。キャリア支援には、各学部・学科が独自に行う支援、各学部とキャリアセンターが協力して行う支援、キャリアセンターが独自に行う支援がある。

(1) 総合人間学部

総合人間学部は、平成25(2013)年度から独自の「就勝プロジェクト」(就職に勝つためのプロジェクト)を展開し、就職に関するカリキュラムを大幅に見直すなど就職に向けた取り組みを強化している。また、令和5(2023)年度から名称変更したビジネス心理学科では、ビジネス心理科目群の設置などキャリアアップに関わる科目をより充実させている。

本学部では、共通教育科目の中に「就職支援科目群」を設置しているが、そのうち、特徴的な科目は次のとおりである。

① 地元優良企業とのPBL(Project Based Learning)型授業プログラム

平成29(2017)年度より地元・岡山の優良企業と提携し、就職を視野に入れ、各社によるオムニバス方式の講義やインターンシップに取り組む「企業提携型PBLプログラム」を導入している。「総合コース、金融コース、小売コース、ホテルコース」の4分野の企業と連

携し、1年次から3年次まで3年間にわたり問題解決(PBL)型の授業を行っている。それぞれの業種・業界が必要とする実務の知識やスキルを体験的に学修できるものであり、学生にとって多くの学びがある。具体的には「企業協働型ラーニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の科目を設置している。【資料2-3-1】

② ビジネス能力開発プログラム

ビジネス能力を開発するため、「ビジネス実務論Ⅰ・Ⅱ」の2つの科目を開講している。1年次の「ビジネス実務論Ⅰ」は、「ビジネス能力開発ジョブパス3級」を、また2年次の「ビジネス実務論Ⅱ」は、「ビジネス能力開発ジョブパス2級」を全員が受験し、合格することにより、自信をもって就職に臨めることを目指している。コロナ禍で3年間、学内での団体受験ができなかったが、令和5(2023)年度は学内受験を行った。3級は35人が受験し合格率94.3%(全国平均85.8%)、2級は33人が受験し合格率75.8%(全国平均69.3%)と両学年とも全国平均を上回る合格率となった。【資料2-3-2】

③ インターンシップ系科目

キャリア教育の一環として、就業体験等を行うことにより単位が得られる「インターンシップ・キャリア教育」(令和6(2024)年度から「インターンシップ」を名称変更)を開講している。体験期間は5日以上である。2年次から受講できること、2年次3年次と2回受講できることなど、他大学にない特徴がある。インターンシップまたはキャリア教育のための企業体験は、就職後の早期離職防止にもつながるため、現在大半の学生が受講し、就職先を決める際の重要な機会にもなっている。【資料2-3-3】

④ その他のビジネス系科目

就職支援科目群としては他に、「NLP ビジネス心理実践学Ⅰ・Ⅱ」、「観光学概論」、「一般教養論A・B」「簿記論」「簿記演習」「社会人入門」「キャリア学概論」などを開講している。

また、専門教育科目として、ビジネス心理科目群に、「広告心理学」「消費者心理学」「経営心理学」など、データサイエンス科目群に、「プログラミング演習」「人工知能概論」などの科目を開講している。【資料2-3-4】

なお、将来観光分野でのキャリア形成を希望している学生向けに、令和6(2024)年4月から観光専修課程を新設した。同課程は、総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科の学生が副専攻として観光関連分野を体系的に学修することができるよう、両学科の観光に関連する授業科目で構成された学部横断型のカリキュラムとなっている。(同カリキュラムは令和6(2024)年度入学生から適用)

(2) 地域マネジメント学部

① 地域マネジメント実習

「地域マネジメント実習」は、地域マネジメント学部3年次前期に開講する、地域の企業や地方自治体、その他の団体などをフィールドとする実践型授業科目である。

学生は希望に基づいて実習先を決め、事前学習を経たのち、5月～7月頃に平均約1か月の間実習先に派遣される。実習先では実際の業務を体験するとともに、実習先と本学部教員とが協働して作成したプログラムを実践する。その後大学に戻り、報告書をまとめる。この一連の学習を通じて、1、2年次で学んできた専門知識やフィールドスタディの経験の

上に実践的な課題発見力・課題解決力を身につけることができる。【資料 2-3-5】【資料 2-3-6】

② 簿記関連科目

簿記・会計を社会人の一般常識・基礎力として重視し、その習得のため在学中に4つの簿記・会計関連科目を開講している（令和3(2021)年度以前入学者は「簿記・会計論」および「簿記・会計論Ⅰ～Ⅲ」を1年次から3年次に受講、令和4(2022)年度以降入学者は「簿記論Ⅰ～Ⅳ」を1、2年次に受講）。これらの科目は簿記を学問として学ぶが、結果として「日商簿記3級」および「2級」の資格が在学中に取得できる程度の知識が身に付くような学習プログラムとなっている。【資料 2-3-4】

③ ファイナンシャルプランナー（FP）資格関連科目

本学部では、国家資格のFP技能士3級および2級を取得し、社会人となってから日本FP協会が認定するAFP資格を取得することを奨めている。このファイナンシャル・プランニングの技能を学問として学び、結果として大学在学中に「FP技能士3級」および「2級」に合格できるレベルの知識が習得できる学習プログラムとしていくつかの科目を開講している（令和3(2021)年度以前入学者は「ファイナンシャルプラン入門」および「ファイナンシャルプランⅠ～Ⅲ」、令和4(2022)年度以降入学者は「ファイナンシャルプラン」を開講）。【資料 2-3-4】

④ 社会調査士関連科目

本学部では、地域課題解決や、商品・サービスのマーケティング、行政施策の企画・実践・評価・改善などの根拠となるデータを、適切かつ効率的な方法で収集、分析する手法、すなわち社会調査の基礎力の習得を重視しており、関連科目を数多く開講している。

この社会調査の知識や技術を用いて、世論や市場動向、社会事象等をとらえることのできる能力に関する資格として、社会調査協会が認定する「社会調査士」がある。本学部では令和4(2022)年度以降入学者に向けて、社会調査士取得に必要な科目を用意し、学問として社会調査を学習すると同時に、その資格取得を支援していくこととしている。【資料 2-3-7】

⑤ その他

本学部は、総合人間学部と共同開講している科目が数多くある。前述の総合人間学部で取り上げたビジネス能力開発プログラム、地元優良企業とのPBL型授業プログラム、NLPビジネス心理実践学、観光学概論、一般教養論、簿記論、社会人入門などである。

また、インターンシップについては、1年次「キャリアデザインⅠ」、2年次「キャリアデザインⅡ」の科目がある。学部の特徴を活かし、一般企業はもとより公務員、観光関連団体などの体験先を選択する学生もいる。【資料 2-3-8】

なお、将来観光分野でのキャリア形成を希望している学生向けに令和6(2024)年4月から観光専修課程を新設した。同課程は、総合人間学部言語文化学科及び地域マネジメント学部地域マネジメント学科の学生が副専攻として観光関連分野を体系的に学修することができるよう、両学科の観光に関連する授業科目で構成された学部横断型のカリキュラムとなっている。（同カリキュラムは令和6(2024)年度入学生から適用）

(3) 看護学部

看護学部看護学科では、看護師・保健師・養護教諭の資格取得を目標に定め、4年間のカリキュラムを構成している。そのため、すべての教育課程が就職支援・キャリア形成支援となっている。特に実習は、看護学部の教育課程内のキャリア教育支援として根幹をなすものとなっている。

教育課程外の取り組みは、後述の「(4) 全学共通 (キャリアセンター)」に記載した支援事業のとおりである。

その他の教育課程外の支援事業として、3年次生に対してキャリアポートフォリオによる支援を行っている。学生のキャリア形成について学生自身が自分事として各自のビジョンとゴールを明確にし、それぞれが今やるべきことを自覚することができるよう、「卒業までの目的とゴール」「キャリアプラットフォーム」「日々の過ごし方振り返りシート」を独自に作成し、これらをもとにアドバイザー教員が学生と面談を行い、3年次からキャリア形成が行えるように支援している。【資料 2-3-9】

(4) 全学共通 (キャリアセンター)

キャリアセンターでは、学生一人ひとりが自信をもって就職活動に臨めるよう次の支援を行っている。

なお、コロナ禍においては、就職支援事業の多くが中止や縮小、オンライン開催を余儀なくされた。一方で、コロナ禍を契機に企業の採用活動のオンライン化は定着し、こうした環境変化に応じた就職支援を行っている。

令和 5(2023)年度は、すべての事業が対面開催に戻り、学生の就職意識がより高まったと考えている。

① 就職情報システム

本学では、求人票、企業情報等の検索ができる独自の就職情報システムを構築しており、1年次より学生全員をシステムに登録している。本システムは、学内はもとより学外からもパソコンや携帯電話で求人票や企業情報を見ることができ、就職を進める上で、強力なサポートシステムとなっている。(求人情報 年間約 3,800 件、会社情報 約 1 万件)

② キャリアセンターワーキンググループ

キャリアセンター職員と大学・短期大学の各学科から選出された教員で構成し、毎月学生の就職状況やキャリア形成支援について、協議し情報共有を図っている。【資料 2-3-10】

③ 就職懇談会

就職への保護者の理解を深めてもらうため、1年次から3年次生及びその保護者を対象に、毎年、3年次生の就職活動が始まる11月上旬に開催している。就職状況や就職スケジュール、学内のサポート体制等の説明のほか、卒業生・内定学生による体験発表、座談会を実施している。令和5(2023)年度(11月5日開催)は、学生、保護者あわせて69人が参加した。学生の就活への向き合い方、保護者としての心構えなどを学ぶ場となっている。

【資料 2-3-11】

④ 社会人入門

社会人として必要な汎用的技能の基礎を習得し、自己の就職活動を具体的に考え行動に移すことを目的として正課内に設置した科目であり、総合人間学部及び地域マネジメント学部3年次生の大半が受講している。外部講師の協力も得て、就職活動の基本となる自己

分析、業界研究をはじめ、面接・マナー指導、卒業生を招いての業界研究、適性検査受験、就職ツールの利活用などを学んでいる。【資料 2-3-12】

⑤ 各種資格取得

キャリアセンターでは、各種資格取得支援を行っており、毎年「漢字検定」「秘書検定」の学内検定を実施している。特に、秘書検定は、検定試験直前に 4 回にわたる対策講座を授業時間外に実施し、合格率の向上を図っている。【資料 2-3-13】

⑥ 卒業生による業界研究会（一般職）

就職活動が本格化する 3 年次生を対象に、毎年 12 月上旬に開催している。各業界で活躍している約 10 人の卒業生を大学に招き、社会人としての経験談や就職活動に対するアドバイス、質疑応答を行っている。正課授業「社会人入門」の一つでもある。就職活動解禁を間近に控えた学生にとって、卒業生の実体験を踏まえた話は非常に好評である。令和 5(2023)年度は 90 人の学生が参加した。【資料 2-3-14】

⑦ 学内インターンシップ説明会（一般職）

令和 4(2022)年度から、岡山県内の優良企業 約 10 社を招いて対面によるインターンシップ説明会を開催している。参加企業からインターンシップの説明のほか、仕事内容、就職活動へのアドバイス等をいただいている。令和 5(2023)年度は、2・3 年次生 69 人が参加した。【資料 2-3-15】

⑧ 実習病院等就職説明会（看護職）

看護学部とキャリアセンターが協力し、毎年 3 年次生を対象に 3 月に開催している。3 年次生は全員参加である。実習施設を中心に県内の約 10~20 の施設を学内に招き、就職情報提供の機会を設けている。実質的な就職活動の開始となり、その後のインターンシップ（病院実習）や就職先の見学への導入口となっている。【資料 2-3-16】

⑨ 就職支援バス

就職活動が解禁となる 3 月に 3 年次生を対象として、大阪市内で開催される大規模合同説明会に無料バスを運行している。岡山県内では機会の少ない国内大手企業や関西圏企業から直接説明を受けることができる。コロナ禍で 4 年間休止していたが、令和 5(2023)年度に再開し、23 人の学生が参加した。【資料 2-3-17】

⑩ 各種セミナー

1) 就活塾

低学年次から就職意識を高めるため、就職サイトなど外部講師の協力を得て、毎年開催している。就活塾Ⅰ（1 年次生対象、学生生活の過ごし方など）、就活塾Ⅱ（2・3 年次生対象、就職活動スタートアップ・サイト登録）、就活塾Ⅲ（2・3 年次生対象、インターンシップガイダンス）と段階を追った講座である。令和 5(2023)年度はあわせて 116 人の学生が受講した。【資料 2-3-18】

2) 公務員試験対策講座及び公務員試験対策セミナー

平成 30(2018)年度の地域マネジメント学部開設に伴い、地域に貢献したいという思いをもつ学生が増えたことから東京リーガルマインド岡山本校と連携し、公務員試験対策講座を開講している。2 年次の基礎講座（90 分・20 回）、3 年次の集中講座（90 分・50 回）、4 年次の直前講座（90 分・10 回）とステップアップ方式による講座となっている。また、学科教員や公務員経験をもつスタッフによるフォローアップ対応も行っている。講座受講

生の中から令和3(2021)年度から令和5(2023)年度まで地方公務員(一般行政職)に7人が合格するなど効果が広がっている。【資料2-3-19】

なお、公務員試験対策講座に先立ち、公務員試験の概要について学修する公務員試験対策セミナー(1日のみの講座)を実施している。【資料2-3-20】

3) 面接対策講座

ハローワーク等の協力を得て、毎年、面接対策として大学3年次生及び短大1、2年次生の希望者を対象に模擬面接を行っている。【資料2-3-21】

4) 留学生就職ガイダンス

日本で就職をめざす留学生(1年次から4年次生)を対象に、外部講師の協力を得て毎年ガイダンスを開催している。【資料2-3-22】

日本の就職活動の特徴、就職環境、選考スケジュール等のほか、インターンシップや情報収集のポイントについても学んでいる。令和5(2023)年度は6人の留学生が受講した。

5) 就職対策講座(看護職)

看護学部3年次生全員を対象に、外部講師の協力を得て、3年次の3月に就職活動を始める上で必要な対策についての講座を行っている。医療職として必要とされるマナーの基本を学ぶとともに、履歴書・エントリーシート の書き方、面接対策などを学び、就職活動を進めるための準備となっている。【資料2-3-23】

□ 就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営しているか。

(1) 全学共通(キャリアセンター)

キャリアセンターでは、専任職員4人(うちキャリアカウンセラー1人)による担当制を設け、学生一人ひとりの能力や特性に応じた個人相談(面談)や指導を行っている。求人票検索や企業情報の提供、履歴書・エントリーシート作成、面接練習など就職内定に至るまで、きめ細かいマンツーマンの指導を行っている。【エビデンス集(データ編)表2-4】

(2) 総合人間学部及び地域マネジメント学部

両学部では、個々の学生が有意義な大学生活を送ることができるよう、学修・進路選択その他の事柄について担当教員が相談に応じるアドバイザー制度を設置している。就職支援に関しても、キャリアセンターの担当者とアドバイザーが就職情報を共有し柔軟に学生の相談にのれる体制を構築しており、より適切な支援が行える環境を整えている。

(3) 看護学部

アドバイザー教員が、学生一人ひとりにあわせた就職・進学相談を実施し、綿密な相談体制を整えている。個別相談については、オフィスアワー以外の時間にも柔軟に対応し、離職防止や将来展望も踏まえた就職先とのマッチングを図っている。

また、毎年6月に保護者懇談会を開催し、就職・進学支援に関する情報提供を行っている。懇談会の後、アドバイザー教員は、保護者との就職・進学相談を実施し、就職支援に関する相談機会を設けている。

(4) 大学院

大学院では、それぞれの専門分野への就職希望が多くなるため、大学院生の進路選択に関わる主な指導や相談は、その専門性に合致した修士論文指導教員が行っている。大学院で学修するなかで、研究指導教員やキャリアセンターからも進路相談や助言を受けながら、修了後の進路を決定することができる体制も整っている。このように看護学研究科においてはアドバイザー制度を設けていないが、研究指導教員がアドバイザーの役割を果たしている。

(5) 助産学専攻科

入学時よりアドバイザー教員による、学生との就職面談を実施している。就職希望施設が実習施設である場合は、できるだけ就職を希望する施設で実習ができるよう配慮している。学生一人ひとりの能力や生活環境に合った選択ができるようキャリアセンターの情報も踏まえ、詳細にわたる面談を行っている。個別相談においては、オフィスアワー以外の時間にも柔軟に対応し、離職防止や将来展望も踏まえた就職先とのマッチングを図っている。

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

(1) 総合人間学部

総合人間学部では、毎年、就職率 100%もしくはそれに近い就職率を達成している。これを維持するとともに、地元岡山を代表する企業に多数の学生を輩出することや、より幅広い分野で活躍できる学生を育成したいと考えている。

このため、PBL型授業プログラムの充実等を図っていく考えである。

(2) 地域マネジメント学部

① 地域マネジメント実習における、教育とキャリア支援の両立

地域マネジメント実習は、本学部の科目の中でも最もダイレクトに自身のキャリア形成を考える契機となっていることが、これまでの指導実績から明らかになっている。そのため、実習先の選定や実習プログラムの策定においては、地域課題解決に関する能力の涵養という教育目標と、学生個人の具体的なキャリア形成の両方を念頭においた実施ができるよう、今後もアドバイザー制度も活用しながら進めていく。

② 卒業生情報の収集・提供体制の整備

本学部は創設6年目で、卒業生も少なく、学部内に就職に関する実績がまだ蓄積されていない。卒業生の就職先の動向や卒業後のキャリア形成の動向を、学部のネットワークを活用して蓄積し、現役学生に提供できるような体制整備を検討していく。

(3) 看護学部

① 看護師・保健師国家試験合格対策の強化

看護学部看護学科においては、看護師基礎教育を行っている。看護師及び保健師国家試験資格取得を前提として就職活動を行っていることから、国家試験対策は重要である。そのため看護学部に国家試験対策委員会を設置し、1年次から4年次にかけて組織横断的

な対策を行っている。今後は、入学当初から看護学部内の国家試験対策委員会と連携をとり、早期に合格圏内の学力を修得できるよう、1・2年次より解剖生理学・病態生理学の学修強化を図るなどの方策を計画する。

② 卒業後の就職先による就業情報の取得

実習施設における卒業生の就業状況に関しては、看護学部教員による情報収集にて、卒業後の支援を行っている。また、実習施設で行う実習調整会議や毎年3月に開催される就職説明会の際に、本学の卒業生の就業状況や看護実践に対する様子などについて、各実習施設より情報収集を行っている。キャリアセンターと連携し、施設側から求人の連絡をいただいた際に卒業生の情報を得ることや、施設側から大学に送付される卒業生からのメッセージなどで、卒業後の動静を確認する。さらには、本学に求人依頼のため、看護部長などの来校時に、卒業生の情報共有を図り、学生のキャリア支援や卒業生のフォローアップを行う。

(4) キャリアセンター

① 就職内容及び学生満足度の向上

キャリアセンターでは、全学科就職率 100%の達成と維持、地元優良企業への就職割合を高めることを目標としている。同時に、個々の学生のキャリア形成において満足度を高めることを目指している。こうした目標を達成するため、本学独自の個別担当制の利点を活かし、学生の希望や特性に見合った指導をより充実させるとともに、各学科のアドバイザー等と連携しながら、就職ガイダンスやインターンシップへの積極参加、PBL プログラム参加企業との就職連携の促進、新たな企業開拓などを積極的に行っていく。

② 卒業生・企業アンケート調査結果を踏まえたキャリア支援【資料 2-3-24】

卒業生アンケート調査は、卒業後1年目の学生を対象に、在職・離職の状況把握、在学中のキャリア支援事業の社会での応用、社会経験を通じて必要と考える能力等を調査している。また、企業アンケート調査は、卒業生が就職した就職先の企業を対象に、現在の在籍状況や本学学生の評価、企業が必要と考える能力・資質などを調査している。

これらの調査をより充実させ、卒業生の実態把握とフォローアップ、本学のキャリア支援の検証、改善につなげていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援
<input type="checkbox"/> 学生サービス、厚生補導のための組織を設置しているか。

学生サービス、厚生補導の組織として、学生部、学生部ワーキンググループ、共生・グローバル推進センター、学生相談室、保健室および学生寮を設置している。

学生部は、学生の修学上および生活上の相談助言、課外活動への指導助言、アルバイトやボランティアなど、学生生活全般を担当するとともに、学生部ワーキンググループ、学生相談室等の関係部門と連携して諸課題の対応に当たっている。

学生部ワーキンググループは、学生部長と、大学は各学科教員2人、短期大学は各学科教員1人のメンバーからなり、月1回の定例会議を開き、学生の課外活動、福利厚生、その他学生生活の指導に関する事項を審議し対応している。【資料2-4-1】【資料2-4-2】

共生・グローバル推進センターは、外国人留学生の在留資格および資格外活動許可申請、生活・就学に関する支援を行っており、中国からの留学生が多いため、中国人職員が相談窓口業務を担当している。

学生相談室「ここさぼ」は、週4日開室し、いずれも臨床心理士の資格を有するカウンセラー1人（兼任教員）と非常勤カウンセラー1人が相談にあたっている。【資料2-4-3】

【資料2-4-4】

保健室は、毎日開室し、応急手当普及員に認定されている学生部の職員と、看護学科が協力して日々の身体的な不調への対応を行い、専門的な判断が必要な場合は看護学科の教員が交代制で対応している。【資料2-4-5】【資料2-4-6】

学生寮は学内敷地に設置している。定員60人（2人部屋30室、個室利用も可）、在寮期間は原則1年間である。寮監（教員）が適宜、寮生の相談や問題等に対応しており、常駐している寮管理者（職員）1人が寮生の生活をサポートしている。【資料2-4-7】

□ 学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談、学生の課外活動への支援をはじめとする学生サービスを適切に行っているか。

本学では、大学院生を含む全学生の健康相談や心身の不調に関して、保健室および学生相談室でサポートしている。さらに、全学科、助産学専攻科でオフィスアワーを設けており、アドバイザーが個別に相談に応じている。大学院については指導教員が随時相談に応じている。

ハラスメントについては、本学ハラスメント防止委員会に各学科の教員および事務職員7人をハラスメント相談員として配置するとともに、相談員の名簿および相談の流れを掲示板に掲示し、周知を図っている。また、ハラスメントの防止等に関する教職員研修会を適宜実施し、ハラスメントに対する意識向上と予防に努めている。【資料2-4-8】

本学の課外活動を行う団体は、令和5(2023)年4月現在、学友会、部長会、大学祭実行委員会をはじめ、文化部会16団体、体育部会9団体、同好会が5団体ある。各団体それぞれに教職員が顧問となり、活動の助言、指導を行っている。課外活動は、正課の授業や講義だけでは得ることのできない人間力を養ううえで重要であることから、学生部も日常的に積極的なサポートを行っている。活動運営費用は学生が納付する学友会費を基盤としているが、本学の教育支援組織（協会）から同好会を含め全団体に年1回援助金を提供している。協会からの援助金については、学生の課外活動を活性化するため、活動報告、活動計画、問題点や要望等について学生部が面談を行ったうえで活動状況に応じ傾斜配分している。【資料2-4-9】【資料2-4-10】

学友会、部長会、大学祭実行委員会では、年2回リーダーズトレーニングを実施している。新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2(2020)年度以降は、1日の開催としてい

たが、令和5(2024)年3月から1泊2日の合宿研修を再開させた。この、リーダーズトレーニングにより、リーダーとしての自覚を養うとともに年間行事計画を策定し、団体間の団結力と相互の連携を図っている。学生部ワーキンググループの委員と学生部職員も参加し指導・助言を行っている。【資料2-4-11】

ボランティア活動は、コロナ禍の影響で、外部からの依頼が激減していたが、令和4(2022)年度からは大幅に増加したため、大学ホームページの学生サイトや掲示板等を活用して周知を図り、令和5(2023)年度は51件のイベントに対し、延べ436人の学生が参加し、地域貢献に寄与した。【資料2-4-12】

特に、平成25(2013)年度に発足した学生の自主防犯組織「さんばと隊」は、学友会、部長会、大学祭実行委員会が中心となって活動しており、地元町内会や警察と連携・協力して児童の登下校の見守りなどの防犯活動に取り組んでいる。そうした活動が評価され、令和3(2021)年4月には岡山県から「犯罪のない安全・安心まちづくり功労賞」を受賞した。

【資料2-4-13】 【資料2-4-14】

表彰制度として、学業成績の優秀な学生に対し卒業時に授与する「上代皓三記念賞」、「上代皓三記念賞」に次ぐ学業成績の優秀な学生に対し同窓会から授与する「花水木賞」をはじめ、課外活動において特に優れた成果をあげた学生を対象とする学生表彰制度(栄章「文化賞」、栄章「スポーツ賞」)を設けている。

□ 奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行っているか。

日本学生支援機構の奨学金は、令和2(2020)年度から開始した給付型奨学金を含め、大学生の約46%が受給しており、意欲のある学生が経済的理由により、進学及び修学の継続を断念することがないように、多くの学生が活用している。【資料2-4-15】

本学では、奨学金制度について、新入生に対しては、入学時のオリエンテーションで制度や手続きについて説明しており、2年次生以降についても学生部の窓口で随時対応している。日本学生支援機構の奨学金の申請については、予約・新規別に説明会を開催し、手続きにあたっては電話やメールにより個別に対応し、遅滞なく申請手続きを行っている。日本学生支援機構の奨学金に採択されなかった学生については地方公共団体の奨学金、民間の奨学金や本学と提携している株式会社オリエンテーション、株式会社セディナの教育ローンを紹介している。また、本学独自の山陽学園大学・山陽学園短期大学協同会奨学金を設けている。看護学科については、県内外の病院が給付又は貸与する奨学金について紹介し、申請手続きを行っている。【資料2-4-16】

本学独自の奨学制度として、選考により対象者を決定する「特別奨学生制度」と、有資格者を対象とする「特待生制度」を設け、学生の経済的負担を減らし、安心した学びを支援している。「特別奨学生制度」では、特別奨学生、看護学部特待生、在学生対象特別奨学生、「特待生制度」では、英語資格、情報処理系資格、商業・工業・農業系資格、家庭科技術検定資格、総合型選抜入学、学校推薦型選抜入学、社会人特別選抜入学、沖縄等遠隔地からの入学、兄弟姉妹入学、山陽学園大学・山陽学園短期大学出身、山陽学園卒業者の子女を設定し、学生募集要項等に明記している。【資料2-4-17】

アルバイトを必要とする学生に対しては、企業等からの求人の内容を検討し、適切と判断されるものを学業の妨げにならない範囲で掲示している。

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生サービス、厚生補導については、学生部、学生部ワーキンググループなどの組織と学生が協働し、学生サービスの向上と本学の教育理念である「愛と奉仕」につながる指導を行っていくために今後もさらに改善を続ける。

健康支援については、特にメンタルケアを必要とする学生を早期に発見し、支援を行うため、「教職員のための学生ハンドブック」の改訂も含め、改善する。

課外活動の支援については、コロナ禍で活動が制限され、縮小していることや新入生の部活参加率が低下していることから、学友会、部長会などと協力して新入生の勧誘を積極的に行い、参加率の向上につなげる。

経済的な支援としての本学独自の奨学制度について、今後の学科の動向や特性を踏まえ、学生生活の実態に即したものになるよう工夫し、支援の充実を図る。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報処理施設、付属施設などの施設・設備を適切に整備し、かつ有効に活用しているか。

本学は、大学設置基準を満たす専用の校地・校舎を有し、キャンパス内には大学・短期大学共用でグラウンド、テニスコート、図書館、体育館、学生会館・ブックセンター、クラブハウス、学生ホール（食堂）、学生寮、駐輪場、学生駐車場などを配置しており、快適に学修及び教育研究活動を行うことのできる環境を保持している。本学へのアクセスは、JR 岡山駅から路線バスのほか、朝夕直行バスを運行しており約 20 分でアクセス可能である。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】【資料 2-5-3】

体育館は、授業で使用しない時間は学生がクラブ活動等に利用可能で、建物の Wi-Fi 環境については年度計画のもと、建物単位で整備を進めている。

また、火災、地震その他災害、感染症等の発生に対応するため、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」、「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」等整備し、学生、教職員の安全確保を図っている。【資料 2-5-4】【資料 2-5-5】

なお、令和 5(2023)年 5 月から新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行したが、引き続き拡大防止のためキャンパス内各箇所にアルコール消毒液を設置しており、感染縮小後も衛生面を配慮し設置を続けている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

□ 教育目的の達成のために、快適な学修環境を整備し、かつ有効に活用しているか。

校舎内に講義室、実習室、演習室、実験室、コンピュータ室及び研究室、会議室等を配置し、本学の教育研究活動に必要な各種の施設・設備の整備を行っている。加えて、バリアフリー化や無線 LAN 環境の整備を進めており、快適な学修環境を提供し有効活用している。【資料 2-5-6】

□ 適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているか。開館時間を含め図書館を十分に利用できる環境を整備しているか。

本学の図書館は、大学と短期大学の共用館であり、総面積 1,183 m²、座席数は 140 席である。資料としては、学術図書 15 万 3,120 冊（短期大学 10 万 0,505 冊）、購入雑誌 197 種（短期大学 58 種）、電子ジャーナル 34 種（短期大学 5 種）、視聴覚資料 4,267 点（短期大学 1,813 点）の他、新聞 8 紙、データベース 7 種（短期大学 1 種）、電子 Book 143 冊を所蔵している。

図書館の資料は学科のカリキュラムに沿って総合的に購入しており、学生図書委員会や図書館委員会を開催し、資料の収集・選定を図っている。その他にも、学生目線で書籍を選ぶことのできるブックハンティングを年 2 回学外の書店で実施している。

なお、複本や利用価値の無くなった資料は、「資料の除籍に関する内規」に基づき除籍を行っている。

図書館の開館時間は、平日の前期は 8:30～19:30、後期は 8:30～19:00、土曜日は 8:30～17:00 となっている。【エビデンス集（データ編）表 2-11】

令和 5(2023)年度の開館日数は 268 日で、入館者数は 18,749 人、学生一人当たりの貸出冊数は 4.4 冊となっている。

図書館の利用を促進するため、1 年次生全員にクラス単位で図書館利用セミナーを行い、卒論等に向けてはゼミ単位の文献ガイダンスで資料の検索指導をしている。シラバス参考図書コーナーやキャリアセンター・教員推薦図書コーナー（教員とキャリアセンターからお勧め図書を募り、推薦文と共に展示し、スタンプラリーを実施）、学生展示コーナー（ゼミやクラブ、個人でも展示が可能）等、学生の興味を引く展示も行っている。隔年ごとに「図書館アンケート」を実施し、学生の要望や意見を聴取し、改善に努めている。【資料 2-5-7】

本学にとってバリアフリーは大きな課題であるが、現状では車椅子の学生が図書館を利用する事は困難である。そのため図書館利用セミナーでは個別に資料検索の方法や図書館ホームページの使い方をマスターしてもらい、希望する資料があれば車椅子での移動が可能な教務部で受けとれるようサポート体制を整えている。

平成 21(2009)年より社会貢献の一環として図書館を開放して以来、卒業生の他、他大学の教職員や地域の方の利用も多くなっている。令和 5(2023)年度の新規学外利用登録者は 30 人である。平成 27(2015)年 9 月からは岡山県立図書館の「図書館ネットワーク」に参加している。これにより県内の公共図書館の資料を搬送便で取り寄せ、個人が予約した県立図書館の本を本学図書館で受け取るができるようになった。また県立図書館で借りた

本を本学図書館に返却することも可能になり、学生に大変喜ばれている。平成 28(2016)年 6 月からは県立図書館の利用者カードの発行も行っている。また逆に公共図書館から本学への貸出依頼も増え、令和 5(2023)年度は 61 件の貸出依頼が寄せられた。

□ 教育目的の達成のため、コンピュータなどの ICT 施設を適切に整備しているか。

コンピュータ教室等の IT 機器を備えた施設として、情報教育で使用するための実習室を 3 室（学生用 PC 50 台の部屋が 2 室および 14 台の部屋が 1 室）整備している。実習室には授業支援システムを導入し、学生の理解度を確認しながら授業を実施できる環境を備えている。いずれの実習室も自由に利用できるよう、授業時間外は学生に開放しており、その運営は教員 4 人（兼任）で構成する情報教育センターが、管理は情報教育センターと教務部が担当している。

学内すべての棟を 1 Gbps の LAN で結び、各教室に情報コンセントを設置するとともに、本館・A棟・D棟・E棟・G棟のすべての教室に無線 LAN を整備している。これにより、コンピュータ教室以外においても、学習管理システムの Moodle、Microsoft 365、Google Workspace 等を使用し、学内・学外のネットワーク資源を活用した教育やアクティブ・ラーニングを実践できるようになっている。またビジネス心理学科では、令和 4(2022)年度の入学生からカリキュラム改変とパソコンの必携化を実施し、すべての授業においてネットワークを有効活用できる環境を整えた。【エビデンス集（データ編）表 2-12】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

□ 施設・設備の利便性（バリアフリーなど）に配慮しているか。

校舎内は障がい者に配慮したエレベーター、自動ドア、スロープなどを施し施設利用に支障はないように心掛けているが、学内全面的な対応はできていない。A棟とH棟はエレベーターや車椅子用トイレ、一部自動ドアの設備がなく、またE棟（図書館棟）は、それに加えスロープもないため、車椅子使用者は不便な構造となっている。

主に講義が行われる本館棟、D棟とG棟については、エレベーターやスロープを完備しており、車椅子使用者が講義を受ける際の教室の配慮を、可能な限り行っている。【資料 2-5-8】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

□ 授業を行う学生数（クラスサイズなど）は教育効果を十分上げられるような人数となっているか。

<大学>

授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分あげられるよう人数を設定し、教室を確保している。【資料 2-5-9】

総合人間学部においては、共通教育科目の英語の必修科目は、各自のレベルに合った指導ができるように入学期にクラス分けテストを行い、その結果に基づいてレベル別編成を行っている。履修者数の最も多い科目は、総合人間学部と地域マネジメント学部との合同授業である「社会人入門」であり、令和 5(2023)年度の場合、履修者数は 109 人であった。

その他の専門科目は基本的に概ね、各学科各学年の定員程度かそれ以下であり、選択科目においては履修者が 10 人前後の科目も多いため、クラスサイズという点では教育の質を担保しているといえる。

地域マネジメント学部においては、「地域実践基礎・応用」（新カリキュラムの開始に伴い、令和 4（2022）年度に「地域実践Ⅲ・Ⅳ」から名称を変更）などの学外での実習を伴う授業に関して、学生からの希望も踏まえ、学生数を適切に配分している。

看護学部においては、1 年次のコンピュータ入門（選択科目）は、情報リテラシーを学修する科目であるため、新入生全員に履修を促し、毎年クラス全員が履修している。授業方法は、ICT に関するきめ細やかな技術支援や教育支援を行うために 2 クラスに分けて授業を実施している。また、専門科目では、看護実践能力を確実に身に着ける必要があるため、基礎看護技術Ⅰ・Ⅱでは、2 クラスに分けて授業を開講している。

<大学院>

大学院看護学研究科は、定員が 6 人であり、少人数教育を実施している。

<助産学専攻科>

講義室内及び実習室内の教育支援システム（ホワイトボード・音響・プロジェクター・DVD）は、助産学専攻科定員数（10 人）での利用を前提に設置されており、現在、教育効果を十分に上げられる学生人数となっている。

□ 施設・設備の安全性（耐震など）を計画に基づき適切に管理しているか。

本学の施設・設備については、法令等に基づく定期点検を実施するとともに、日常的な巡視・点検活動により未然に不具合の発生を予防することで、安全性の確保を図っている。

大学・短期大学の校舎等の耐震化については、順次進めているところであり、A 棟の耐震化・大規模改修工事を完了し、令和 6(2024)年 4 月 1 日現在の耐震化率は 70.9%となっている。残る未耐震化の施設については、安全・安心の確保の面からも、早期の耐震化の必要性を十分認識しており、財政状況も勘案しながら、耐震診断実施済みの施設（B 棟、給食管理実習施設及び C 棟）から計画的に（令和 7(2025)年度以降）耐震化を進める予定としており、耐震化準備委員会を設置し、具体的な耐震化方策の検討を行っているところである。【資料 2-5-10】

(3) 2-5 の改善・向上方策（将来計画）

基準 2-6 にもあるが、本学は学修環境等について学生アンケートを行っており、学生代表者とその結果について協議している。大学側は教育目的達成のために必要な施設・設備改善の優先順位を決定しているが、今後は更にスピード感を持った取り組みをしていく。

図書館については、コロナ禍における登校制限の経験を活かし、いかなる状況でも学修を支援する場としての図書館機能を最大限活用できるように利用環境の整備を進めていく。

また、本学においてもアクティブ・ラーニングを取入れた授業が増加していることから、授業時間外での学生のグループワークやディベートなどの主体的な学修を支援する場とし

でのラーニングコモンズの重要性が増しており、ラーニングコモンズについての現状の問題と改善すべき点を全学的な検討により明らかにし、それに基づいて拡充に取り組む。

令和 5(2023)年度より全学部の新入生を対象にパソコン必携を開始した。そのために必要なネットワーク機器の更新と無線 LAN の設置を行ってきた。令和 5(2023)年度には、G棟の作業を行い、今後も未整備の棟や教室について、整備を進めていく予定である。【資料 2-5-11】

また、パソコン必携に伴い外部との通信量が増加することが予測される。その対策として、外部回線の 200Mbps から 500Mbps への増速を、令和 5(2023)年度に実施した。

校舎の耐震化についても、耐震化準備委員会において検討を進めていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生への学修支援に関する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学修支援の体制改善に反映しているか。

<全学的な取り組み>

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等をくみ上げる仕組みについては、主として「学修行動及びキャンパスライフ調査」、「学生による授業評価」、学友会による「学生生活アンケート」とそれに基づく学生代表との懇談会、及びアドバイザーによる面談を活用している。【資料 2-6-1】 【資料 2-6-2】 【資料 2-6-3】

「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、全学生を対象として、教育の内容、学生の満足度や学修習熟度などを把握し、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議や FD・SD 等全教職員研修会議（以下、「FD・SD 研修会」という。）などを通じて、全教職員で情報共有し、学修支援体制の改善に反映させている。

「学生による授業評価」では、自由記述欄を設け、授業を中心とした学修に対する学生の意見をくみ上げている。それらの意見を担当教員にフィードバックし、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。

学生部・学友会では、全学生を対象とした「学生生活アンケート」を毎年実施しており、そこには授業に関するものも含まれている。それに基づく懇談会も開催し、学生側から学友会等の幹部学生、教職員側から学長・副学長・学生部長などが出席して協議を行い、対応を検討している。

<大学院>

大学として、「教職員のための学生サポートハンドブック」や「障がい学生支援のガイドライン」を作成している。また、大学院生からの意見や要望を指導教員が直接受け、それらの意見・要望を学修支援の改善にフィードバックしている。【資料 2-6-4】【資料 2-6-5】

<助産学専攻科>

学生への学修支援に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、令和 4 (2022) 年度後期より「学生による授業評価」を開始した。前期は、学生の意見・要望を把握し、速やかに分析と検討結果をフィードバックするために、Google フォームを利用してアンケートを実施した。後期においては、大学全体の「学生による授業評価」に助産学専攻科も含まれたため、学部と同様の授業評価を実施した。「学生による授業評価」では、学生の授業に対する自由記述欄があり、そこで授業を中心とした学修に対する学生の意見をくみ上げている。授業評価の集計結果は、学修及び授業支援の体制改善に反映させている。【資料 2-6-2】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□ 学生生活に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、学生生活の改善に反映しているか。

日常的な学生生活に関わる学生の意見・要望の把握は、学生部窓口やアドバイザー、大学院の指導教員により行われている。意見や要望についてはその内容に応じて学生部や各学科等で検討し、適切に対応するよう配慮している。

学生生活の満足度、福利厚生施設や大学・短大の各部門に対する意見や要望については、学友会が実施する全学生対象のアンケート調査を基に取りまとめ、年 1 回学生と大学との懇談会で意見交換している。懇談会には学友会等団体や寮長などの学生代表と大学・短期大学からは学長、副学長をはじめ各学部長や事務の各部門の長が出席し、学生の意見・要望等の情報共有と改善に役立てている。【資料 2-6-3】【資料 2-6-6】【資料 2-6-7】

全学生を対象とした「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、学生生活についての設問のほか、自由記述欄を設けて、学生の意見をくみ上げ、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議や FD・SD 研修会などを通じて、全教職員で情報共有し、学生生活の体制改善に反映させている。【資料 2-6-1】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

□ 施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムを適切に整備し、施設・設備の改善に反映しているか。

学修環境等について、学友会は「学生生活アンケート」を行い、学生代表者とその結果について協議し、学修支援及び学修環境に関する学生の意見や要望を聴取している。アンケート結果は全教職員が共有し、共通認識のもと施設・設備等の改善の参考とし実行を図

っている。

全学生を対象とした「学修行動及びキャンパスライフ調査」では、本学の施設整備に関する設問のほか、自由記述欄を設けて、学生の意見をくみ上げ、その結果を取りまとめ、分析を行い、合同会議やFD・SD研修会などを通じて、全教職員で情報共有し、施設設備の改善に反映させている。【資料 2-6-1】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

基礎学力不足の学生に対し、学修支援センターを中心に個別の相談対応は常時行っているが、プロアクティブな対応は各学科や各教員の非定型的な指導に留まっている。このため、令和 6(2024)年度からは、学修サポーターによる学修支援サービスを実施する。これに伴い、学習スペースとして、A棟 1 階の多目的室を自習室として学生に開放し、学習教材を自由に閲覧できる学習スペースとするとともに、学修サポーターによる支援スペースとしても活用する。【資料 2-6-8】

障がい学生支援においては、ノウハウの不足から相談に応じた教員が問題を抱え込んでしまう事態も発生している。このため、令和 6(2024)年度からは、学生相談室の業務に「教職員対象の障がい学生支援の相談」を追加し、相談室の開室日も増やす。

「学修行動及びキャンパスライフ調査」の結果については、学科内での情報共有と改善策の検討を行う機会を設け、学生の学修習熟度を向上させるための取組を強化する。

学友会が実施するアンケートについては、学生サービスの改善に資する内容となるよう、学友会執行部との協議や調査手法に関する助言を行う。

<大学院>

障がい学生に対する合理的配慮、経済的に困窮する学生に対する支援は、本学が高等教育機関として社会に果たすべき義務である。「障がい学生支援ガイドライン」の具体化を図り全学を挙げて障がい学生を支援することは、今後も継続していくべき課題である。今後とも大学院生の声を真摯に受けとめ、大学院生からの意見・要望をきめ細かく拾い集め、それに応えるべく各関係部署と連携して、柔軟かつ適切に対応をしていく。また、大学院生に対する入学時アンケート、学修行動及びキャンパスライフ調査の実施については、今後検討する必要がある。

<助産学専攻科>

将来的に、施設・設備に対する学生の意見などをくみ上げるシステムとして、「学修行動及びキャンパスライフ調査」へ参画できるよう検討する。

[基準 2 の自己評価]

学生の受入れについては、アドミッション・ポリシーを策定・周知するとともに、これを踏まえ、受験生を多面的に評価し、多様な学生を受け入れることができるような入試制度を採用しており、入試の実施にあたっては、入試部と学長が選任した教職員からなる委

員によって、厳正、公正、公平、確実な方法により入学者選抜を実施している。

学修支援については、障がいのある学生に対する支援を含め、教職員協働による全学的な支援体制を整備するとともに、オフィスアワー制度の実施、SAの活用も行っている。中途退学・休学・留年に関しては、学科運営協議会で学生に関する情報を共有するとともに、アドバイザー教員が学生相談室と連携し、きめ細かい支援を行っている。

キャリア支援については、各学科においてキャリア教育を展開するとともに、キャリアセンターにおいて、低学年次からの充実したキャリア支援を行っている。また、各学科、キャリアセンターが連携を図りながら、就職・進学に対する相談・助言を組織的に行う体制を確立している。

学生サービスについては、学生部、学生部ワーキンググループ、共生・グローバル推進センター、学生相談室、保健室を設置し、各学科・研究科と連携を図りながら、心身に関する健康相談・心的支援・生活相談も含めた組織的な学生支援を行っている。学生部では、奨学金などの経済的な支援、クラブやボランティアなどの課外活動に対する支援を行っている。

学修環境の整備については、校地・校舎ともに多くの部分が、大学・短期大学の共用であるが、大学設置基準を満たしており、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。授業を行うクラスサイズについては、教育効果を十分にあげられるよう、それぞれの授業科目の特性に応じて、使用する教室やクラスサイズを適切に管理し、教育の質を十分担保している。

学生の意見・要望をくみ上げるシステムとして、「学修行動及びキャンパスライフ調査」、「学生による授業評価」、「学生生活アンケート」とそれに基づく学生代表と大学・短期大学との懇談会、及びアドバイザー教員による面談を活用し、その結果を全教職員で情報共有し、学修支援体制等の改善に反映している。

以上のことから、基準2「学生」を満たしていると評価する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<input type="checkbox"/> 教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、周知しているか。
--

<大学>

学園の建学の精神と教育理念である「愛と奉仕」、大学学則第1条、第2条で規定された大学及び各学部・学科の教育目的を踏まえて、学科ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。【資料 3-1-1】

ディプロマ・ポリシーの内容については、毎年教務部ワーキンググループ及び各科の学科運営協議会でチェックし、カリキュラム改正等により改正を要するものについては、教務部ワーキンググループで改正案を作成し、合同会議の審議を経て決定している。

令和5(2023)年度から、全学科のディプロ・ポリシーの第1及び第2の項目を、大学学則第1条・第2条の教育目的等をより明確に反映させるために、次のように統一した。

1. 学園の建学の精神と教育理念である「愛と奉仕」の精神を理解し、国際社会や地域社会で積極的に貢献できる実践力を身につけている。
2. 社会人としてより良い人間関係を構築するための基礎的な教養や優れたコミュニケーション能力を有し、幅広い視野と多面的な思考力による客観的な認識力や判断力を身につけている。

ディプロマ・ポリシーは、大学のホームページ、学部の履修ガイド、履修系統図、ディプロマ・ポリシーチェックリスト等で学内外に明示・公開している。

なお、本学の履修系統図は、ディプロマ・ポリシーに定める修得すべき能力・資質と個々の授業科目との関連性を示すカリキュラム・マップ及び個々の授業科目相互の関係や履修順序を示すカリキュラムツリーを複合させて図示したものとして取り扱っている。

<大学院>

現行のディプロマ・ポリシーは、大学院看護学研究科において策定し、合同会議で承認された。ディプロマ・ポリシーは、以下のとおりである。

看護学研究科では、大学院学則に定める所定の単位を修得するとともに、修士論文または課題研究論文の審査および最終試験に合格し、以下に示す水準に達したと認められる者に修士（看護学）の学位を授与します。

1. 高度な専門的知識、倫理性を有し、質の高い看護実践ができる。

2. 看護学の専門分野に関する研究に取り組み、看護学の進展に貢献できる能力を身につけている。
3. 看護学の発展に寄与することができる内容の修士論文（特別研究または課題研究）を作成することができる。
4. 高度な看護実践、教育・研究活動をとおして地域社会へ貢献できる能力を身につけている。

ディプロマ・ポリシーは履修ガイドに掲載し、年度初めに学生に説明し周知している。

【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

<助産学専攻科>

令和 5(2023)年度は、本学の教育理念及び助産学専攻科の教育目的に基づき、助産学専攻科教員間で助産学専攻科のディプロマ・ポリシーの見直しを行った。その結果、教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーであることが確認され、現行の方針とすることを決定した。ディプロマ・ポリシーは、助産学専攻科の履修ガイド（資料）及び大学ホームページ（資料）にて公表している。また、新入生オリエンテーションにおいて、助産学専攻科が目指す人物像、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及び履修方法について、履修ガイドを用いて説明し、周知した。【資料 3-1-2】【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

□ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

<大学>

ディプロマ・ポリシーを踏まえて単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を明確に定め、周知し、厳正に適用している。「成績評価及びGPAの運用に関するガイドライン」では、三つのポリシーを踏まえて授業到達目標および成績評価の配点基準をシラバスに明示すること、成績評価は授業到達目標の達成度を測定するために行うものとする」と定めている。

【資料 3-1-4】

また、「山陽学園大学アセスメント・プラン」では、三つのポリシーに基づく評価尺度（進級基準・卒業認定基準・修了認定基準等）を定め、特に、ディプロマ・ポリシーの達成度の把握に重点を置き教育成果を評価することと定めている。【資料 3-1-5】

授業科目の単位認定については、大学学則第 11 条で「各授業科目を履修した者には、試験のうえ単位を与える。ただし、卒業研究については、論文その他本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」と定め、第 15 条で「試験等の評価は、S・A・B・C・D・Fをもって表わし、C以上を合格とし、D・Fを不合格とする」と定めている。

各学部の「履修に関する細則」で、次のように成績評価基準を定めている。

- | | |
|-------------|------------|
| S. 100～90 点 | A. 89～80 点 |
| B. 79～70 点 | C. 69～60 点 |
| D. 59 点以下 | F. 評価しない |

Fの「評価しない」は、出席時間数が総時間数の3分の2以上にならず、定期試験の受験資格を喪失した場合の評価である。

単位制度・成績評価方法・GPAについては、毎年度、年度初めのオリエンテーション期間に全学生に繰り返し説明し、アドバイザーや科目担当者からも必要に応じて説明し周知を図ってきたが、「成績評価及びGPAの運用に関するガイドライン」が運用され、評価基準が一層明確になった。【資料3-1-4】

各学部においては、3年次への進級基準が履修に関する細則で定められ、その周知と指導には特に注意を払っている。進級基準は学科のカリキュラム・ポリシーおよび履修ガイドに明示し、年度初めのオリエンテーション期間に説明して周知を図っている。卒業認定要件については大学学則第20条、21条に定められ、入学時から毎年オリエンテーション期間に繰り返し説明すると同時に、アドバイザーを中心に学科全体でも必要に応じて説明し、周知を図っている。【資料3-1-2】【資料3-1-3】

<大学院>

大学院学則第12条に単位の認定、第17条に学修の評価基準、第18条に課程修了の審査、第19条に課程修了の認定について定めており、履修ガイドに掲載し、周知している。

また、シラバスには、授業科目ごとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた授業の目的・到達目標と評価方法について記載している。

入学前の既修得単位の認定については、大学院学則第14条第1項において、「本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学前に他の大学院又は研究科（外国の大学院又はそれに準じる高等教育機関を含む）において修得した単位を本大学院における授業科目の履修により修得したものと認定することができる」とし、第2項において、「前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第14条の単位と合わせて20単位を超えない範囲とする。」と定めている。【資料3-1-2】

<助産学専攻科>

「山陽学園大学助産学専攻科規程」（第4章 履修方法等）で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準等を定めている。これらの基準は、助産学専攻履修ガイドを使い、入学時オリエンテーションで学生に説明し周知している。【資料3-1-6】

3-1-③単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

□ ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等を適切に定め、周知の上、厳正に適用しているか。

<大学>

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を厳正に適用している。

令和4(2022)年度には、教育の質保証の確保、学修者本位の教育の推進、「奨学金受給者の成績評価の公平性」の担保等の意義を踏まえて、成績評価の厳格性・公平性・信頼性等をさらに高める目的で「成績評価及びGPAの運用に関するガイドライン」を策定した。

同ガイドライン第3条第1項では、「授業の到達目標（シラバスに記載される到達目標）は、学部・学科の教育目的、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを十分に踏まえて作成し、明確な配点基準を付してシラバスに明記する。」と定め、同条第2項では「成績評価は、授業の到達目標の達成度を測定するために行うものとする。」と規定した。【資料3-1-4】

単位認定については、同ガイドラインに則り、各科目担当教員がシラバスに明示した成績評価の基準に沿って単位を認定している。

3年次への進級に関しては、進級要件を学部の「履修ガイド（履修に関する細則）」で規定し、これを厳正に運用している。令和3(2021)年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響を勘案し、特例として進級制度の緩和措置を取ったが、令和4(2022)年度以降は従来通りの基準を厳正に適用している。【資料3-1-7】

卒業認定については、教務ワーキンググループで卒業要件や資格取得に関する修得単位数及び在学期間の確認を行ったうえで、各学部の教授会の審議を経て、学長が認定している。【資料3-1-8】【資料3-1-9】

<大学院>

単位認定については、大学院学則第17条に定める評価方法を基に各科目担当教員が判定し、所属院生の修得単位数状況は、毎年度末に研究科の教務委員と教務部及び指導担当教員が協働し1年次からの修得単位数を分析して学業不振者には面接指導をしている。

また、課程修了の審査については大学院学則第18条に、課程修了の認定については大学院学則第19条に規定しており、厳正に適用している。【資料3-1-10】

さらに、山陽学園大学大学院看護学研究科修士論文審査基準を設け、研究科教員間で共有し、院生の指導にあたり、基準に沿って審査を行っている。【資料3-1-11】

<助産学専攻科>

「山陽学園大学助産学専攻科規程」における規定を厳正に適用している。【資料3-1-6】

(3) 3-1の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

ディプロマ・ポリシーは履修ガイドなどに明記し、毎年オリエンテーションで説明を行っているが、学生がそれを十分に理解できているか、また、それを意識して履修計画を立て、学修しているかについては検証が必要である。今後は学生が理解しやすいように説明を工夫し、目標意識を高める方法を検討する。

例えば、ディプロマ・ポリシーと各科目との関連を履修ガイドに明示する、履修系統図と科目のナンバリングとの関連を示す資料の作成、また、学生にわかりやすい履修系統図の作成等を検討する。

成績評価については、複数の教員がオムニバスで実施している講義の成績評価を行う際の公平性や客観性を保つためのルーブリック評価等の導入を検討する。

<大学院>

単位認定・成績評価の公正さを保つために、全教員を対象とした研修会の開催やマニュアル作成を検討する。

<助産学専攻科>

助産学専攻科カリキュラムの修了要件は、助産師国家試験受験のための指定規則に基づいて定められている。今後も、この修了要件を厳正に適用する。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、周知しているか。

<大学>

カリキュラム・ポリシーは、大学および学部・学科の教育目的を踏まえ、各学科のディプロマ・ポリシーに基づいて策定している。

各科のカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと共に平成 29(2017)年度に改訂し、それ以後、教務部ワーキンググループ及び学科運営協議会または学部運営協議会における毎年の検証を経て、現在に至っている。各学部の履修ガイドと大学公式ホームページに掲載して周知を図ると同時に、年度初めのオリエンテーションで学科の全ての学生に説明している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

特に入学時の履修指導では、卒業までの学習の流れを示しながらカリキュラム設計の方針と内容を説明している。2 年次以降の学生には、年度初めのオリエンテーションで説明し、さらに 3 年次のゼミ説明会でも再度説明し周知している。

<大学院>

大学院では、ディプロマ・ポリシーを踏まえて教育課程を編成し、カリキュラム・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは、履修ガイドに掲載して学生に周知し、ホームページにより学内外に周知している。【資料 3-2-1】【資料 3-2-2】

<助産学専攻>

令和 4(2022)年度に、教育目的を踏まえたカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。令和 5(2023)年度は、助産学専攻科履修ガイドにカリキュラム・ポリシーを掲載し、入学

時オリエンテーションで学生への周知を行った。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

□ カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保しているか。

<大学>

学科ごとにカリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーと関連付けて策定しており、一貫性を確保している。以下、CP は、カリキュラム・ポリシーを表す。

(言語文化学科)

カリキュラム・ポリシーには、大学の教育理念を基盤とし、ディプロマ・ポリシー達成のために必要な力を育成する教育課程の方針を示している。具体的には、CP1 は教育理念および教養教育に関して、CP2～CP3 は思考力・判断力・表現力等の育成、CP4 は異文化コミュニケーション能力の育成、CP5 は言語と文化の知識や能力の育成、CP6～CP7 は卒業後の社会への円滑な移行に関する項目、CP8～CP9 に成績評価の基準と適用に関する方針を述べている。これらはディプロマ・ポリシーで目標とする能力達成のために必要な項目であり、一貫性を確保している。【資料 3-2-3】

なお、令和 6 (2024) 年度は、一貫性を確保した上でグローバルに活躍する人材や多文化共生に貢献する人材の育成を一層進めるため、幅広い視点から日本人のアイデンティティについて理解を深める必要があると考え、カリキュラム・ポリシーの一部を見直すこととした。

(ビジネス心理学科)

ディプロマ・ポリシーと授業科目の区分との対応は、【表 3-2-1】の通りであり、各科目群にはディプロマ・ポリシーで定めた能力の修得に必要な科目を配置し、複数のディプロマ・ポリシーに関連する横断的な科目も含め、一貫性を確保している。【資料 3-2-4】

【表 3-2-1】

ディプロマ・ポリシー	授業科目の区分	
学園の建学の精神と教育理念である「愛と奉仕」の精神を理解し、国際社会や地域社会で積極的に貢献できる実践力を身につけている。	共通教育科目	山陽スタンダード科目
社会人としてより良い人間関係を構築するための基礎的な教養や優れたコミュニケーション能力を有し、幅広い視野と多面的な思考力による客観的な認識力や判断力を身につけている。		一般教養科目群 語学科目群 教養情報科目群 就職支援科目群
生活や経済活動の諸問題の理解を伴った、人の心理や行動に関する深い科学的知見を有している。	専門教育科目	ビジネス科目群
現代社会における人の心理や行動を科学的に分析する技能を有している。		データサイエンス科目群 基礎心理科目群
社会生活や経済活動の諸問題を解決する方策を主体的に提案、実践できる態度と創造的思考力を身につけている。		学科基本科目群

(地域マネジメント学科)

カリキュラム・ポリシーには、大学の教育理念を基盤とし、ディプロマ・ポリシー達成のために必要な力を育成する教育課程の編成方針を示している。具体的には、CP1は教養教育に関して、CP2は専門教育に関して、それぞれ各科目群の教育目標が、とくにCP2⑤では専門教育全体において、アクティブ・ラーニングや課題解決型学習（Project Based Learning／以下、「PBL」という。）の積極的活用を示している。これらはディプロマ・ポリシー実現のために必要な項目であり、一貫性を確保している。【資料 3-2-5】

（看護学科）

令和 5(2023)年度は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を検証するために、「ディプロマ・ポリシーチェックリスト」を作成し、区分ごとに各科目とディプロマ・ポリシーとの関連について「◎（ディプロマ・ポリシーと強く関連する）」、「○（ディプロマ・ポリシーと関連する）」と基準を設けた。令和 5(2023)年 12 月の看護学部教務委員会、令和 6(2024)年 1 月の看護学部運営協議会にて、2 つのポリシーの一貫性を確認した。【資料 3-2-6】 【資料 3-2-7】

また、令和 6(2024)年 1 月の看護学部運営協議会にてカリキュラム・ポリシーの見直しを行い、保健師国家試験受験資格取得のための科目と養護教諭一種免許状取得に必要な科目を合わせた科目で構成されることを追記した。【資料 3-2-7】

<大学院>

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、「ディプロマ・ポリシーチェックリスト」を用いて、12 月の大学院教務委員会及び 1 月の研究科運営協議会で検証し、その一貫性を審議し、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確認している。【資料 3-2-8】 【資料 3-2-9】 【資料 3-2-10】

<助産学専攻科>

令和 5(2023)年度に、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性を助産学専攻科教員間で検証し、一貫性を確保していることを確認した。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施しているか。

<大学>

全学的に、大学および学部・学科の教育目的を踏まえ、各学科のカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施している。各科の教育課程の編成に関する要点は以下のとおりである。

（言語文化学科）

言語文化学科の教育課程は、大学学則第 8 条により「共通教育科目」と「専門教育科目」で構成されている。【資料 3-2-11】

「共通教育科目」はカリキュラム・ポリシーの第 1 項目（CP1）に基づいて設置され、教

育理念である「愛と奉仕」について学ぶ「山陽スタンダード」と、広い視野と多角的な思考力を培うための科目群として「一般教養科目群」「語学科目群」「就職支援科目群」「教養情報科目群」を置いている。このうち「就職支援科目群」を通じてキャリア教育（CP7）を行い、就職活動の具体的な取り組みや、キャリア形成に関する指導を実施している。

「専門教育科目」は「コア科目群」「日本・アジア科目群」「英語科目群」「実習系・留学系科目群」の4つの科目群から成り、必修科目である「コア科目群」には、CP1～CP4に基づき、初年次教育、思考力・表現力等、コミュニケーション力を育てるための中心的科目が設置されている。言語と文化に関する専門的な知識や能力を育てる教育（CP5）は主に「日本・アジア科目群」「英語科目群」によって行われ、体験を通じて理解を深めることを目的とした「実習系・留学系科目群」はCP1～CP5の全ての学びに関わる科目である。

なお、令和6（2024）年度から「日本・アジアコース」「英語コース」の2コース制から、「日本コース」「アジアコース」「英語コース」の3コース制とすることに伴い、「専門教育科目」の「日本・アジア科目群」を「日本科目群」「アジア科目群」と独立させ5つの科目群からなるよう再編を行う。【資料3-2-1】【資料3-2-12】

学生は1年次の後半にコース選択を行い、2年次から選択したコースを主軸に学修を進めるが、緩やかなコース制をとっているため、所属コースの要件を満たせば、もう1つのコース科目も自由に履修することができる。そして3年次からは学習の集大成として卒業研究へと進んでいく。コースに強く縛られず、希望する進路や将来設計に応じて履修計画を立てることができるカリキュラムとなっている（CP6）。

（ビジネス心理学科）

ビジネス心理学科では、学部の教育目的を達成するための共通教育科目とともに、学科の教育目標を達成するための専門教育科目を配置し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

共通教育科目の区分および開講科目は言語文化学科と同様であり、その区分は「山陽スタンダード」「一般教養科目群」「語学科目群」「就職支援科目群」「教養情報科目群」で構成されている。これらは、学部のカリキュラム・ポリシーに沿って編成されている。

専門教育科目は学科のカリキュラム・ポリシーに沿って編成され、「学科基本科目群」における1年次の必修科目では、ビジネス心理学科で学ぶための基本的な知識・技能・態度を身につけるとともに、専門科目の入門的な学修を行う。また、3・4年次の必修科目では、社会生活をおくる中でこころが関与する課題を発見し、探求するための思考力や判断力を身につけ、その成果を文章や口頭で伝える表現力を培う。この共通基盤の上に、「基礎心理科目群」「ビジネス心理科目群」「データサイエンス科目群」の履修によって専門性を高め、社会生活における諸問題を、心理学、社会システム、生活環境の観点から、より良い社会生活を提案できる能力を備えた教養人の育成を目指している。【資料3-2-1】

カリキュラム・ポリシーに基づいた科目と配当年次の関係については、学科の履修系統図で明示している。【資料3-2-4】

（地域マネジメント学部）

地域マネジメント学科の教育課程は、「共通教育科目」と「専門教育科目」で構成され

ている。【資料 3-2-11】

「共通教育科目」はカリキュラム・ポリシーの第1項目（CP1）に基づいて設置され、教育理念である「愛と奉仕」について学ぶ「山陽スタンダード科目」、幅広い分野を学修し、広い視野を培うための科目群として「一般教養科目群」、そして、就職に向けた心構えや知識を身につける科目群として「就職支援科目群」を置いている。【資料 3-2-1】

「専門教育科目」は「学部基本科目群」「情報リテラシー科目群」「産業活性系科目群」「社会貢献系科目群」の4つの科目群から成り、必修科目である「学部基本科目群」には、CP2①に基づき、地域の課題解決に向けた実践活動に取り組むために必要な基本的な知識や社会調査などの方法論を学ぶための科目を設置している。「情報リテラシー科目群」には、CP2②に基づき、地域分析や政策立案に必要なデータ分析力を育てる科目を設置している。「産業活性系科目群」には、CP2③に基づき、学科の教育目標達成に向け、主に地域産業の活性化に寄与するため力を養うための科目を設置している。「社会貢献系科目群」には、CP2④に基づき、学科の教育目標達成に向け、主に持続可能な地域社会の創造に寄与するため力を養うための科目を設置している。そして、これらすべての科目群において、アクティブ・ラーニングやPBLの手法を積極的に活用し、実践を通じて理解を深めることをCP2⑤において示している。【資料 3-2-1】

なお、「産業活性系」「社会貢献系」という名称で科目群を設定してはいるが、その枠組みには強く縛られず、希望する進路や将来設計に応じて履修計画を柔軟に立てることができるカリキュラムとなっている。この点は、履修ガイドにおいて「履修モデル」として明記している。【資料 3-2-1】

（看護学科）

看護学部では、学部の教育目的を達成するために、共通教育科目と専門教育科目を配置し、カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成し、実施している。

共通教育科目は「山陽スタンダード」と「教養科目」の2つの区分で構成し、人間、社会、環境、文化に対する考え方を学び、将来、豊かな教養と人間愛を備え、さまざまな看護場面に対応できる能力を養成することを目的としている。

専門教育科目は、「専門基礎科目」と「専門科目」の2つの科目群で構成している。「専門基礎科目」は、看護学を支持する科目であり、人間、健康、社会、環境に関する理解を深め、健康、疾病、生活に関する理解に基づいた判断能力、調整能力が発揮できるための基礎となる科目群である。

「専門科目」は看護学の知識・理論と技術を深めるための科目群であり、対象者の健康レベル、ライフサイクルに対応する看護に必要な知識・技術を修得するための科目群を設定する。特に、各看護学領域では、先ずそれぞれの看護学概論を学修した後に援助論・技術を学び、理論、知識、技術を統合するために臨地実習を行うよう構成している。

令和5(2023)年2月に、看護学部の「履修系統図」を作成し、看護学部のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成とディプロマ・ポリシーとの関連について図式化を行った。【資料 3-2-1】【資料 3-2-13】

<大学院>

カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成しており、また関係省庁の指針に従って体系的に編成されている。履修ガイドには、カリキュラム・ポリシーに即した履修モデルを複数掲載し、学生の関心・専門領域に応じて履修計画を立てることを指導している。

体系的な教育課程を視覚化するために、令和5(2023)年1月研究科運営協議会において、研究科の履修系統図を作成し、研究科のカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成とディプロマ・ポリシーとの関連について図式化を行った。【資料3-2-1】【資料3-2-14】

<助産学専攻科>

カリキュラム・ポリシーに沿って、体系的な教育課程を編成している。令和5(2023)年度は履修系統図を作成し、教育課程の体系化を視覚化した。【資料3-2-15】

□ シラバスを適切に整備しているか。

授業科目のシラバスは、Web システムにより整備し、学生に提示している。シラバスには全学で統一した様式と記載事項が設定され、教務部からの指示に従って各科目担当者が作成している。各科目のシラバスには、各担当教員が、授業概要、到達目標、各回の授業予定、予習・復習等準備学習の内容、成績評価の方法・基準を記載している。シラバスの作成方法・操作手順・諸注意等は、教務部が配布する「シラバス等作成要領」「Web シラバス作成手順書」に詳細に説明している。

各教員が提出したシラバスは教務部で精査し、記述が不十分な場合は、担当教員に差し戻している。シラバスは、学生および全教員が過年度の科目のものも含め、Web 上でいつでも閲覧可能である。

□ 履修登録単位数の上限の適切な設定など、単位制度の実質を保つための工夫を行っているか。

<大学>

単位あたりの学修量については、大学学則第17条に基づき各学部の履修ガイドに明示し、入学時のオリエンテーションで詳しく説明すると同時に、シラバスには「予習・復習等準備学習の内容」を記載し、授業時間以外の学習時間の確保に努めている。その後、毎年度、年度初めの履修指導でも説明して周知を図っている。【資料3-2-1】

CAP 制の説明は学部の履修ガイドに明示し、入学時のオリエンテーションで詳しく説明して周知を図っている。年間の登録単位数の上限は、総合人間学部・地域マネジメント学部では46単位、看護学部では48単位である。

教務部では、履修登録の単位数をチェックし、上限を超えて登録している学生にはメール等でその旨を通知している。ただし、2年次生以上で一定以上の優秀な成績を修めた学生や資格課程の履修許可を得ている学生の場合は、CAP 制の適用は除外している。【資料3-2-1】【資料3-2-16】

<大学院>

研究科については、履修登録単位数の上限は設けていないが、履修登録前に、担当指導

教員が院生に十分な説明と話し合いを行った上で、履修登録を行っており、単位制度の実質を保つ事が出来ている。

<助産学専攻科>

助産学専攻科での開講科目は、助産師国家試験受験資格要件に対応した科目履修とし、全科目が必修となっている。

3-2-④ 教養教育の実施

教養教育を適切に実施しているか。

<大学>

各学部においては、「共通教育科目」の中の「一般教養科目群」（看護学部では「教養科目」）において、教養教育を適切に実施している。いずれの学部も、専門教育を支えるための教養科目をバランスよく配置している。組織的には、教務部ワーキンググループ会議の分科会として「一般教育委員会」を設置し、同委員会で教養教育に関する事項を協議している。【資料 3-2-17】

「共通教育科目」の卒業要件は、総合人間学部および地域マネジメント学部では 36 単位、看護学部では 26 単位である。

本学の特徴の一つとして、「共通教育科目」の中に全学科必修の「知的生き方概論」の授業を開講していることである。山陽学園の歴史と建学精神・教育理念を学び、健康で文化的な生活を営むための「知的生き方」の具体的知識を身につけることを目的とした授業であり、学生にとっては有意義な教養教育となっている。また、「知的生き方概論」の中の 1 回、「ボランティアの勧め」の講義で、地域貢献の推奨を行っている。【資料 3-2-18】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

アクティブ・ラーニングなど、授業内容・方法に工夫をしているか。

<大学>

全学科においてアクティブ・ラーニングを積極的に導入し、令和 5(2023)年度は大学におけるアクティブ・ラーニング科目は 71.9%と高い数値に達している。【資料 3-2-19】

この種の科目のシラバスには、具体的な活動内容（実習、プレゼンテーション、フィールドワーク、PBL、ビブリオバトル、グループワークなど）を記載している。

言語文化学科では、日本語の発音や文法のメカニズムを理解するために、グループワークを取り入れている。「英語実践演習Ⅱ」では、地元の観光地で観光ガイドの実習を行い、プレゼンテーションの機会を積極的に取り入れている。

地域マネジメント学部では、地域の現状・問題点を調査・分析し、課題解決策の立案・実践する基礎的能力を習得するフィールドワークを実施している。「地域実践基礎」「地域実践応用」では包括連携協定先である真庭市および岡山市中区に行き地域の現状を学び、インタビューや発表、学生企画のイベントなどを行っている。「地域マネジメント実習」では岡山県内の自治体及び企業等で長期インターンシップを行い、フードロス削減のスイーツ開発、地域の観光マップ作製などを行った。

看護学科では、演習科目と臨地実習はすべてアクティブ・ラーニングを行っている。

アクティブ・ラーニングの授業を支える情報環境として、【表 3-2-2】に示すシステムやツールを導入しており、各授業で活用している。

「老年看護学実習」では、地域高齢者健康測定事業（測定会 1 日と説明会 1 日）を実施しており、参加者からは学生の優しさや熱心な対応に感謝の声をいただき、若者との会話を喜ばれるなど地域から好評を得ている。参加学生は地域の高齢者の生活や一次予防の重要性について理解を深めることができる貴重な体験ができた達成感を得ている。令和 5(2023)年度は各公民館での測定会を 1 日から 2 日間へ拡大し、新たに区役所で年齢不問の健康チェック事業も開始した。

【表3-2-2】 授業を支えるシステムやツール

内容	目的	エビデンス
教務情報のサイト	情報の周知徹底	http://172.18.1.11/stu/
Web 履修登録	履修登録の便宜化と情報共有	https://cpweb.sguc.ac.jp/gakusei
イントラネット	オンライン授業、双方向授業、反転授業、授業外学修の促進	http://in.sguc.ac.jp （学内からのみアクセス可）
Moodle		https://moodle.sguc.ac.jp/login/index.php
Microsoft Teams		—
Google Class Room		—
クリッカーシステム		双方向授業
WiFi-Spot	双方向授業、授業外学習の促進	—
電子黒板	ディスカッション	—
各教室の AV 機器	授業の高度化	—
授業動画撮影室	オンライン授業、反転授業	—
ベスト授業賞	科目担当者の創意工夫の促進	—

<大学院>

大学院では、演習科目・実習科目については、アクティブ・ラーニングを行っている。アクティブ・ラーニングの授業を支える情報環境として、システムやツールを導入しており、学生がいつでも活用できるよう整備している。【表 3-2-2】

座学で主として指導する本大学院の専任教員もその多くが現場での経験者であるが、現在臨床現場で活躍している実習先の指導者から最新の情報を得ることは、院生にとって授業の内容を深めることから効果的である。特に、精神看護 CNS コースでは、精神看護学実習 10 単位の修得が必須であるが、新型コロナウイルス感染症流行下においても実習施設では、実習を受け入れていただくことができ、履修生は実習の単位を修得することができている。

<助産学専攻科>

助産技術習得するために、視覚的に反復演習するための DVD 教材を取り入れている。助産技術演習は、ポートフォリオを活用し、学生個々の助産技術習得のためのスキルアップ

に向け、教授している。【資料 3-2-20】

令和 5(2023)年度は、「新生児・乳幼児学」において、Moodle を利用したオンライン学習ツールを提供し、新生児蘇生法 (NCPR) 資格取得 100%に繋げた。【資料 3-2-21】

□ 教授方法の改善を進めるために組織体制を整備し、運用しているか。

<大学・大学院>

教授方法の改善を進めるために、IR 推進室による FD・SD 研修会、自己評価委員会・教務部ワーキンググループによる学生による授業評価、教員相互の授業参観を実施している。授業評価の集計結果はデータベース化し、個々の教員に対して教授法の改善を促す目的で、「学生による授業評価/上位科目と分布」を学内 Web ページに掲載している。そこでは、各学期における評価の高い上位 5 科目と教員名を公表し、全体の評価の分布も視覚的に示している。【資料 3-2-22】 【資料 3-2-23】 【資料 3-2-24】 【資料 3-2-25】

令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大によって遠隔授業や LMS (Moodle2) の利用が促進されたが、オンライン教材作成や LMS の利用に関するマニュアルの作成・配布は、本学の「情報教育センター」が対応した。令和 5(2023)年度には、Moodle2 から Moodle4 への移行を支援する講習会も同センターによって 2 回 (9 月と 3 月) 実施された。【資料 3-2-26】

授業及び教育の改善の組織的取組みの一つとして、令和 3(2021)年度にティーチング・ポートフォリオによる教員の教育研究活動等の業績の点検・評価を実施したが、令和 5(2023)年度においても実施し、教育業績の振り返りや教授方法の改善に役立てている。

<助産学専攻>

妊娠期・分娩期・産褥期及び新生児期 3 期別に、講義内容を教員別に割り振り、講義内容が重複しないように運用している。

(3) 3-2 の改善・向上方策 (将来計画)

<大学>

総合人間学部、地域マネジメント学部、看護学部の 3 学部は、教育課程・教授方法が質的に異なるが、各学科の三つのポリシーに基づくカリキュラムの体系化を教務部ワーキンググループ等で検証し、その改善を検討する。各科の課題及び改善・向上方策の要点は、以下のとおりである。

(言語文化学科)

令和 5(2023)年度は、改訂した履修系統図を使用して履修指導を行なった。従来の系統図よりカリキュラムの全体像が明確に示され、ティプロマ・ポリシーとカリキュラムの関係もわかりやすくなったが、学生にとってポリシーを理解すること自体容易なことではない。説明と提示方法の工夫を継続すると同時に、主要科目においてポリシーとの関係に触れる、シラバスに記載するなどの工夫も必要である。

また、令和 6(2024)年度からカリキュラム・ポリシーの一部を見直し、IR 推進室による入学時アンケートの結果分析に基づいて現在の 2 コース制を 3 コース制に再編成すること

とした。このため、学科の必修科目も含めてカリキュラム全体の見直しを行い、履修系統図もそれに合わせて再改訂している。

(ビジネス心理学科)

ビジネス心理学科(旧生活心理学科)は、令和4(2022)年にカリキュラムの大幅改編を行ったため、これに基づいた履修系統図は令和4(2022)年度のもものが初稿であった。令和5(2023)年度のもものはそれを改訂したものである。すなわち、長期にわたる検討に基づくものではなく、今後は定期的な見直しと改善が必要である。令和5(2023)年度は、年度末の学科会議において改訂案を審議し、電子会議室に専用のトピックを設置した。今後、このプロセスを通じてカリキュラムの質向上を目指す。

具体的な改善策として、令和5(2023)年度末の審議において合意に至ったものは、履修系統図の教育的活用に関するものであった。従前より、公式サイト上で履修系統図を公表していたが、その役割を考えると初年次生が履修登録を済ませる以前に周知徹底する必要がある。そこで、4月当初のオリエンテーション期間中の初年次生対象の履修指導の場で、履修系統図の説明を行った。次年度以降もその予定である。

教授方法の改善については、FD・SD研修会、授業評価、教員相互の授業参観などの全学的な取り組み、各教員によるティーチング・ポートフォリオの作成など、全学共通の研鑽が継続的に行われているが、同学科、同分野の教員同士の些細な情報交換も有益である。そこで、電子会議室に授業改善のためのトピックを設置し、継続的に情報交換を行い、授業に役立つツールに関する議論などを行っている。

(地域マネジメント学科)

地域マネジメント学科では、令和4(2022)年度より新カリキュラムをスタートさせた。それに伴い、学生が履修計画を立てる際の一助となるよう、想定される卒業後の進路別に履修モデルを作成し、履修ガイドに掲載している。しかし、ここではディプロマ・ポリシーと各科目との関係、また、各科目間の関係などが十分明確化されていない。そのため、令和4(2022)年度末に、カリキュラム全体の構造とディプロマ・ポリシーとの関係の可視化を目的として、ディプロマ・ポリシーチェックリスト及び履修系統図の作成を行ったが、履修指導において十分活用するには至っていない。次年度以降、4月のオリエンテーション期間内での履修指導などにも利用できるよう、内容の改訂も含め、より分かりやすい提示の方法を現在検討している。

(看護学科)

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については、ディプロマ・ポリシーチェックリストを作成し、2つのポリシーの一貫性を確認した。また、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成とディプロマ・ポリシーとの関連について図式化し、履修系統図を作成した。今後は、2つのポリシーの関係について、履修系統図を用いた説明やディプロマ・ポリシーと各科目の関連をシラバスに示すなど学生へわかりやすく提示するための工夫を行う必要がある。

<大学院>

今後、アクティブ・ラーニングの教育方法を取り入れ、高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の育成を目指す。

また、修士論文の作成過程を見直していく。修士論文を作成する課程における研究成果を発表する中間発表会および修士論文予備審査制度を導入する事により、院生の修士論文の質を向上させるための機会を設けている。今後さらに、指導教員のみでなく、各研究分野の複数の教員とのディスカッションを取り入れるなど、研究、CNS それぞれのコースに合わせた工夫を検討する。今後は、積極的な学会発表を通して論文の精度を高めるよう指導する。

<助産学専攻科>

令和 5(2023)年度は、妊娠期・分娩期・産褥期及び新生児期と 3 期別に、講義内容を教員別に割り振り、講義内容が重複しないように運用している。オムニバス科目となっている「助産診断学・技術学Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」については、その内容を妊娠期（「助産診断学・技術学Ⅰ」）、分娩期（「助産診断学・技術学Ⅱ」）、産褥期及び新生児期（「助産診断学・技術学Ⅲ」）と明確に区分し、教育内容の系統化を図っている。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
<input type="checkbox"/> 三つのポリシーのうち、特にディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果を明示しているか。

<大学>

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価は、「山陽学園大学アセスメント・プラン」に従って実施している。アセスメント・プランでは、三つのポリシーに基づき、機関レベル（大学）、教育課程レベル（学科）、授業科目レベルの三つのレベルにおいて、学生の学修成果及び大学の教育成果を評価するための尺度を定め、これに則って学修成果を定量的又は定性的な手法により多面的かつ総合的に点検・評価している。【表 3-3-1】

各レベルにおける点検・評価方法は多岐にわたるが、関連部署・各種ワーキンググループ・学科・教員で、点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

また、令和 4(2022)年度から教務部ワーキンググループにおいて、授業科目とディプロマ・ポリシーの関連を容易にチェックできる「ディプロマ・ポリシーチェックリスト」の案を作成し合同会議で承認を得たが、このリストの作成・点検は令和 5(2023)年度も実施

している。また、教員及び学科に対しては、教務部の「欠席入力の Web ページ」に各科の成績評価や学生の GPA の分布を時系列で示しており、これを各科の学修成果の点検・把握に利用している。【資料 3-3-3】【資料 3-3-4】

【表 3-3-1】学修成果の点検・評価方法

レベル	学修成果の点検・評価方法
1. 機関レベル (大学)	各種入学試験、入学後の在籍状況、学生生活アンケート、学位授与率、就職率、教員免許状の取得率、専門職への就職率等から、大学全体の学生の学修成果及び教育成果を点検・評価する。 評価結果は、大学全体の現状把握及び教育改善等に活用する。
2. 教育課程レベル (学科)	各科における学生の修得単位数、全体 GPA 及び DP 項目ごとの GPA、成績評価の分布、資格取得率、国家試験合格率等から、特にディプロマ・ポリシーの達成度の把握に重点を置き、各科の学生全体の学修成果及び教育成果を点検・評価する。 評価結果は、各科の現状把握及び教育改善等に活用する。
3. 授業科目レベル	各科における授業科目の成績評価、レポート評価、学生による授業評価等の結果から、個々の授業科目における学生の学修成果を点検・評価する。 評価結果は、シラバス記載の授業到達目標の達成度の把握及び授業改善等に活用する。

<大学院>

本研究科では、三つのポリシーを踏まえて「山陽学園大学アセスメント・プラン」を制定した。【資料 3-3-1】

【表 3-3-2】学修成果の点検・評価方法 (大学院)

レベル	学修成果の点検・評価方法
1. 機関レベル (大学)	入学試験 (英語・口述試験)、調査書記載事項 (研究計画書等)、出願資格の審査、学生生活アンケート、学位授与率、就職者数、修了後の CNS 資格取得実績等から、大学院全体の院生の学修成果及び教育成果を点検・評価する。 評価結果は、大学全体の現状把握及び教育改善等に活用する。
2. 教育課程レベル (研究科)	研究科における院生の修得単位数、全体 GPA 及び DP 項目ごとの GPA、修士論文予備審査、修士論文発表会、学会発表数等から、特にディプロマ・ポリシーの達成度の把握に重点を置き、研究科の院生全体の学修成果及び教育成果を点検・評価する。 評価結果は、研究科の現状把握及び教育改善等に活用する。
3. 授業科目レベル	研究科における授業科目の成績評価、レポート評価、院生による授業評価等の結果から、個々の授業科目における院生

	<p>の学修成果を点検・評価する。 評価結果は、シラバス記載の授業到達目標の達成度の把握 及び授業改善等に活用する。</p>
--	--

また、「ディプロマ・ポリシーチェックリスト」案を作成し、教務部ワーキンググループを経て、合同会議で承認を得ているが、このリストの作成・点検は令和 5(2023)年度も実施している。

<助産学専攻科>

助産学専攻科履修ガイドに、卒業論文（助産学研究）、助産師国家試験、新生児蘇生法・専門コース（A）について明記している。

□ 学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、就職先の企業アンケートなどを実施し、大学が定めた多様な尺度・指標や測定方法に基づいて学修成果を点検・評価しているか。

<大学>

令和 3(2021)年度に「山陽学園大学アセスメント・プラン」を策定し、これに基づき、機関レベル、教育課程レベル、授業科目レベルで三つのポリシーを踏まえて点検・評価を行っている。【資料 3-3-1】

評価の概要は以下のとおりである。

1. 卒業時

卒業時におけるディプロマ・ポリシー達成度の評価は、学位授与率（卒業率）、退学除籍率、就職進学率、卒業年次生対象「学修行動及びキャンパスライフ調査」、卒業研究の成果と評価、資格および検定合格状況、課外活動状況などを総合して行っている。

学位授与については、教務部が作成する卒業要件の充足及び資格取得に関する資料に基づき、各学部の卒業認定会議において審議し、学習成果を点検・評価している。

4 年間の学修の成果や活動に関する学生自身による評価は、卒業年次生対象の「学修行動及びキャンパスライフ調査」によって確認している。【資料 3-3-5】

就職進学状況については、キャリアセンター職員と大学・短大の教員で構成された「キャリアセンターワーキング会議」で就職内定率等の就職状況を点検・評価し情報共有を図っている。またワーキンググループ会議での協議結果を随時、合同会議に報告している。

2. 在学中：成績評価

在学中の学修成果の確認は、成績評価、修得単位数、退学除籍状況、進級状況、科目や資格課程の履修状況、授業の出席状況、外国語検定等の受験状況などにより行っている。

アドバイザーは、各学期の開始時に担当学生の成績表を教務部で受け取り、「成績評価及び GPA の運用に関するガイドライン」を参照しながら学習成果を確認すると同時に、学習状況の点検と指導を行っている。【資料 3-3-6】

また、成績表には入学時からの成績評価と GPA の一覧が表示されているため、学生は成

績評価の推移を容易に確認することができ、教員もそれを利用して学生への指導を行っている。

3. 在学中：個別面談

成績などに問題がある学生のみでなく、アドバイザーは担当の全ての学生について各学期2回以上の個人面談を実施し、学習意欲の維持や向上を支援し、学習状況などを点検している。面談の結果は「個別面談シート」に記入して学科長に提出し、学科長は学期ごとに学部長にその状況を報告する。

アドバイザーの交代時には「個別面談シート」を活用して引き継ぎを行い、継続した指導を行うことができるようにしている。学科運営協議会では毎月学生の学修状況について情報交換を行い、授業の出席状況や生活面での問題などをできるだけ早く察知することに努めている。退学や休学、除籍などの問題が生じた場合はその原因を分析し、指導や対策を協議している。【資料 3-3-7】

4. 入学時、在学中：学生への調査、指導

大学レベルでは、入学直後に新入生を対象に「入学時アンケート」を実施し、入学目的や学科選択の理由などの把握を行っている。【資料 3-3-8】

また、学年末には在学生全員を対象に「学修行動及びキャンパスライフ調査」を実施し、入学後に伸びた力や大学生活の満足度などを調査している。【資料 3-3-5】

資格・免許取得については、毎年「資格・免許取得状況調査」を行っているほか、「進路状況（就職・進学）」については、キャリアセンターが学生からの届出をもとに、「就職及び進路状況」、「産業分類別内定企業一覧表」を作成し、毎月開催するキャリアセンターワーキンググループ会議に報告し、情報交換を行うとともに、合同会議にも随時報告し、学内での情報共有を行っている。【資料 3-3-9】【資料 3-3-10】【資料 3-3-11】

5. 入学時：基礎力

総合人間学部においては、入学時に学生全員を対象に「英語クラス分けテスト」と検定等の合格状況を調査し、英語力のレベルと分布を把握している。その結果に基づいて英語科目の習熟度別編成を行い、令和 5(2023)年度は 5 クラス編成で授業を実施している。留学生に対しては入学時の「留学生日本語テスト」によって日本語力を確認し、レベルに応じた科目の履修を指導している。

また、総合人間学部では新入生全員を対象とした「基礎学力向上プログラム」を実施している。学修の基盤となる日本語の語彙力向上と自主学習力の育成を目指し、教材と期間を与えて学修を計画・実行させ、事前・事後のテストによって成果を見る仕組みになっている。令和 4(2022)年度より Moodle による定期的な小テストを利用した学修指導を開始し、現 1 年次生はほぼ全員が予定した学修を完了し、学年末にまとめテストを行い、成果測定を行った。

地域マネジメント学部においては、入学前課題として提出されたレポートを Google Drive を活用して学科内で共有し、入学時の文章力、論理的思考力を判断するための資料として、履修指導に活用している。また、入学時の基礎力の点検および学習スキルの養成

のために、令和 4(2022)年度から専任教員が担当する「アカデミックスキル入門」を 1 年次前期必修科目として開講している。そこでの学生の情報や学習成果は、学科全体にフィードバックされ、とくに、必要がある場合はアドバイザー及び教務ワーキンググループの教員と連携を取りながら、学修指導に活用している。

看護学部においては、基礎力養成および学修の支援を目的として、入学時に高校の数学・生物・物理・化学・国語のテストを実施して基礎力を測定し、その結果を履修指導に活用している。

<大学院>

在学中、修了時の学修成果の点検・評価方法については、学科にほぼ準ずるが、就職に関しては、研究科開設以来、大学院生は殆どの場合、就業しながら学修している。また、休職制度を利用して学修している場合も、修了後の勤務先は決まっている。精神看護 CNS コースの修了者については、修了後に認定試験を受験するため、修了後も指導教員と連絡を取り合い、その結果については、本人からの連絡により把握している。令和 5 年（2023 年）については、修了生 2 人が受験し、1 人が合格した。

<助産学専攻科>

令和 6(2024)年 2 月に、助産師国家試験を 10 人の学生が受験し、3 月に 10 人全員合格した。同年 3 月に、就職後の助産師クリニカルラダーに繋げるため、「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」について調査を実施し、学生の学修成果を点検・評価した。

令和 5(2023)年の新生児蘇生法・専門コース(A)の受講者数及び合格者数も 11 人であり、合格率は 100%であった。【資料 3-3-12】

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学修成果の点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているか。

<大学>

卒業年度生の成績評価、修得単位数、GPA などのデータは、卒業認定の教授会で審議し、学長に意見を述べている。その後、全教員に報告し、1~3 年次のデータについては、学科の教務担当者やアドバイザーで共有し、成果の点検や指導に役立てている。また、各科目の担当教員は学内の「欠席情報入力ページ」に出席状況を入力し、その結果は学生ごとに集約し、随時閲覧できる仕組みになっている。【資料 3-3-4】

全学レベルでは、入学直後の「入学時アンケート」、各学年末の「学修行動及びキャンパスライフ調査」を実施しているが、その調査結果は FD・SD 研修会で報告され、学内のイントラネットで全教員が常に閲覧することができ、学科の教育内容の充実や見直しに活用している。【資料 3-3-5】 【資料 3-3-8】

個々の授業に関しては、学期末に「学生による授業評価」を実施し、学生の授業に関する評価と学生自身の授業への取り組みの自己評価を調査し、その結果は Moodle を通じて

各科目担当者に通知している。科目担当者はそれを授業改善に活用すると同時にコメントを作成して提出し、学生が閲覧できるようにしている。【資料 3-3-13】

就職状況についてはキャリアセンターで指導と状況の把握を行い、学部教授会において定期的に状況と成果の報告が行われている。また、学科ではキャリアセンター担当教員が中心になり Google Drive を活用して学生の就職状況情報を集約し、それを学科教員で共有し、指導に活用している。

また、毎年学生の代表である学友会と教職員との懇談会を開催し、学生の要望について協議する機会を設けてきた。

個々の学生からの相談や連絡は、アドバイザーが窓口となって対応している。全教員がオフィスアワーを設け、全ての学生に大学からメールアドレスを配布して相談や連絡がとりやすい環境を整えている。【資料 3-3-14】

<大学院>

大学院においては、令和 4(2022)年度より、「院生による授業評価アンケート」を一部の講義科目および研究指導科目について実施し、その結果を科目担当教員にフィードバックしている。この授業評価アンケートは、担当教員のみならず研究科の各分野に組織的にフィードバックし、さらに大学全体の FD において全般的な教育方法改善に役立てている。

<助産学専攻>

学修成果の点検・評価のために、令和 5(2023)年度より「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」について調査を開始している。調査実施予定時期が 2024 年 3 月のため、調査結果は次年度の教育内容・方法及び学修指導の改善に活かす予定である。

(3) 3-3 の改善・向上方策（将来計画）

<大学>

アセスメント・プランに基づいてディプロマ・ポリシー達成の点検と評価を行う手順を定着させる。また、ディプロマ・ポリシーごとに GPA を算出し、学生による達成度の自己評価を取り入れるなど、学修成果をより細かく評価するための方法を検討する。

また、技術的に可能になれば、個々の学生や教員がこれらの調査や評価の結果をいつでも閲覧できるように、データを安全に保管し、随時更新できる仕組みの実現が望まれる。

看護学科においては、模擬試験の成績分析は、学年ごとに行われているが、1 年次から 4 年次までの個別の成績の推移と科目の成績（GPA 値）の推移との関連を縦断的に分析しながら、各学年や学科における情報共有を行い、カリキュラムの見直しや個別支援の具体的な方法を検討する。

<大学院>

教育内容・方法及び学修指導等の改善のために、学修成果の点検・評価結果のフィードバックの更なる質向上を目指し、修了生からのアンケートを組織的に実施する。

また、全教員が各々の教育目的と方法を見直し、授業改善のための参考にできるよう、人材養成に関しての各分野における教育目標の達成度、教育の見直しの必要性、目標達成

を阻む要因等について検討する。

＜助産学専攻科＞

「助産師教育の技術項目と卒業時の到達度」は、Google フォームで調査を実施する。調査結果の集計・分析をスムーズに行い、分析結果を次年度の教育改善に繋げる。

【基準3の自己評価】

本学は、使命・目的、教育目的を実現するために、三つのポリシーを定め、学内外に示し、組織的、総合的に教育を実施している。

学生の受入れにおいては、アドミッション・ポリシーを踏まえた入試を行っている。

教育課程及び教授方法においては、カリキュラム・ポリシーに則した体系的な教育課程を編成し、実践的な能力を高める教育活動を行っている。学修及び授業の支援においては、教職員協働による全学的な支援体制、オフィスアワー制度、アドバイザー教員、授業担当教員によるきめ細かい支援体制、「授業評価アンケート」、「学生アンケート」、「卒業時アンケート」の活用による支援改善の体制を整えている。また、FD・SD 研修会の実施や授業改善および授業評価のアンケートの実施、教員相互の授業参観により、効果的な教授方法の改善のため機会を設けている。

単位認定、卒業認定においては、大学学則に定めるとともに、ディプロマ・ポリシーに基づいた学位授与の要件を定め、厳正な適用に努めている。

教育課程については、教育目的を踏まえ、各学科のカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程を編成し、実施しており、シラバスについては、全学で統一した様式と記載事項を設定し、Webにより学生に提示している。

教育目的の達成状況の評価とフィードバックについては、授業評価アンケート、学生生活アンケート、アドバイザーによる個別面談、教授会での卒業判定対象者の免許・資格取得状況確認、キャリアセンターによる進路状況報告を通して、学生の学修状況を把握し、教育目的の達成状況を点検・評価し、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

こういった取り組みにより、「学生生活アンケート」や「卒業時アンケート」では、学生の満足度は高い結果となっている。

以上のことから、基準3「教育課程」を満たしていると評価する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を規則等に基づき整備しているか。

学長の意思決定等を補佐するため、本学の重要事項を審議する合同会議を設置している。

合同会議の構成員は、学長、副学長、研究科長、学部長、専攻科長、IR推進室長、事務局長、事務局部長相当者となっており、原則として隔週で開催している。学長が議長を務めており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。【資料 4-1-1】

また、教学推進会議は、学長、副学長、IR推進室長、事務局長、企画部長、事務部長、学部長（議題に関係する者に限る。）で構成しており、教学マネジメントをはじめ、主に教学に関する学長のリーダーシップを補佐する組織となっている。【資料 4-1-2】

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

使命・目的の達成のため、規則等を整備し、教学マネジメントを構築しているか。

令和 5(2023)年 3 月に、国の教学マネジメント指針に沿って、本学の建学の精神と教育理念に基づく教育目標の実現に向け、教育の質保証を図ることを目的とする「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」策定した。【資料 4-1-3】

この基本方針では、教育内容の編成、授業科目の内容、教育内容の点検・評価と改善、教学マネジメントを支える基盤（FD・SD 研修、教学 IR）の強化と情報公表、教学マネジメントの推進体制（役割分担を含む）等について明記しており、これによって教学マネジメントの仕組みを構築している。

大学の意思決定の権限と責任が明確になっているか。

平成 26(2014)年度に制定した新たな「山陽学園大学教授会規程」及び「山陽学園大学大学院看護学研究科委員会規程」（以下「教授会等規程」）の第 7 条では、「教授会（研究科委員会）は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。」と規定しており、意思決定の権限と責任が学長にあることが明確になっている。

【資料 4-1-4】 【資料 4-1-5】

□ 副学長を置く場合、その組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

令和5(2023)年度は、2人の副学長を任命しており、1人は研究倫理や高大連携を所管し、もう1人は共生グローバル関係を所管していた。令和6(2024)年度4月以降は副学長を1名とし、研究倫理、高大連携に加え、入試担当としている。その他の分野においては適宜役割分担しており、混乱無く機能している。

□ 教授会などの組織上の位置付け及び役割が明確になっており、機能しているか。

平成26(2014)年度に新たな教授会等規程を制定し、その位置付け、役割等を明確にし、学内に周知徹底している。【資料4-1-4】【資料4-1-5】

□ 教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長があらかじめ定め、周知しているか。

教授会等規程第7条第3号で、「教育研究に関する重要な事項で、教授会（研究科委員会）の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項」を「教授会等の審議事項に関する要綱」で、以下のとおり定め、学内に周知している。【資料4-1-6】

- 一 学生の退学、転学、留学、休学、復学、除籍、転部及び転科
- 二 学生の表彰
- 三 学生の懲戒
- 四 学生の厚生及び補導に関する事項
- 五 学位の取り消しに関する事項
- 六 研究生、科目等履修生、特別聴講生の選考
- 七 中期計画及び年度計画に関する事項
- 八 自己点検及び評価並びに3つの方針に関する事項
- 九 その他教育研究に関する事項

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

□ 教学マネジメントの遂行に必要な職員を適切に配置し、役割を明確化しているか。

教学マネジメント基本方針では、次のとおり、役割分担を明確にしている。【資料4-1-3】

- ① 教学マネジメントの総括、基本方針の策定及び見直しの検討、教育内容の全般的評価及び学科等への助言（教学推進会議）
- ② 教育内容の編成、教育内容の点検及び改善、学修成果・教育成果の評価（学位授与の組織的単位である学科が主体。ただし、教育内容の編成及び大規模な改善については、教学推進会議の助言を得て行う。）
- ③ 学科が主体となつて行う教育内容の点検等の進捗状況の把握と共有、教育内容の改善によるカリキュラム等の変更の調整（教務部）
- ④ FD・SD研修の企画及び実施（自己評価委員会）

⑤教学 IR (IR 推進室)

また、教学推進会議の事務は、企画部門も所管する IR 推進室が担当しており、学科の新設や収容定員管理、教育研究等の自己点検及び自己評価とも連動した効果的な教学マネジメントができるよう適切な職員配置を行っている。

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学の重要事項の意思決定や教学マネジメントにおいて、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制は整備できている。今後は、構築した教学マネジメントを運用する中で、学生本位の学びのさらなる質の向上を図っていくとともに、学生に関する教学関係のデータを一元化してディプロマ・ポリシーの達成度等の評価の精緻化を図るなど、教学 IR の一層の充実に取り組んでいく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
<input type="checkbox"/> 大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置しているか。

本学は、教育目的及び教育課程を達成するため、専任教員を総合人間学部言語文化学科 13 人、総合人間学部ビジネス心理学科 9 人、地域マネジメント学部地域マネジメント学科 12 人、看護学部看護学科 24 人、大学全体では 58 人確保しており、教員は大学設置基準で定める必要専任教員数を満たしている。【資料 4-2-1】

教員の専門分野については採用時に十分な検討を行い、大学・大学院の教育課程に応じて適切に配置している。【資料 4-2-2】

大学院の教員は、看護学研究科修士課程の教育課程に定められる研究領域に対応して大学院設置基準を満たす数の研究指導教員と研究指導補助教員を適切に配置している。【資料 4-2-3】

なお、大学院教員は、大学専任教員のうち大学院資格審査に合格した教員を配置している。

このように、大学、大学院とも専任教員数は設置基準を満たしている。61 歳以上の専任教員比率が 4 割を超えている学科については、今後教員を採用する際には、年齢バランスを考慮していく。教員の採用・昇任は、規程に基づき適切に運用しており、教員は教育目的及び教育課程に即して適切に配置している。【資料 4-2-4】

□ 教員の採用・昇任の方針に基づく規則を定め、かつ適切に運用しているか。

教員の採用・昇任は、山陽学園大学教員選考規程、山陽学園大学教員選考基準に関する内規等に基づき、選考委員会で審議している。【資料 4-2-2】

学長が採用候補者を理事長に上申し、人事委員会規程による人事委員会を経て、最終的な任命は理事長によって行われている。基本的には公募制である。

大学院担当教員の任用は、山陽学園大学大学院担当教員選考規程、山陽学園大学大学院担当教員選考に関する細則に基づき行っている。【資料 4-2-3】

4-2-② FD (Faculty Development) をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

□ FD、その他教員研修の組織的な実施とその見直しを行っているか。

学長のガバナンスのもと、自己評価委員会において毎年度の開催計画を決定し、大学として教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた FD・SD 研修会を計画的に開催している。【資料 4-2-5】【資料 4-2-6】

また、令和 5(2023)年 8 月には、これまでの成果や教職員の意見を踏まえた FD・SD 実施方針を決定し、開催日時の早期決定による参加しやすさの向上、BYOD 方式の導入による研修効果の向上と SDGs への貢献などの工夫も行ったところである。

FD・SD 研修会は、原則として FD と SD を兼ねたものであるが、開催回によっては FD 単独として実施しており、令和 5(2023)年度においては、「学修支援センターの活動について」、「教学マネジメントについて」、「研究倫理について」の 3 つのテーマについて FD 単独の研修会として実施した。

研修会終了後にアンケートを実施し、参加者の意見をテーマ選定や運営改善の参考としている。

(3) 4-2 の改善・向上方策（将来計画）

教育目的及び教育課程に沿ったバランスの取れた教員配置を継続的に持続するため、引き続き教員選考委員会において公平かつ公正な選考を行い、教員の昇任・採用を進めていく。

また、FD については、自己評価委員会を中心に、時代に即したテーマや教職員のニーズに応じたテーマによる FD・SD 研修会を計画的に行い、教育内容・方法の工夫、教育の質の向上につなげていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development) をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

職員の資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っているか。

学長のガバナンスのもと、自己評価委員会において毎年度の開催計画を決定し、大学として教職員の資質向上と適正な業務体制の確立に向けた FD に取り組んでおり、その一環として、次のとおり FD・SD 研修会を計画的に開催している。【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】

また、令和 5 (2023)年 8 月には、これまでの成果や教職員の意見を踏まえた FD・SD 実施方針を決定し、開催日時の早期決定による参加しやすさの向上、BYOD 方式の導入による研修効果の向上と SDGs への貢献などの工夫も行ったところである。FD・SD 研修会は、一部テーマを除き、FD と SD を兼ねて開催しており、大学・短期大学の全教職員が一堂に会し、直面する諸問題について研修することで、職員の資質・能力の向上とともに、教員と事務職員が共通の問題意識を持つことにつながっており、教職協働の観点からも意義深い取り組みとなっている。【資料 4-3-1】

研修テーマについては、FD と兼ねていることから教学関係が多いが、「決算書類の理解と本学の財務分析について」など SD を意識したものも盛り込んでいる。

研修会終了後にアンケートを実施し、参加者の意見をくみ上げ、テーマ選定や運営改善の際の参考としている。

その他に、毎年 4 月 1 日に全教職を対象とした合同教職員会議を実施している。

また、日本私立大学協会等の外部団体が開催している各種研修会には、職員の参加の機会を設けている。

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

FD・SD 研修会については、引き続き職員の資質・能力の向上に繋がる効果的なものとなるよう工夫していく。

また、キャリア別に新規採用職員、若手職員、中堅職員及び管理職など年齢と経験に応じた適切な研修を計画し、実施していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境を整備し、有効に活用しているか。

教員研究室は、講師以上の専任教員 1 人に一部屋割り当てられており、広さは各棟により異なっているが平均約 20 m²である。研究室には事務机、椅子、電話、書棚、ロッカー、インターネット・学内 LAN に接続したパソコン、流し台を標準備品として設置している。

本学では、専任教員による教育や研究のより一層の充実に寄与することを目的として平成 25(2013) 年 11 月に研究教育開発機構を設置し、平成 27(2015) 年度から研究教育開発機構の事業として学内競争的研究経費である「学内研究補助金」の配分を開始した。【資料 4-4-1】

専任教員への「学内研究補助金」の配分を通じて、科学研究費助成事業などの競争的資金の申請に向けた準備研究等が行えるように支援を行っている。

科学研究費助成事業の申請数は年度別にみると、令和 3(2021) 年度 10 件、令和 4(2022) 年度 8 件、令和 5(2023) 年度 6 件である。この内、過年度に「学内研究補助金」に採択され、学内研究補助金による準備研究の成果を基に研究計画が立案された科学研究費助成事業の申請数(科研申請件数に占める割合)は、年度別にみると、令和 3(2021) 年度 7 件(70.0%)、令和 4(2022) 年度 6 件(75.0%)、令和 5(2023) 年度 3 件(50.0%)であり、科学研究費助成事業の申請件数に占める割合は経年的に 50%以上の状況が続いている。

「学内研究補助金」の配分を通じた準備研究等の支援の結果が、かなりの程度で科学研究費助成事業の申請に反映されている状況が認められる。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用しているか。

山陽学園大学では、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」および「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規」を制定し、研究機関としての高い倫理性を保持できるよう適切に運営している。さらに、FD・SD 研修会において、計画的に研究倫理に関する研修会を実施するとともに、全教員に対して日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会編「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」の eラーニングの定期的な受講(新人教員は採用年度、他の教員は 3 年に一度)を義務付けている。【資料 4-4-3】【資料 4-4-4】【資料 4-4-5】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分に関する規則を整備し、設備などの物的支援と RA(Research Assistant)などの人的支援を行っているか。

学内競争的研究経費として配分する「学内研究補助金」とは別に、専任教員に対して毎年度に「教育経費」を支給している。「教育経費」の使途の範囲は、教育に関わる費用(図書費、消耗品費など)となっている。大学院生についても、研究のための費用(郵送費、学会参加費、学会出張費など)を配分している。

研究活動のための外部資金の導入の努力を行っているか。

本学では、学内競争的研究経費である「学内研究補助金」を獲得して準備研究等を行い、

準備研究等により得られた研究成果を基に科学研究費助成事業などの競争的資金の申請を行うという一つの流れが出来つつある。

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

今後とも学内研究補助金の配分を通じて、専任教員が自身の研究の充実・発展を図り、大学教員としての資質・能力の向上のために積極的に科学研究費助成事業などの競争的資金の申請数を増やすことを支援していく。

【基準4の自己評価】

教学マネジメントの機能性については、学長の意思決定等を補佐するため、学長、副学長、学部長、事務局の責任者等で構成する合同会議、教学マネジメントを推進するための教学推進会議を開催するとともに、副学長を任命しており、学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制を整備している。

教員の配置・職能開発等については、大学設置基準・大学院設置基準等に則り、大学及び大学院に必要な専任教員を確保し、適切に配置している。教員の採用・昇任は「教員選考規程」等に基づき、選考委員会で審議し、人事委員会規程による人事委員会を経て理事長が任命し、適切に運用している。

FDに関しては、学長のガバナンスの下、自己評価委員会が中心となって組織的、計画的に実施している。職員の研修については、FDとSDを兼ねて行っており、職員の資質・能力の向上とともに、教員と事務職員が共通の問題意識を持つことにつながっている。

研究支援については、研究環境の整備と適切な運営、研究倫理の確立と厳正な運用、研究活動への資源配分を適切に実施している。

以上のことから、基準4「教員・職員」を満たしていると評価する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
<input type="checkbox"/> 組織倫理に関する規則に基づき、適切な運営を行っているか。

「学校法人山陽学園寄附行為」及び「学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程」により本学の組織、事務分掌及び職務権限を定めている。また、「学校法人山陽学園勤務規則」において私学人としての服務規律を、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範」において大学・短期大学人としての行動規範を、「山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程」において研究面での倫理規範を定めている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】【資料 5-1-3】【資料 5-1-4】【資料 5-1-5】

また、令和 4(2022)年 9 月 28 日に策定した「山陽学園大学・山陽学園大学ガバナンス・コード」においても、本学の社会的責任等として、「学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた大学運営」を進める旨を明記し、ホームページを通じて学内外に周知している。【資料 5-1-6】

また、「山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範」に則り、「山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメント防止等に関する規程」、「山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程」及び「学校法人山陽学園公益通報に関する規程」により、教職員による不正行為や法令違反を防止するとともに、高い倫理性を有した責任ある行動を促している。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】【資料 5-1-9】

本学は、これらの規程を遵守することにより、高等教育機関としての社会的責任を果たすべく、経営と規律の誠実性を維持している。以上により、組織倫理に関する規程に基づき、適切な運営を行っている。

<input type="checkbox"/> 情報の公表を、法令等に基づき適切に行っているか。

情報公開については、私立学校法で公表を義務付けられている監査報告書や財務諸表等、学校教育法施行規則で義務付けられている教育研究活動の状況について、ホームページにおいて適切に公表している。【資料 5-1-10】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
<input type="checkbox"/> 使命・目的を実現するために継続的な努力をしているか。

ガバナンス・コードでは、学校法人山陽学園（以下「本法人」という。）がその役割・責務を果たすための自律的なガバナンスに関する基本的な仕組みとして、理事会の役割等について、①意思決定の議決機関であること、②議決事項は寄附行為で明確化されていること、③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督を主要な役割・責務の一つとすること、④学長への権限委任を適切に行うこと等を明記している。【資料 5-1-6】

また、理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有するとともに、審議に必要な時間を確保するために、一週間前までに資料を送付することとしている。

本法人では、理事会、評議員会の承認を得て「山陽学園中期計画」（令和 4(2022)年度～令和 8(2026)年度）を策定しており、その実現に向け、理事会、評議員会を原則年 4 回開催することとしており、毎年度、第 4 回目の理事会・評議員会において、次年度の事業計画を、また第 1 回目には前年度の事業報告を行うことで、学園全体の使命・目的を再確認するとともに、その実現のために各部門が何を行うべきか明確にしており、継続的な努力を行っている。【資料 5-1-11】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境や人権について配慮しているか。

本学では、快適な環境を提供するため、キャンパス内の清掃、樹木の剪定や植栽管理を定期的に行っている。リサイクルについては、ペットボトルや段ボールなどの資源ごみを分別回収し、廃棄物処理業者に引き取りを依頼している。また、省エネルギー対策として、5 月から 10 月はクールビズ期間、11 月から 3 月はウォームビズ期間とし、教職員への意識啓発と行動を促すとともに、施設内の照明の LED 化についても、整備済の A 棟を除く建物の講義室から順次進めており、G 棟屋上には太陽光発電設備を同窓会の協力のもとに設置しており、毎年 50 万円程度の売電収入を得ている。

また、人権侵害の防止及び排除のための方策の推進や人権侵害に起因する問題への対応を行うために「山陽学園大学・山陽学園短期大学人権教育委員会に関する内規」に基づく人権委員会を設置しており、ハラスメント防止については「山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」に基づき、ハラスメントに関する苦情相談等に当たる相談員を配置するとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するハラスメント防止委員会を設置している。【資料 5-1-12】【資料 5-1-7】

個人情報保護については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程」を定め、重要性と取扱い等を教職員に周知するとともに、学生に対して注意喚起を行っている。【資料 5-1-8】

学内外に対する危機管理の体制を整備し、かつ適切に機能しているか。

危機管理の体制については、「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」において、①教育研究活動の遂行に重大な支障のある事態、②学生、教職員等の安全に係わる重大な事態、③施設管理上の重大な事態、④社会的影響の大きな事態等に、迅速かつ的確に対処するための体制や措置等を定めるとともに、「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネ

ジメントガイドライン」で、危機管理の基本方針や対応基準、危機管理委員会の役割等を定めている。【資料 5-1-13】

また、労働安全衛生法、同法施行令、労働安全衛生規則及びその他関係法令や学校保健安全法等を踏まえ、「山陽学園大学・山陽学園短期大学安全衛生管理に関する内規」に基づき、衛生委員会を設置し、快適な職場環境の形成を図るとともに、産業医及び衛生管理者等を配置して、教職員、学生・園児の健康と安全の維持・増進を図っている。【資料 5-1-14】

なお、新型コロナウイルス感染症対策については「山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程」及び「山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン」をもとに、特別危機管理会議を別途開催し、学生と教職員に対して感染防止対策のための対応方針を示し、感染防止に努めた。【資料 5-1-15】

(3) 5-1 の改善・向上方策（将来計画）

本学は、引き続き、教育基本法、学校教育法及び私立学校法などの関係法令を遵守し、建学の精神と教育理念を基本に、使命・目的を実現するために努力する。

そのために、令和 4(2022)年度からの 5 か年の中期計画の実現に向け、計画に基づく事業計画とこれに紐づけた実施計画の策定から評価・見直しの PDCA サイクルを適切に運営していく。

また、今後とも、環境保全、人権、安全への配慮に努めるとともに、教育機関の持つ公共性に鑑み、社会に対して誠実に、必要な情報を公表していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制を整備し、適切に機能しているか。

本法人の最終意思決定機関である理事会は、寄附行為第 10 条第 2 項の規定により、本法人及び本法人が設置する学校の管理運営に関する基本方針、理事・評議員及び理事長、専務理事等の選任、予算及び重要な資産の処分に関すること、決算の承認、事業計画及び事業報告、寄附行為や諸規程の改廃等、重要事項の審議決定等を行うとともに、理事の職務の執行を監督している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

理事長は、寄附行為第 6 条第 2 項の規定に基づき本法人を代表し、その業務を総理しており、理事会を招集するとともに、議長を務めている。また、寄附行為第 35 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に法人の決算を作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

寄附行為に基づくこれらの意思決定のプロセスは円滑に運用されており、適切に機能し

ている。

□ 理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営を適切に行っているか。

寄附行為第7条の規定により、理事は、①この法人の設置する学校の学長及び高等学校長の職にある者 2人以上3人以下、②評議員のうちから評議員会において選任した者 2人以上5人以下、③学識経験者のうち理事会において選任した者 6人以上8人以下となっており、また、学長、高等学校長又は評議員の職を退いたときは理事の職を失うものとしている。

理事は、学識経験者として地元経済界や医療機関、県外大学の人材を選任するなど上記の規定の範囲内で適切に選任されており、理事会は適切に運営されている。【資料 5-2-3】

□ 理事の出席状況及び欠席時の委任状は適切か。

令和5(2023)年度の理事会の開催状況は【資料 5-2-4】のとおりである。寄附行為第10条第11項では、「理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」としており、意思表示書の提出者も含めた出席状況は、良好である。

(3) 5-2の改善・向上方策（将来計画）

上記のとおり、理事は適切に選任され、欠員はなく、理事会も適切に運営されており、期待される役割を十分に果たしている。今後とも、理事の選任及び理事会の運営を適切に行っていく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

□ 意思決定において、法人及び大学の各管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っているか。

本法人では、定期的に、「山陽学園経営会議要綱」に基づく「経営会議」を開催し、管理部門と教学部門が連携を図りながら、法人全体の経営・運営に関する重要事項等を協議している。【資料 5-3-1】

経営会議の構成員は、理事長、法人事務局長、同参事、本学学長、同副学長、同学部長、短期大学部長、中学・高等学校校長、同教頭、同事務部長、本学事務局長、同 IR 推進室長、同入試部長、同企画部長、同事務部長、同キャリアセンター部長であり、学園の管理部門

と教学部門の責任者が一同に会する会議となっている。この会議を概ね月1回開催することで、法人及び本学の管理運営機関の意思疎通と連携を適切に行っている。

また、経営会議の議題の事前調整や検討事項を協議する事務会議を、原則として週1回開催し、事務レベルでも法人全体の経営・運営に関する情報の共有を図っている。

□ 理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境を整備しているか。

本法人の中期計画や事業計画はもとより、学則改正等も含めた理事会の議案や理事会・評議員会での報告事項については、理事会開催前の直近の「経営会議」を「学内理事会」と位置づけ、法人全体で協議を行っている。

「学内理事会」では、理事長をはじめ、参加者が忌憚のない意見交換を行っており、十分な議論の後に、本学の「合同会議」で承認済みの案件であっても改善の検討を行い、修正することがあるなど、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制の場となっている。

□ 教職員の提案などをくみ上げる仕組みを整備しているか。

大学における意思決定は、各委員会等で企画・調整された事案・課題を合同会議で審査し、必要に応じて理事会に立案し、法人と大学の意見・意志を統一している。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

□ 法人及び大学の各管理運営機関が相互チェックする体制を整備し、適切に機能しているか。

「学内理事会」を含む「経営会議」で忌憚のない意見交換を行う中で、法人と本学の管理運営機関が相互チェックを行う体制を整備し、適切に機能している。

また、「学校法人山陽学園監査室規程」に基づいて設置している監査室が、①内部監査の企画・立案及び執行、②幹事又は会計監査人による監査、③公益通報等に関する業務を担当しており、第三者的な観点からのチェック機能を果たしている。【資料 5-3-2】

□ 監事の選任を適切に行っているか。

寄附行為第14条の規定により、監事は、この法人の理事、教職員、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任している。

現在の監事2人は、財務や税務に精通した有識者であり、規定に従って選任されており、欠員もない。【資料 5-3-3】【資料 5-3-4】

□ 監事の理事会及び評議員会などへの出席状況は適切か。

令和5(2023)年度の理事会及び評議員会の開催状況及び監事の出席状況は【資料 5-3-5】のとおりであり、監事2人はすべてに出席している。

□ 監事は、監事の職務を適正に行っているか。

寄附行為第15条の規定により、監事は、本法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業

務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること等が職務とされており、これらの職務は適切に執行されている。【資料5-3-6】

□ 評議員の選任を適切に行っているか。

寄附行為第21条の規定により、評議員は、①この法人の職員のうちから、理事会において選任した者8人以上10人以下、②この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25歳以上の者のうちから、理事会において選任した者5人以上8人以下、③この法人の設置する学校の在学者の保護者のうちから、理事会において選任した者4人以上8人以下、④学識経験者のうちから、理事会において選任した者6人以上7人以下となっており、①及び③の評議員は、この法人の職員又は保護者の地位を退いたときは、評議員の資格を失うものとされており、現在の現評議員は、規定に従い適切に選任されている。【資料5-3-7】

□ 評議員会の運営を適切に行っているか。

理事長は、寄附行為第24条に規定する予算及び事業計画、事業に関する中期的な計画等の諮問事項と寄附行為第35条に規定する決算及び事業の実績の報告について、評議員会の意見を聞かなければならないとされており、いずれも適切に行われている。【資料5-3-8】

□ 評議員の評議員会への出席状況は適切か。

令和5(2023)年度の評議員会の開催状況は【資料5-3-9】のとおりである。寄附行為第22条第8項では、「評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」としており、意思表示書の提出者も含めた出席状況は、良好である。

(3) 5-3の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、「経営会議」での協議を通じて、理事長がリーダーシップを発揮しながら、法人と本学との相互チェック機能を働かせる法人運営を進める。

また、私立学校法の改正も視野に入れながら、理事、監事及び評議員の適切な選任を行うとともに、理事会及び評議員会での議論のより一層の充実を図る。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4の自己判定

基準項目5-4を満たしている。

(2) 5-4の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

□ 中長期的な計画及びその裏付けとなる財務計画に基づく財務運営を行っているか。

学校法人寄付行為第 34 条第 2 項で、法人の事業に関する中期的な計画を 5 年ごとに編成することとしており、「山陽学園中期計画（2022～2026 年度）」の策定を行い、理事会において承認している。【資料 5-4-1】

中期計画の中で「経営基盤の強化」を設け、学生の確保として学長指揮のもと戦略的な募集活動を行うとともに、学生の充足による学納金収入の確保、補助金や外部資金の獲得、財務体質の強化として費用対効果を分析した上での予算編成及び予算執行について、財務計画に基づく運営を行っている。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】【資料 5-4-4】【資料 5-4-5】
【資料 5-4-6】【資料 5-4-7】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

□ 安定した財務基盤を確立しているか。

法人の財務基盤確立には、安定した大学の入学者を確保し、収支バランスを安定させることが不可欠である。本学は、平成 30(2018)年度からは、地域マネジメント学部地域マネジメント学科を設置するなど、入学者確保及び定員充足率を高めるための努力をしており、令和 6(2024)年度からの入学者に対しては、大学、短期大学の学納金を見直すことで収入確保にも努める。【資料 5-4-8】

教職員の努力と多種多様な大学改革及び入試改革等において、今後 100%の定員充足を目指すため、教職員の協力・協働による安定した入学者の受け入れにより財務基盤を確立するようにする。

□ 使命・目的及び教育目的の達成のため、収入と支出のバランスを保っているか。

法人は、適切な財務運営と安定した財務基盤の確立を行うことで、大学の目標としている学生数の確保等を軸として経常経費等の削減を図っている。

予算の策定は、収入においては入学者数の見通しに基づく学生生徒納付金、補助金等、また、支出については教職員の人事計画に基づく採用と退職を加味した人件費、魅力ある大学づくりを目指した施設・設備の計画等の支出などを中心とした予算計画を作成している。【資料 5-4-4】

この計画は、法人財政の重要課題である大学の財政改善に努めるとともに、学納金収入の確保に向け、教育の質の向上を図るとともに、計画的な施設・設備の改修も行い、黒字に転換することを目標としている。しかしながら、少子化の影響もあり、本学のような小規模大学では、年々学生確保は厳しい状況となっているため、早急に財務基盤の再構築を検討している。

□ 使命・目的及び教育目的の達成のため、外部資金の導入の努力を行っているか。

外部資金の導入の重要性は全教職員の共通認識のもと、競争的資金獲得に向け積極的に取り組んでいる。文部科学省の科学研究費助成事業については、令和 5(2023)年度は新規採択 2 件と合わせ、現在のところ 11 件が採択されている。

また、補助金については、令和 5(2023)年度は特別補助金として、私立大学等改革総合支援事業「タイプ 1『Society5.0』の実現等に向けた特色ある教育の展開」に採択されており、今後も獲得に向けた取り組みを継続的に行っていく。

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

継続的に安定した経営と健全な財務状況を確保していくために、収入確保が経営の根幹となる。安定した入学者の受け入れが学納金収入の増額に直結することとなるため、今後さらに安定的な入学者確保に努めていく。これは法人全体の財務基盤の安定に直結することであり、今後も財務分析の検証を進めるとともに、学生にとって魅力ある大学づくりに向かって不断に努力していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適切な実施

学校法人会計基準や経理に関する規則などに基づく会計処理を適正に実施しているか。

本学の会計処理は、学校法人会計基準、経理規程、資金運用規程等の規程に則り適正に処理が行われている。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

平成 27(2015)年度からの学校法人会計基準改正を受け、財務担当理事、監事、公認会計士、会計担当者等で対応等の打ち合わせを実施し、適正な会計処理と監査を実施し、公的な機関として説明責任を果たすように努めている。

毎月の会計データは、公認会計士により伝票及び領収書等の証憑書類との整合性についてチェックを受け、会計処理の適切性は担保されている。日常の会計処理業務において疑問点がある場合、公認会計士に適宜相談して処理をするようにしている。会計年度終了後は、2 か月以内に決算案を作成し、監事による監査を受けた後、理事会で審議し、承認した後、評議員会に報告しており、会計処理は適正に実施している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

5-5-②会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査などを行う体制を整備し、厳正に実施しているか。

会計監査は、私学振興助成法に基づき公認会計士による監査と監事による監査体制で、法令や規則等に則り実施している。公認会計士による監査は、2 人の公認会計士が中間監査及び決算監査を実施している。【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】

監事による監査は、2人の外部監事により決算に基づく監査、財産の状況の監査を実施している。監事は、評議員会、理事会にも出席して意見等を述べている。【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

監査は、会計処理や財務状況等について学校法人会計基準、経理規程、資産運用規程等の規程に則り、適正に処理が行われているかを、公認会計士、監事、財務担当理事が質疑応答や意見交換を行っており、監査機能の充実と強化を図っている。このように会計監査の実施体制を整備し厳正に監査を実施している。【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】

□ 予算と著しくかい離がある決算額の科目について、補正予算を編成しているか。

予算と決算額にかい離がある場合、年度末前には会計課において当該年度補正予算を作成し、学内協議及び法人協議ののち、寄付行為第34条第2項により、評議員会を経て理事会の承認を得ている。このように補正予算が必要な場合には適切に編成している。

【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】

(3) 5-5 の改善・向上方策（将来計画）

本学の会計処理は、学校法人会計基準及び関連規定に基づき、大会計課において適正かつ正確に実施している。今後も担当職員の会計に関する知識の向上を図るとともに、学校法人会計基準に基づく会計処理を適正に進めていく。

会計監査は、公認会計士、監事、財務担当理事による監査体制を構築しており、引き続き監査体制の連携を深化していく。

【基準 5 の自己評価】

建学の精神と教育理念を内外に示し、本学の使命・目的及び教育目標を実現するため管理運営体制を整備し、関連法令及び本学の諸規程を遵守するとともに、中期計画及び事業計画に基づく事業実施により継続的な努力を行っている。また、環境保全、人権、安全への配慮については、人権尊重、個人情報保護、防火防災、安全衛生、感染症対策等を所管する組織が適切に活動を継続し、機能している。

理事、監事及び評議員は適切に選任され、理事会、評議員会も適切に運営されており、理事等の出席状況も良好であり、本法人の事業計画は、前年度の進捗状況の点検・評価結果に基づき策定している。

さらに、経営会議を定期的で開催することで、本法人と本法人が設置する大学、中高の管理機関間の連携と内部統制を図っており、その機能を十分に発揮している。

財務基盤と収支については、5年ごとに中期計画を策定しており、その中で「経営基盤の強化」を設け、学生の充足による学納金収入の確保、補助金や外部資金の獲得、費用対効果を分析した上での予算編成、予算執行を行っている。

会計については、学校法人会計基準に基づき、「経理規程」をはじめとする諸規則に則り、適正な会計処理を実施している。

監査については、公認会計士による監査と監事による監査体制で、法令や規則等に則り実施している。

以上のことから、基準5「経営・管理と財務」を満たしていると評価する。

基準6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1の自己判定

基準項目6-1を満たしている。

(2) 6-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

内部質保証に関する全学的な方針を明示しているか。

本学では、大学学則第1条の2第1項で「本学は、教育研究水準の向上を図るとともに前条の目的を達成するため、教育研究等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。」と定め、同条第2項では「前項の点検および評価の実施について必要な事項は別に定める。」としている。【資料6-1-1】

この規定に基づき制定した「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」において、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させるための事業計画及び個別計画の策定と、それらの達成度による自己点検・自己評価のPDCAサイクルや点検・評価の手法等を定めている。【資料6-1-2】【資料6-1-3】

また、教学マネジメントについては、本学教育の質保証を図ることを目的とする「山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針」（以下、教学マネジメント基本方針）という。）を策定し、その方針を明示している。【資料6-1-4】

内部質保証のための恒常的な組織体制を整備しているか。

大学学則第1条の2第2項に基づき、「山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規」を制定し、同内規第1条で設置する自己評価委員会が、「教育研究等の自己点検及び自己評価（事業計画及び個別計画の点検及び評価を含む。）に関する事項」を所管している。【資料6-1-5】

また、教学マネジメントについては、学長、副学長、IR推進室長、事務局長、企画部長、事務部長、学部長（議題に関係する者に限る。）で構成する教学推進会議が所管している。【資料6-1-6】

内部質保証のための責任体制が明確になっているか。

自己評価委員会は、学長、副学長、学部長、短期大学部長、学科長、事務局長、IR推進室長、企画部長、教務部長、事務部長等で構成し、全学で取り組む体制となっており、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価については各学科と事務部門が実施し、自己評価委員会の事務を担当するIR推進室企画部が全体を取りまとめることとしており、教育研究等の自己点検・評価の責任体制は明確になっている。

また、教学マネジメントについては、教学マネジメント基本方針に定める役割分担によって責任体制が明確になっている。【資料6-1-4】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

教育研究等の自己点検及び自己評価については、令和 4(2022)年度から実施し、すでに 2 回目の PDCA サイクルを回したところであり、引き続き同様の取り組みを進めていく。

また、教学マネジメントについては、令和 5(2023)年 3 月に策定した教学マネジメント基本方針に沿って、教学分野での PDCA サイクルの適切な運用を進める。【資料 6-1-4】

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価をどのように行っているか。

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づき、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させることを目的とする事業計画及び個別計画を策定し、それを体系化した上で、各学科等が、個別計画の達成度を起点とした自己点検・自己評価を自主的・自律的に行う形で PDCA サイクルを回している。【資料 6-2-1】

個別計画の策定、点検・評価は、各学科または事務部門が実施し、その上位に位置する事業計画の策定、点検・評価は、主にその事業計画に紐づく個別計画を担当する学科または事務部門等が実施している。【資料 6-2-2】

エビデンスに基づく自己点検・評価を定期的に実施しているか。

個別計画には原則として数値目標を設定することとしており、自己点検・自己評価は、その数値目標の達成度を基本として実施している。また、この自己点検・評価は、年度ごとの PDCA サイクルの中で定期的に実施している。【資料 6-2-2】

自己点検・評価の結果を学内で共有し、社会へ公表しているか。

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価の結果については、自己評価委員会及び本学の重要事項を審議する合同会議で審議するとともに、すべてを教職員向けのサイトに掲載して共有している。【資料 6-2-3】

また、認証評価の基準に沿った教育研究等の自己点検評価書については、令和 5(2023)年度版から本学公式ホームページに掲載し、社会へ公表することとしている。【資料 6-2-4】

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している

か。

IR 推進室に専任の職員を配置し、現状把握のための調査やデータの収集・分析を行い、各学科や事務部門の自己点検・評価や学科等での教学マネジメントをサポートしている。

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自主点検・評価と認証評価の基準に沿った教育研究等の自主点検・評価の完全な一体化は困難ではあるが、できる限り効率的な取り組みができるよう、工夫していく必要がある。

また、自己点検・評価が、より一層エビデンスに基づくものとなるよう、数値目標の設定を工夫するとともに、IR 推進室のデータの収集・分析機能をより一層向上させる必要がある。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育の改善・向上に反映しているか。

教学マネジメント基本方針においては、三つのポリシーの相互関係を明確にした上で、ディプロマ・ポリシーを学生の学修成果の目標（学修目標）または卒業生の資質・能力を対外的に保証するものとして、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確かつ具体的に定めるものと位置付け、その達成度を向上させる観点から教育内容の点検・評価および改善を行うこととしている。

令和 5(2023)年度には、「アセスメント・プランによる学修成果及び教育成果の点検・評価」を実施し、その内容については、合同会議で確認するとともに、令和 6 (2024) 年 5 月に開催した FD・SD 研修会で全教員と共有したところであり、今後、教学マネジメントとしての PDCA サイクルを回す中で、教育内容の改善・向上に反映させる予定である。【資料 6-3-1】

自己点検・評価、認証評価及び設置計画履行状況等調査などの結果を踏まえた中長期的な計画に基づき、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能しているか。

学園の中期計画には、これまでの自己点検・評価や認証評価の結果を反映させており、

また、「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価は、学園の中期計画に掲げる項目の達成度を向上させることを目的とした事業計画及び個別計画によって行うこととしていることから、内部質保証の仕組みは、十分に機能している。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」に基づく自己点検・評価は令和 4 (2022) 年度から実施しており、また教学マネジメントに基づく PDCA サイクルは令和 5 (2023) 年度から実施していることから、これらを適切に運営するとともに、運営の中で生じた課題等については、要綱や基本方針の見直しも含め、適切かつ柔軟に対応する必要がある。

【基準 6 の自己評価】

「教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領」による自己点検・自己評価の仕組みの構築と、教学マネジメント基本方針に基づく教育の質保証を図るための仕組みを構築したことで、本学における内部質保証は大きく前進したと評価している。

しかし、今後、これらの仕組みによる質保証が十分に機能するためには、全学一丸となつての取り組みと不断の見直しが必要であると認識している。

以上のことから、基準 6「内部質保証」を満たしていると評価する。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域連携

A-1. 大学の特性を活かした地域連携

A-1-① 学生に対する地域連携の教育

A-1-② 大学の地域連携体制の整備

A-1-③ 地域との連携事業

A-1-④ 公開講座・公開講演会

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 学生に対する地域連携の教育

本学は教育理念「愛と奉仕」に基づき、その体現として社会貢献できる人間教育と専門教育を行っている。

全学科の新入生を対象に開設している共通教育科目の山陽スタンダード区分の授業科目「知的生き方概論」（必修）の中で、「ボランティアの勧め」と題して、地域貢献の推奨を行っている。

平成 30(2018)年度に開設した地域マネジメント学部では、学生が地域と関わる課題解決型学習やフィールドワークを軸として地域を知り、考える学びを提供してきた。令和 4(2022)年度、カリキュラムを改変し産業活性系科目群・社会貢献系科目群を整え、地域活性化と持続可能性向上に貢献する人材育成を目指している。令和 5 年度「地域実践基礎」

「地域実践応用」では包括連携協定先である真庭市および岡山市中区に行き地域の現状を学び、インタビューや発表、学生企画のイベントなどを行っている。また新たに玉野市、津山市、倉敷市玉島地域においても活動を展開した。「地域マネジメント実習」では岡山県内の自治体及び企業等で長期インターンシップを行い、フードロス削減のスイーツ開発、地域の観光マップ作製などを行った。

看護学部・総合人間学部の「地域貢献」、言語文化学科の「基礎演習」などにおいても地域連携の学びを行っている。また看護学部の「老年看護学実習」では公民館において地域で生活する高齢者に関わり、学びを深めている。

A-1-② 大学の地域連携体制の整備

従来のボランティア支援・社会サービスセンターを平成 30(2018)年度にボランティア支援・地域連携推進センターとして再編、新たに産学官連携コーディネーターを配置し、同センター長、各学科より選出された委員、職員の計 10 人に拡充し体制を整えた。また令和 4(2022)年度からはボランティア支援事業を学生部に移管して地域連携推進センターに改称、地域連携の総括的役割を果たしている。連携事業は、令和 3(2021)年度 16 件、令和 4(2022)年度 22 件、令和 5(2023)年度 34 件であった。

A-1-③ 地域との連携事業

1) 包括連携協定に基づく地域連携事業

令和 3(2021)年度末で、和気町、真庭市、岡山市中区、岡山市、株式会社サンヨープレジャー、株式会社トマト銀行、特定非営利活動法人大島まちづくり協議会と包括連携協定を締結している。

令和 4(2022)年度は大学が立地する岡山市中区との新規事業を開始し、地域マネジメント学部では中区长および地域振興課職員による授業内レクチャーや、教員の現地視察など人事交流や情報交換を行っている。「山陽学園大学×中区魅力発見プロジェクト」と称した SNS コンテンツ（インスタグラム）により学生たちが中区の魅力を発信している。令和 5(2023)年度は中区イベントへの参加や、中区の魅力・課題抽出事業「中区バスツアー」および学生企画の親子イベント実施など学生の活動が発展した。

また看護学部の地域高齢者健康測定事業（測定会 1 日と説明会 1 日）は平成 30(2018)年度から継続実施しており、令和 5(2023)年度は各公民館での測定会を 1 日から 2 日間へ拡大し、新たに区役所で年齢不問の健康チェック事業も開始した。

岡山市との連携では、令和 3(2021)年度より「岡山市学生イノベーションチャレンジ推進事業」の補助金を得て、地域マネジメント学部の有志学生が池田動物園応援プロジェクトに取り組んだ。この事業は令和 4(2022)年度においても採択され、地域マネジメント学部の下級生が引き継いでいる。また令和 4(2022)年度は言語文化学科が「町歩き文学マップ」の作成に取り組んだ。

真庭市とは、令和元(2019)年度から毎年地域マネジメント学部 2 年次生のフィールドワークの授業(地域実践)を、同市役所をはじめ市内の企業、団体、高等学校などの協力を得ながら継続的に実施しており、調査結果は協力してくれた関係者にフィードバックしている。

株式会社トマト銀行との連携では、地域マネジメント学部の学生が令和 3(2021)年度～令和 4(2022)年度に同行の取引先企業に赴き、同社の新商品開発に対して学生目線のアイデア出しするワークショップを行った。

特定非営利法人大島まちづくり協議会との連携では、平成 27(2015)年度以来生活心理学科(現ビジネス心理学科)が様々な連携活動を行ってきたが、特に同協議会が製造するご当地バーガー「大島バーガー」の開発に協力しており、平成 29(2017)年以降現在にいたるまで本学大学祭で「大島バーガー」の販売支援を続けている。【資料 A-1-1】

2) 地域自治体、各種団体との連携事業

本学学長が委員長である「Sanyo 子育て愛ねっと」という子育て支援事業を大学 3 学部 4 学科と短期大学 2 学科、附属幼稚園、平井学区連合町内会、平井幼稚園、平井保育園、岡山県備前県民局が連携し、継続的に行っている。新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2(2020)年度、令和 3(2021)年度は縮小実施であったが、「親子交流広場」として、短大こども育成学科のオペレッタをオンライン配信、電話子育て相談、クリスマス会などを実施した。令和 4(2022)年度は従来形式で、7 月に第 1 回(夏祭りごっこ：短大こども育成学科)、9 月に第 2 回(たべもの博士になろう：短大健康栄養学科)、10 月に第 3 回(わくわくすたんぷらりー：全学科)を実施した。同様に令和 5(2023)年度も計 3 回を実施し

た。

また平井学区地域づくり会議に参加し、平井プレイパーク交流事業（子どもたちの居場所づくり）、健康チェック（旭東病院と共催）などで協働している。令和5(2023)年度は西大寺活性化協議会空家まちなみ利活用推進委員会にも参加、玉島地域や津山市での事業も実施した。【資料 A-1-2】

3) 大学間連携事業

「大学コンソーシアム岡山」に参加し、社会人向け生涯学習講座「吉備創生カレッジ」に毎年講座を提供している。また学生交流事業である「日ようび子ども大学」「エコナイト夏」のイベント及びそれぞれの活動報告会に学生と教職員が参加している。【資料 A-1-3】

4) 高大連携

本学の高大連携事業としては、地域マネジメント学部が高校生の地域課題発見や調査、その創造的、実効的な解決策を応援する「地域マネジメントコンテスト」を、総合人間学部言語文化学科が英語コミュニケーション力の向上を目的として「高校生英語プレゼンテーションコンテスト」を実施している。令和4(2022)年度および令和5(2023)年度は地域マネジメント学部有志学生と教員が岡山県立岡山御津高校の「探究学習」の支援を行っている。

A-1-④ 公開講座・公開講演会

令和4(2022)年度より「岡山県生涯学習連携講座」に登録し、地域の人々の生涯学習への周知を行った。また参加申し込み方法にGoogleフォームを採用し参加者の利便性向上を図った。

1) 公開講座

本学教員が講師として専門分野の知見を地域社会へ提供している。令和2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Web開催で大学4学科から計4件を提供し、389回視聴された。令和3(2021)年度は対面開催を再開し、計2回、60人の参加であった。令和4(2022)年度は総合人間学部生活心理学科担当で計2回の実施、計79人の参加、また令和5(2023)年度は地域マネジメント学部担当で計2回の実施、計73人の参加であった。高校生など若い世代の参加も得られ、コロナ禍以前の単一回の定員充足率を上回ることができた。

2) 公開講演会

地域社会の関心が高い内容を外部招聘講師により実施している。令和2(2020)年度、令和3(2021)年度は新型コロナウイルス感染症拡大のためやむなく中止した。令和4(2022)年度は11月に対面で開催し82人の参加、令和5(2023)年度は同様の開催で89人の参加であった。

【資料 A-1-5】

(3) A-1の改善・向上方策（将来計画）

近年、地域社会の自治体や企業は大学教員の専門的知見だけでなく大学生の意見、発想

を求める傾向が強くなっていると考えられる。そのような地域の課題解決の取り組みに積極的に行動できる人の育成を目指す教育を継続していく。地域との連携事業は継続、内容の充実を目指していく。特に高大連携事業は地域への周知に努力し発展させていく。

【基準 A の自己評価】

令和 4(2022) 年度より地域連携推進センターが、包括連携協定に基づく地域連携事業、地域自治体および各種団体との連携事業、大学間連携事業、高大連携事業、公開講座、公開講演会などについて、年度ごとに実績をまとめ向上目標を設定して各学科の取り組みを支援している。また産学官連携コーディネーター（実務経験を有する教員：地域マネジメント学部）を配置し、学生と地域との連携事業を推進している。

従来からの各学科の特性を活かした多様な地域活動に加えて、平成 30(2018)年度に開設した地域マネジメント学部の学生たちも授業で身に付けた知識や理論を実践する形で地域課題の解決に向けたプロジェクトに取り組んでいる。令和 3(2021)年度に 1 期生が卒業したが、有志学生による活動は先輩から後輩へ受け継がれ発展させている。令和 5(2023)年度は企業の SDGs 関連事業および地域の活性化事業への参加や、地域のビジネスプランコンテスト、イノベーションコンテストでの受賞などを果たした。また看護学部は 6 年目となった地域高齢者健康測定事業を拡充するとともに、より広い年齢層を対象とする健康チェック事業を開始した。

公開講座・公開講演会では参加者アンケートを行い、地域のニーズや社会情勢に対応して各学科の特性を活かした事業を行っている。

以上のことから、基準 A「地域連携」を満たしていると評価する。

V. 特記事項

1. 総合学園ならではの学園内連携

本学は、幼稚園、中学校、高等学校、短期大学、大学、大学院、そして助産学専攻科を設置する総合学園であり、建学の精神のもと、学園内連携を図っている。

具体的には、高等学校の探究学習の支援や高等学校教員を対象とした研修会の実施、大学祭への高校生の企画参加を行っている。

また、附属幼稚園では、言語文化学科教員による園児への英語遊びの実施や、看護学科学生が作成した手洗い・歯磨き指導の教材を用いた指導などを行っている。

2. 学部を超えた連携

総合人間学部ビジネス心理学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携による「社会調査教育課程」を設け、社会調査士として必要な知識や技術が身につく科目を開設し、社会調査士の資格取得を支援している。

また、令和6(2024)年度からは、総合人間学部言語文化学科と地域マネジメント学部地域マネジメント学科の連携により、観光分野を体系的に学べる「観光専修課程」を設け、所定の単位数を履修した学生には、卒業時に学位と併せて観光専修課程の修了証書を授与することとしている。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	大学学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 2 条に学部・学科の設置について定めている。それ以外の教育研究上の基本となる組織は設けていない。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 3 条において、修業年限を 4 年と定めている。	3-1
第 88 条	—	該当なし。科目等履修生の修業年限の通算については、認めていない。	3-1
第 89 条	—	該当なし。早期卒業については、認めていない。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 23 条に入学資格を定めている。	2-1
第 92 条	○	大学学則第 44 条に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員その他必要な職員をおくことを定め、第 45 条に教職員の職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	大学学則第 46 条、第 51 条に教授会について定めている。	4-1
第 104 条	○	大学学則第 21 条及び大学院学則第 20 条において、学位の授与について定めている。	3-1
第 105 条	—	該当なし。特別の課程は設置していない。	3-1
第 108 条	○	大学学則第 25 条第 2 項第 3 号及び同条第 3 項第 1 号に編入学について定めている。	2-1
第 109 条	○	自己評価委員会で適切に実施している。	6-2
第 113 条	○	教育研究活動の状況は、本学ホームページで公表している。	3-2
第 114 条	○	組織及び運営に関する規程第 7 条・第 10 条・第 11 条・第 13 条・第 17 条・第 18 条で職員の職務について定めている。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 25 条第 2 項第 4 号により、高等専門学校を卒業した者の編入学を認めている。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 25 条第 2 項第 6 号及び同条第 3 項第 2 項により、専修学校の専門課程を修了した者の編入学を認めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	大学学則第 3 条に修業年限、第 3 章に学年、学期、休業日、授業日時数、 第 2 条の 2 に部科及び課程の組織、第 4 章に教育課程、 第 5 章に学習の評価、課程修了の認定、第 2 条の 2 に収容定員、 第 8 章に職員組織、第 6 章に入学、退学、転学、休学、	3-1 3-2

山陽学園大学

		第5章に卒業、第7章に授業料、入学料その他の費用徴収、第11章に賞罰について定めている。 本学は寄宿舎を置いていないため、大学学則には記載していない。	
第24条	○	学生の学籍簿や成績証明書等の各種証明書、学生の健康診断の記録等を適切に管理している。	3-2
第26条 第5項	○	大学学則第56条及び大学院学則第32条で懲戒について定めている。処分の手続については、懲戒規程を別途定めている。	4-1
第28条	○	「学校法人山陽学園文書取扱規程」及び「学校法人山陽学園文書保存規程」に従い、各部署に必要な表簿を備えている。	3-2
第143条	—	該当なし。	4-1
第146条	—	該当なし。科目等履修生の修業年限の通算は認めていない。	3-1
第147条	—	該当なし。早期卒業は認めていない。	3-1
第148条	—	該当なし。修業年限が四年を超える学部は存在しない。	3-1
第149条	—	該当なし。早期卒業は認めていない。	3-1
第150条	○	入学資格に関し、高等学校卒業者と同等以上と認められる者について、大学学則第23条各号で定めている。	2-1
第151条	—	該当なし。飛び入学は認めていない。	2-1
第152条	—	該当なし。飛び入学は認めていない。	2-1
第153条	—	該当なし。飛び入学は認めていない。	2-1
第154条	—	該当なし。飛び入学は認めていない。	2-1
第161条	○	大学学則第25条第1項・第2項において短期大学を卒業した者の3年次編入学について認めた上で、修業年数については同条第4項で定めている。	2-1
第162条	—	該当なし。(外国の大学等に在学した者の転学受け入れをしていない)	2-1
第163条	○	大学学則第4条において学年を、第5条において学期を定めている。	3-2
第163条の2	—	該当なし。学修証明書を交付する制度はない。	3-1
第164条	—	該当なし。特別の課程を設置していない。	3-1
第165条の2	○	学部・学科・研究科ごとに、教育上の目的を踏まえて、三つのポリシー(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)を定めており、本学ホームページで公開している。カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第166条	○	自己点検・評価は、自己評価委員会を組織して、実施している。	6-2
第172条の2	○	教育研究活動等の状況については、本学ホームページにて公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2

山陽学園大学

			5-1
第 173 条	○	「山陽学園大学学位規程」第 12 条で学位の授与について定めている。	3-1
第 178 条	○	大学学則第 25 条第 2 項第 4 号で、高等専門学校を卒業した者の編入学を認めた上で、修業年数については同条第 4 項で定めている。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 25 条第 1 項・第 2 項第 6 号・第 3 項第 2 号で、専修学校の専門課程（文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る）の 3 年次編入学について認めた上で、修業年数については同条第 4 項で定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を遵守するとともに、教育研究活動の水準の向上を図ることに努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 2 条に、学部及び学科の教育上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	入学者の選抜については、大学学則第 23 条・第 24 条、山陽学園大学・山陽学園短期大学入試選考委員会要綱に基づき行っている	2-1
第 3 条	○	大学学則第 2 条に学部の設置を規定し、同第 2 条の 2 に定員を定めている。	1-2
第 4 条	○	大学学則第 2 条に学科の設置を定めている。	1-2
第 5 条	—	該当なし。	1-2
第 6 条	—	該当なし。学部以外の基本組織を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	学科ごとに定められた必要数の教員を配置し、教員組織を編成している。また、採用人事の際は教員組織の年齢分布に配慮して採用を行っている。 就職指導は、組織規程第 26 条によりキャリアセンターが所掌している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	—	主要授業科目については、原則として教授、准教授が担当している。演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、助手に補助させている。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2

山陽学園大学

第10条 (旧第13条)	○	専任教員数は、大学設置基準旧第13条を満たしている。	3-2 4-2
第11条	○	FD・SDにおいて、組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	学長は、山陽学園大学学長候補選考規程に基づき設置された委員会が選定し、理事会に推薦した候補者案を基に理事会で選任している。	4-1
第13条	○	「山陽学園大学教員選考基準に関する内規」に教授の選考基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第14条	○	「山陽学園大学教員選考基準に関する内規」に准教授の選考基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第15条	○	「山陽学園大学教員選考基準に関する内規」に講師の選考基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第16条	○	「山陽学園大学教員選考基準に関する内規」に助教の選考基準が定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第17条	○	助手の資格については、「山陽学園大学助手任用基準」で定められており、適切に審査している。	3-2 4-2
第18条	○	大学学則第2条の2で学部の学科の定員を定めている。	2-1
第19条	○	大学学則第1条・第2条において定める教育研究上の目的を達成するために三つのポリシーを策定し、大学学則第8条による開設科目で教育課程を体系的に編成している。	3-2
第19条の2	—	該当なし。連携開設科目を設置していない。	3-2
第20条	○	大学学則の別表により必修科目及び選択科目を定め、これらを各年次に適切に配当して教育課程を編成している。	3-2
第21条	○	単位数については、大学学則第17条で定めている。	3-1
第22条	○	大学学則第7条第1項において、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。	3-2
第23条	○	大学学則第7条第2項で、各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8週、10週、15週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものと定めている。	3-2
第24条	○	一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の内容・方法、施設・設備等を考慮し、教育効果が十分に上げられるような人数に設定している。	2-5
第25条	○	授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行っている。また、第9条の2において、授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができると定めている。	2-2 3-2

山陽学園大学

第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに 1 年間の授業の計画は、履修ガイド及びシラバスで明示している。学修の成果に係る評価及び卒業の認定については、その基準を大学学則第 5 章で明示し適切に運用している。	3-1
第 26 条	—	該当なし。昼夜開講制については、実施していない。	3-2
第 27 条	○	大学学則第 11 条に明記している。	3-1
第 27 条の 2	○	大学学則第 10 条で登録単位数の上限を設けることを規定し、学部の「履修に関する細則」で上限の値を学部ごとに定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。連携開設科目は設置していない。	3-1
第 28 条	○	大学学則第 18 条に、他の教育機関等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 18 条に、他の教育機関等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 16 条に、入学前の既修得単位等の認定について定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。大学では長期履修制度を設置していない。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 52 条に科目等履修生を定め、「山陽学園大学科目等履修生に関する細則」で必要な事項を定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 20 条に卒業の要件を定めている。	3-1
第 33 条	—	該当なし。本学では授業時間制を設けていない。	3-1
第 34 条	○	法令に基づく校地を有している。	2-5
第 35 条	○	法令に基づく運動場を有している。	2-5
第 36 条	○	法令に基づき校舎等施設を有している。	2-5
第 37 条	○	法令に基づく校地面積を有している。	2-5
第 37 条の 2	○	法令に基づく校舎面積を有している。	2-5
第 38 条	○	法令に基づき図書等の資料及び図書館を整備している。	2-5
第 39 条	—	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条	○	法令に基づき整備している。	2-5
第 40 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、計画的に毎年度必要な予算を計上し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学学則第 1 条に大学の名称、第 2 条に学部・学科の名称を定めている。	1-1
第 41 条	○	組織規程第 8 条に基づき、事務組織を定めている。	3-2
第 42 条	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	1-2
第 42 条の 2	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-1
第 42 条の 3	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-2
第 42 条の 4	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2

山陽学園大学

第 42 条の 5	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	4-1
第 42 条の 6	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-2
第 42 条の 7	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 42 条の 8	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 9	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	3-1
第 42 条の 10	—	該当なし。専門職学科を設置していない。	2-5
第 43 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 44 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 45 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 46 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2 4-2
第 47 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 48 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 49 条の 2	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	3-2
第 49 条の 3	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 49 条の 4	—	該当なし。工学に関する学部を設置していない。	4-2
第 58 条	—	該当なし。外国に学部・学科その他の組織を設置していない。	1-2
第 59 条	—	該当なし。大学院大学を設置していない。	2-5
第 61 条	—	該当なし。新たな大学等を設置しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 21 条に学位の授与について定めている。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 21 条に学位の名称について定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 13 条	○	学位に関し必要な事項は大学学則及び山陽学園大学学位規程で定め、改正時は変更届にて文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	法令に則り、運営基盤の強化、教育の質向上及び運営の透明確保に努めている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令に則り、理事、監事、評議員、職員等法人の関係者に特別の利益供与を行っていない。	5-1

山陽学園大学

第 33 条の 2	○	学校法人山陽学園寄附行為第 36 条第 2 項で定め、遵守している。	5-1
第 35 条	○	寄附行為第 5 条に定め、法人に理事 11 人以上 16 人以下、監事 2 人を置き、第 6 条において、理事のうち 1 人を理事長とすることが明記されている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 10 条に定め、これに基づき運営している。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 1 条、第 13 条～15 条に定め、職務を執行している。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 7 条で理事の選任、第 14 条で監事の選任を定めている。	5-2
第 39 条	○	寄附行為第 14 条で、監事は理事、評議員、教職員以外の者とすることを定めている。	5-2
第 40 条	○	寄附行為第 18 条で定めている。	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 41 条に定め、これに基づき運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 24 条で、評議員会への諮問事項を定めている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 25 条で定め、遵守している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 21 条で定め、これにより選出している。	5-3
第 44 条の 2	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	寄附行為において定めていないが、私立学校法の当該規定を遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	寄附行為第 19 条及び第 19 条の 2 で定め、遵守している。	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 42 条で定め、遵守している。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 34 条で定め、これに則して適切に作成し運用している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 35 条で定め、これに基づき運営している。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 36 条で定め、遵守している。	5-1
第 48 条	○	学校法人山陽学園役員報酬等に関する規程を定め、遵守している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 38 条で定め、遵守している。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条の 2 で定め、遵守している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
--	----------	---------	------------

山陽学園大学

第 99 条	○	大学院学則第 1 条に目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条で研究科の設置を定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 22 条で入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	大学院学則第 22 条で入学資格を定めている。	2-1
第 156 条	—	該当なし。	2-1
第 157 条	—	該当なし。	2-1
第 158 条	—	該当なし。	2-1
第 159 条	—	該当なし。	2-1
第 160 条	—	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を遵守し大学運営を行っている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 5 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	入学者の選抜については、大学院学則第 22 条・第 23 条、山陽学園大学・山陽学園短期大学入試選考委員会要綱に基づき行っている。	2-1
第 2 条	○	大学院学則第 3 条に修士課程を置くことが定められている。	1-2
第 2 条の 2	—	該当なし。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 3 条に修士課程の設置について定めている。就業年数は第 5 条に定めている。	1-2
第 4 条	—	該当なし。	1-2
第 5 条	○	研究科は教育研究上適当な規模であり、教員数等も法令に定められた基準を満たしている。	1-2
第 6 条	○	大学院学則第 3 条に一個の専攻を置くことを定めている。	1-2
第 7 条	○	大学院の研究科の教員は、基本的に基礎となる学部の教員が担当しており、学部と適切な連携を図ることができる組織体制となっている。	1-2
第 7 条の 2	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	—	該当なし。研究科以外の基本組織を設置していない。	1-2

山陽学園大学

			3-2 4-2
第 8 条	○	定められた必要数の教員を配置し、教員組織編成している。 就職指導は、組織規程第 26 条によりキャリアセンターが所掌している。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	「山陽学園大学大学院担当教員選考規程」において、授業担当教員になるための資格が定められ、必要な教員数が確保されている。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	FD・SD において、組織的な研修を実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 3 条で収容定員を定めている。	2-1
第 11 条	○	カリキュラム・ポリシーに基づき、授業科目を自ら開設するとともに、研究指導計画を策定し、体系的に教育課程を編成している。高度の専門的知識及び能力、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養に配慮している。	3-2
第 12 条	○	大学院学則第 8 条に授業及び研究指導について定めている。	2-2 3-2
第 13 条	○	「山陽学園大学大学院担当教員選考規程」第 4 条で研究指導教員の資格を定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	大学院学則第 14 条で、夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導をおこなうこと等について定めている。	3-2
第 14 条の 2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画については、履修ガイド及びシラバスで明示している。学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定については、その基準を大学院学則第 5 章で明示し適切に運用している。	3-1
第 15 条	○	各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業の方法及び単位の授与、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については大学院学則で定め、他の必要な事項は、大学学則の規定を準用すると定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 18 条に修士課程の修了の要件について定めている。	3-1
第 17 条	—	該当なし。博士課程は設置していない。	3-1
第 19 条	○	大学院学則第 8 条に教育課程について定め、別表に明記している。	2-5
第 20 条	○	法令に基づき整備している。	2-5

山陽学園大学

第 21 条	○	法令に基づき図書等の資料及び図書館を整備している。	2-5
第 22 条	○	法令に基づき学部と共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	該当なし。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、計画的に毎年度必要な予算を計上し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	大学院学則第 3 条で研究科等の名称を定めている。	1-1
第 23 条	—	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	—	該当なし。	2-5
第 25 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 26 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2
第 27 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	3-2 4-2
第 28 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-5
第 30 条	—	該当なし。通信教育を行う課程を設置していない。	2-2 3-2
第 30 条の 2	—	該当なし。研究科等連係課程実施基本組織を設置していない。	3-2
第 31 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-2
第 32 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 33 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	3-1
第 34 条	—	該当なし。共同教育課程を設置していない。	2-5
第 34 条の 2	—	該当なし。工学を専攻する研究科を設置していない。	3-2
第 34 条の 3	—	該当なし。	4-2
第 42 条	—	該当なし。	2-3
第 43 条	○	職員の能力及び資質を向上させるための研修を適切に実施している。	2-4
第 45 条	—	該当なし。	1-2
第 46 条	—	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 20 条及び「山陽学園大学学位規程」第 3 条第 2 項に	3-1

山陽学園大学

		において、大学院の修士課程を修了した者に対し修士の学位を授与することを定めている。	
第4条	—	該当なし。博士課程を設置していない。	3-1
第5条	○	「山陽学園大学学位規程」第5条第3項において、修士論文の審査に当たって必要があるときは、他大学の大学院又は研究所等の教員等を委員に加えることができると定めている。	3-1
第12条	—	該当なし。博士課程を設置していない。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人山陽学園寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	山陽学園大学／山陽学園短期大学大学案内 2025	
	2025 山陽学園大学大学院看護学研究科修士課程 山陽学園大学助産学専攻科 2025 入学案内	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	山陽学園大学学則、山陽学園大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	学生募集要項	
	総合人間学部外国人留学生・外国人留学生編入学募集要項 総合人間学部・看護学部編入学募集要項	

山陽学園大学

	看護学部看護学科外国人留学生募集要項 山陽学園大学大学院学生募集要項 助産学専攻科学生募集要項 山陽学園大学総合人間学部帰国子女特別選抜学生募集要項 外国人留学生特別推薦(指定校制)入学募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活ガイド	
【資料 F-6】	事業計画書	
	令和6年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	令和5年度事業実績報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	アクセスマップ/キャンパスマップ	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	山陽学園規程集目次	
	山陽学園大学・山陽学園短期大学関係規程	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人山陽学園役員等名簿	
	理事会・評議員会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	令和元年度～令和5年度計算書類、 平成元年度～令和5年度監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	令和6年度履修ガイド(総合人間学部、地域マネジメント学部、看護学部)	
	令和6年度履修ガイド・授業概要(Syllabus) (大学院看護学研究科、助産学専攻科)	
	2024年度授業概要(シラバス)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	大学4学科、大学院、助産学専攻科の三つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	収容定員に係る学則変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	山陽学園大学学則	
【資料 1-1-2】	山陽学園大学大学院学則	
【資料 1-1-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード	
【資料 1-1-4】	学部、大学院、助産学専攻科の履修ガイド	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ (https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/governance_code)	
【資料 1-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	
【資料 1-1-7】	山陽学園大学 4 学科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-8】	アピールポイント PR チラシ (カリキュラム改編関係)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	
【資料 1-2-2】	大学ホームページ (https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure)	
【資料 1-2-3】	大学・各学部履修ガイド	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 1-2-4】	学校法人山陽学園中期計画	
【資料 1-2-5】	山陽学園大学 4 学科の三つのポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-6】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	
【資料 1-2-7】	組織図	
【資料 1-2-8】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	山陽学園大学 4 学科のアドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-2】	2024 年度大学案内	
【資料 2-1-3】	2024 年度山陽学園大学・山陽学園短期大学学生募集要項	
【資料 2-1-4】	山陽学園大学大学院看護学研究科のアドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-5】	山陽学園大学助産学専攻科のアドミッション・ポリシー	【資料 F-13】と同じ
【資料 2-1-6】	2024 年度山陽学園大学大学院入学案内	
【資料 2-1-7】	2024 年度山陽学園大学助産学専攻科入学案内	
【資料 2-1-8】	2024 年度山陽学園大学大学院看護学研究科看護学専攻修士課程学生募集要項	
【資料 2-1-9】	2024 年度山陽学園大学助産学専攻科学生募集要項	
【資料 2-1-10】	2024 年度山陽学園大学総合人間学部・看護学部編入学募集要項	
【資料 2-1-11】	2024 年度山陽学園大学総合人間学部外国人留学生・外国人留学生編入学学生募集要項	
【資料 2-1-12】	2024 年度山陽学園大学看護学部看護学科外国人留学生学生募集要項	
【資料 2-1-13】	2024 年度山陽学園大学総合人間学部外国人留学生特別推薦(指定校制)入学募集要項	
【資料 2-1-14】	「ビジネス心理学科」へ学科名称を変更します(チラシ)	【資料 1-1-8】と同じ
【資料 2-1-15】	2023 年度山陽学園大学・山陽学園短期大学入試問題作成・評価委員会要項	
【資料 2-1-16】	学生募集戦略会議内規、学生募集体制の強化イメージ図	

山陽学園大学

【資料 2-1-17】	2024 年度第 1 回 FD・SD 研修資料	
【資料 2-1-18】	令和 7 (2025) 年度入試に向けた学生募集活動基本方針	
【資料 2-1-19】	2024 年度高校訪問実施要領	
【資料 2-1-20】	学科の特色を示すチラシ (大学 4 学科)	
【資料 2-1-21】	「探究学習を支援します」チラシ	
【資料 2-1-22】	アピールポイント PR チラシ (カリキュラム改編関係)	【資料 1-1-8】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	山陽学園大学学修支援センターワーキンググループ内規	
【資料 2-2-2】	2023 年度各科の学修支援実施計画	
【資料 2-2-3】	2023 年度 WG・委員会・協議会・機構等の構成員一覧	
【資料 2-2-4】	山陽学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 2-2-5】	基礎学力向上プログラムと SA の実績等	
【資料 2-2-6】	2023 (R05) オフィスアワー専任教員	
【資料 2-2-7】	2023 (R05) オフィスアワー非常勤講師	
【資料 2-2-8】	障がい学生支援のガイドライン	
【資料 2-2-9】	障がい学生支援の流れ	
【資料 2-2-10】	アドバイザー制度についての申し合わせ	
【資料 2-2-11】	欠席入力ページ (http://172.18.1.11/)	
【資料 2-2-12】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント実施要領	
【資料 2-2-13】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントの実施に関するガイドライン	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	地元優良企業と連携した PBL (問題解決型授業) プログラムの概要	
【資料 2-3-2】	ビジネス能力検定 3 級で合格率 94.3%を達成しました! (https://www.sguc.ac.jp/event/lifepsychology/2023/19028/)	
【資料 2-3-3】	「インターンシップ」シラバス	
【資料 2-3-4】	総合人間学部の履修ガイド	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 2-3-5】	「地域マネジメント実習」シラバス	
【資料 2-3-6】	2023 年度地域マネジメント実習の実習先と派遣人数	
【資料 2-3-7】	社会調査士取得に必要な科目 (地域マネジメント学部関連)	
【資料 2-3-8】	インターンシップ体験先一覧	
【資料 2-3-9】	「卒業までの目的&ゴール」「キャリアプラットフォーム」「日々の過ごし方振り返りシート」	
【資料 2-3-10】	山陽学園大学・山陽学園短期大学キャリアセンターワーキンググループ内規	
【資料 2-3-11】	2023 年度「就職懇談会」の開催について (御案内)	
【資料 2-3-12】	「社会人入門」シラバス	
【資料 2-3-13】	漢字検定、秘書検定、秘書検定対策講座	
【資料 2-3-14】	「卒業生による学内業界研究会」の開催について	
【資料 2-3-15】	山陽学園大学生のための学内インターンシップ説明会	
【資料 2-3-16】	山陽学園大学「実習病院就職説明会」の開催について (依頼)	
【資料 2-3-17】	大阪 合同企業説明会就職支援バス参加者募集	
【資料 2-3-18】	就活塾 I、就活塾 II、就活塾 III	
【資料 2-3-19】	公務員試験対策講座 基礎講座のご案内 公務員試験対策講座 集中講座のご案内 公務員試験対策講座 直前対策講座のご案内	
【資料 2-3-20】	公務員試験対策セミナーのご案内	

山陽学園大学

【資料 2-3-21】	面接対策講座の開催	
【資料 2-3-22】	留学生就職ガイダンス	
【資料 2-3-23】	就職対策講座開催のお知らせ（看護）	
【資料 2-3-24】	2022年3月卒業生の進路に関するアンケート調査について 企業（法人）アンケート調査について	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生部ワーキンググループ内規	
【資料 2-4-2】	学生部ワーキンググループ担当表	
【資料 2-4-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生相談室内規	
【資料 2-4-4】	学生相談室活動報告	
【資料 2-4-5】	保健室利用統計	
【資料 2-4-6】	保健室担当表	
【資料 2-4-7】	山陽学園学生寮規則・細則	
【資料 2-4-8】	ハラスメント相談員	
【資料 2-4-9】	課外活動要項	
【資料 2-4-10】	学生研修助成配分基準	
【資料 2-4-11】	リーダーズトレーニング開催要項	
【資料 2-4-12】	2023 ボランティア活動	
【資料 2-4-13】	ボランティア活動参加者名簿	
【資料 2-4-14】	さんばと隊表彰状	
【資料 2-4-15】	日本学生支援機構奨学金受給状況	
【資料 2-4-16】	各種奨学金	
【資料 2-4-17】	特別奨学生制度、特待生制度	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地・校舎の配置図	
【資料 2-5-2】	山陽学園学生寮規則	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-5-3】	山陽学園寮細則	【資料 2-4-7】と同じ
【資料 2-5-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	
【資料 2-5-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン	
【資料 2-5-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ネットワーク利用要綱	
【資料 2-5-7】	図書館アンケート 実施および集計結果について	
【資料 2-5-8】	障がい学生支援のガイドライン	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-5-9】	2023年度クラスサイズに関する集計（大学）	
【資料 2-5-10】	山陽学園大学・山陽学園短期大学耐震化準備委員会に関する内規	
【資料 2-5-11】	学内ネットワーク整備計画	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	学修行動及びキャンパスライフ調査	
【資料 2-6-2】	2023年度後期学生による授業評価実施要項	
【資料 2-6-3】	学友会アンケート	
【資料 2-6-4】	教職員のための学生サポートハンドブック	
【資料 2-6-5】	障がい学生支援のガイドライン	【資料 2-2-8】と同じ
【資料 2-6-6】	学生との懇談会レジュメ	
【資料 2-6-7】	学生との懇談会出席者名簿	
【資料 2-6-8】	自習室の開設について（お知らせ）	

基準 3. 教育課程

基準項目

山陽学園大学

コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	山陽学園大学学則	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 3-1-2】	学部、大学院、助産学専攻科の履修ガイド	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-1-3】	年度初めの行事予定	
【資料 3-1-4】	成績評価及び GPA の運用に関するガイドライン	
【資料 3-1-5】	山陽学園大学アセスメント・プラン	
【資料 3-1-6】	山陽学園大学助産学専攻科規程	
【資料 3-1-7】	履修に関する細則の特例措置について	
【資料 3-1-8】	大学教務部ワーキンググループ会議議事録要旨	
【資料 3-1-9】	大学教授会議事録	
【資料 3-1-10】	山陽学園大学大学院学則	【資料 1-1-2】と同じ
【資料 3-1-11】	修士論文審査基準	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	学部、大学院、助産学専攻科の履修ガイド	【資料 1-1-4】と同じ
【資料 3-2-2】	大学公式ホームページ三つのポリシー (https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure/policy)	
【資料 3-2-3】	言語文化学科 履修系統図	
【資料 3-2-4】	ビジネス心理学科 履修系統図	
【資料 3-2-5】	地域マネジメント学科 履修系統図	
【資料 3-2-6】	看護学部教務委員会議 事要旨	
【資料 3-2-7】	看護学部運営協議会議事要旨	
【資料 3-2-8】	ディプロマ・ポリシーチェックリスト	
【資料 3-2-9】	大学院教務委員会議事要旨	
【資料 3-2-10】	研究科運営協議会 会議議事要旨	
【資料 3-2-11】	山陽学園大学学則	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 3-2-12】	アピールポイント PR チラシ (カリキュラム改編関係)	【資料 2-1-22】と同じ
【資料 3-2-13】	看護学部 履修系統図	
【資料 3-2-14】	研究科 履修系統図	
【資料 3-2-15】	助産学専攻科 履修系統図	
【資料 3-2-16】	登録単位数オーバーについての注意メール	
【資料 3-2-17】	一般教育委員会に関する内規	
【資料 3-2-18】	「知的生き方概論」シラバス	
【資料 3-2-19】	2023 年度事業計画点検・評価報告書【実績】	
【資料 3-2-20】	ポートフォリオ	
【資料 3-2-21】	新生児蘇生法・専門コース (A) 受験状況	
【資料 3-2-22】	2023 年度 FD・SD 研修会開催計画	
【資料 3-2-23】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	
【資料 3-2-24】	2023 年度後期学生による授業評価実施要項	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-2-25】	授業参観実施要領	
【資料 3-2-26】	Moodle4 講習会	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	山陽学園大学アセスメント・プラン	【資料 3-1-5】と同じ
【資料 3-3-2】	アセスメント・プランによる学修成果及び教育成果の点検・評価	
【資料 3-3-3】	ディプロマ・ポリシーチェックリスト	【資料 3-2-8】と同じ
【資料 3-3-4】	欠席入力ページ (http://172.18.1.11/)	【資料 2-2-11】と同じ
【資料 3-3-5】	「学修行動およびキャンパスライフ調査」	【資料 2-6-1】と同じ

山陽学園大学

【資料 3-3-6】	成績評価及び GPA の運用に関するガイドライン	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-3-7】	「個別面談シート」	
【資料 3-3-8】	入学時アンケートの集計結果	
【資料 3-3-9】	資格・免許取得状況調査	
【資料 3-3-10】	就職及び進路状況	
【資料 3-3-11】	産業分類別内定企業一覧表	
【資料 3-3-12】	新生児蘇生法・専門コース (A) 受験状況	【資料 3-2-21】と同じ
【資料 3-3-13】	2023 年度後期学生による授業評価実施要項	【資料 2-6-2】と同じ
【資料 3-3-14】	2023 (R05) オフィスアワー専任教員	【資料 2-2-6】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	山陽学園大学・山陽学園短期大学合同会議内規	【資料 1-2-1】と同じ
【資料 4-1-2】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	【資料 1-2-8】と同じ
【資料 4-1-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 4-1-4】	山陽学園大学教授会規程	
【資料 4-1-5】	山陽学園大学大学院研究科委員会規程	
【資料 4-1-6】	教授会等の審議事項に関する要綱	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	設置基準上の教員数と現状の専任教員数等を示す資料	
【資料 4-2-2】	人事委員会規程	
【資料 4-2-3】	山陽学園大学大学院担当教員選考規程、細則	
【資料 4-2-4】	山陽学園大学教員選考規程、内規、任用基準	
【資料 4-2-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	【資料 3-2-23】と同じ
【資料 4-2-6】	FD・SD 等全教職員研修会議開催実績	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	FD・SD 等全教職員研修会議開催実績	【資料 4-2-6】と同じ
【資料 4-3-2】	2023 年度 FD・SD 研修会議開催計画	【資料 3-2-22】と同じ
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	学内研究補助金の配分状況	
【資料 4-4-2】	科学研究費助成事業の申請数	
【資料 4-4-3】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程	
【資料 4-4-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理審査委員会内規	
【資料 4-4-5】	FD・SD 等全教職員研修会議資料	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人山陽学園の組織及び運営に関する規程	【資料 1-2-6】と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人山陽学園勤務規則	
【資料 5-1-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教職員行動規範	
【資料 5-1-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学研究倫理規程	【資料 4-4-3】と同じ
【資料 5-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学ガバナンス・コード	【資料 1-1-3】と同じ
【資料 5-1-7】	山陽学園大学・山陽学園短期大学におけるハラスメントの防止等に関する規程	

山陽学園大学

【資料 5-1-8】	山陽学園大学・山陽学園短期大学学生個人情報保護規程	
【資料 5-1-9】	学校法人山陽学園公益通報に関する規程	
【資料 5-1-10】	大学ホームページ (https://sanyogakuen.net/disclosure/college/edu_disclosure)	
【資料 5-1-11】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-1-12】	山陽学園大学・山陽学園短期大学人権委員会に関する内規	
【資料 5-1-13】	山陽学園大学・山陽学園短期大学危機管理規程	【資料 2-5-4】と同じ
【資料 5-1-14】	山陽学園大学・山陽学園短期大学安全衛生管理に関する内規	
【資料 5-1-15】	山陽学園大学・山陽学園短期大学リスクマネジメントガイドライン	【資料 2-5-5】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人山陽学園寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	山陽学園寄附行為施行細則	
【資料 5-2-3】	理事選任時の理事会議事録及び資料（評議員・監事選任含む）	
【資料 5-2-4】	理事会及び評議員会の出席状況・意思表示書	
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	山陽学園経営会議要綱	
【資料 5-3-2】	学校法人山陽学園監査室規程	
【資料 5-3-3】	監事選任時の理事会議事録及び資料	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-4】	監事選任時の評議員会議事録及び資料	
【資料 5-3-5】	監事の理事会・評議員会の出席状況	【資料 5-2-4】と同じ
【資料 5-3-6】	監査報告書	
【資料 5-3-7】	評議員選任時の理事会議事録及び資料	【資料 5-2-3】と同じ
【資料 5-3-8】	評議員会議事録	
【資料 5-3-9】	評議員会資料及び出席状況・意思表示書	【資料 5-2-4】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 5-4-2】	科学研究費補助金の適正な運営及び管理を行う責任者の設置に関する規程	
【資料 5-4-3】	研究費の不正使用に関する取扱い規程	
【資料 5-4-4】	収支予算書	
【資料 5-4-5】	計算書類、独立監査人の監査報告書（過去5年間）	【資料 F-11】と同じ
【資料 5-4-6】	独立監査人の監査報告書（過去5年間）	
【資料 5-4-7】	財務比率関係資料	
【資料 5-4-8】	山陽学園大学学則の一部改正について	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	経理規程	
【資料 5-5-2】	資金運用規程	
【資料 5-5-3】	独立監査人の監査報告書	【資料 5-4-6】と同じ
【資料 5-5-4】	監事の監査報告書	【資料 5-3-6】と同じ
【資料 5-5-5】	理事会議事録	
【資料 5-5-6】	評議員会議事録	【資料 5-3-8】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	山陽学園大学学則	【資料 1-1-1】と同じ
【資料 6-1-2】	教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領	

山陽学園大学

【資料 6-1-3】	認証評価と自己点検・自己評価について（2022 年度第 4 回 FD・SD 等全教職員研修会議資料）	
【資料 6-1-4】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学マネジメント基本方針	【資料 1-1-6】と同じ
【資料 6-1-5】	山陽学園大学・山陽学園短期大学自己評価委員会に関する内規	【資料 4-2-5】と同じ
【資料 6-1-6】	山陽学園大学・山陽学園短期大学教学推進会議内規	【資料 1-2-8】と同じ
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	教育研究等の自己点検及び自己評価の実施に関する要領	【資料 6-1-2】と同じ
【資料 6-2-2】	中期計画・事業計画・個別計画の策定・点検・評価結果	
【資料 6-2-3】	教職員向けサイト	
【資料 6-2-4】	大学ホームページ (https://www.sanyogakuen.net/disclosure/college/self-inspection)	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	FD・SD 研修会資料	
【資料 6-3-2】	学校法人山陽学園中期計画	【資料 1-2-4】と同じ
【資料 6-3-3】	中期計画・事業計画・個別計画の策定・点検・評価結果	【資料 6-2-2】と同じ

基準 A. 地域連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 大学の特性を活かした地域連携		
【資料 A-1-1】	包括連携協定に基づく地域連携事業	
【資料 A-1-2】	地域自治体、各種団体との連携事業	
【資料 A-1-3】	大学間連携事業：コンソーシアム岡山	
【資料 A-1-4】	高大連携事業	
【資料 A-1-5】	公開講座・公開講演会	